

独立行政法人日本学生支援機構の
令和5年度における業務の実績に関する評価

令和6年

文 部 科 学 大 臣

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-1 奨学金事業	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-2 留学生支援事業	・・・ p 71
	項目別評価調書 No. I-3 学生生活支援事業	・・・ p 138
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）	・・・ p 161
	項目別評価調書 No. II-1 業務の効率化	・・・ p 161
	項目別評価調書 No. II-2 組織の効率的な機能発揮	・・・ p 177
	項目別評価調書 No. II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	・・・ p 179
	項目別評価調書 No. II-4 情報システムの適切な整備及び管理	・・・ p 183
1-1-4-3	項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）	・・・ p 186
	項目別評価調書 No. III-1 収入の確保等	・・・ p 186
	項目別評価調書 No. III-2 寄付金事業の実施	・・・ p 191
	項目別評価調書 No. III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	・・・ p 195
	項目別評価調書 No. III-4 予算の管理及び計画的な執行	・・・ p 197
1-1-4-4	項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 204
	項目別評価調書 No. IV-1 内部統制・ガバナンスの強化	・・・ p 204
	項目別評価調書 No. IV-2 情報セキュリティ対策の推進	・・・ p 220
	項目別評価調書 No. IV-3 広報・広聴の充実	・・・ p 225
	項目別評価調書 No. IV-4 施設及び設備に関する計画	・・・ p 229
	項目別評価調書 No. IV-5 人事に関する計画	・・・ p 232
	項目別評価調書 No. IV-6 その他	・・・ p 239
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 241

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度
	中期目標期間	令和元年度～令和5年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生支援課、桐生崇
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、福井俊英

3. 評価の実施に関する事項
令和6年7月29日 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
—

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	A	A	A	B
評定に至った理由	法人全体の評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。</p> <p>○日本人留学生に対する支援について、海外留学イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数が前年度実績から大幅に増加させ、年度計画値の120%以上となった。(p21 参照)</p> <p>○多様な取組により寄附金の獲得拡大に努めるとともに、災害支援金の速やかな周知や支給に取り組み、さらに、児童養護施設等の生徒に対する受験料等の支援を実施するなど、寄附金を活用した学生支援を充実した。(p191 参照)</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項							
1. 奨学金事業	B	A	A	A	B	I-1	
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)	(A重)	(A重)	(B)	I-1 (1)	
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)	(A重)	(A重)	(B)	I-1 (2)	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	I-1 (3)	
2. 留学生支援事業	B	B	B	B	B	I-2	
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	I-2 (1)	
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)	(A)	(A)	I-2 (2)	
3. 学生生活支援事業	B	B	A	B	B	I-3	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)	(A)	(B)	(B)	I-3 (1)	
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)	(A)	(B)	(B)	I-3 (2)	
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	I-3 (3)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B	B	B	B	II-2	
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B	B	B	B	II-3	
4. 情報システムの適切な整備及び管理	-	-	-	B	B	II-4	
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 収入の確保等	B	B	B	B	B	III-1	
2. 寄付金事業の実施	B	A	A	A	A	III-2	
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B	B	B	B	III-3	
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B	B	B	B	III-4	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B	B	B	B	IV-1	
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B	B	IV-2	
3. 広報・広聴の充実	B	B	B	B	B	IV-3	
4. 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	IV-4	

1. 業務の効率化	B	B	B	B	B	II-1	
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	II-1 (1)	
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	II-1 (2)	
(3) 契約の適正化	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	II-1 (3)	
5. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	IV-5	
6. その他	B	B	B	B	B	IV-6	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調査No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査No.を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」及び「IV. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001594

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率 （年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	91.40%以上	予算額 （千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	2,144,328,650

(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	90.77%	決算額 (千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	2,040,294,435
(達成度) ※年度計画 値を100% とする。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	99.3%	経常費用 (千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	217,771,292
(2) 貸与奨 学金の当年 度分(当該年 度に返還期 日が到来す るもの)の回 収率 (年度計画 値)	中期目 標期間 中に 97.3% 以上と する。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	97.17% 以上	97.24%以 上	97.30% 以上	経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	217,891,202
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	97.64%	行政コス ト(千 円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	217,783,183
(達成度) ※年度計画 値を100% とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	100.3%	従事人員 数	266	282	284	274	273
(3) 貸与奨 学金の要返 還債権数に 占める3か月 以上延滞債 権数の割合	平成 30年 度実績 に対し て中期 目標期	—	改善率： 2.0%以上 (割合： 3.49% 以下)	改善率： 4.0%以上 (割合： 3.42% 以下)	改善率： 6.0%以上 (割合： 3.35% 以下)	改善率： 8.0%以上 (割合： 3.28% 以下)	改善率： 10.0%以 上 (割合： 3.20% 以下)						

(年度計画値)	間中に10%以上改善する。													
(実績値)	—	3.56%	改善率：5.62% (割合：3.36%)	改善率：19.10% (割合：2.88%)	改善率：23.31% (割合：2.73%)	改善率：23.60% (割合：2.72%)	改善率：23.31% (割合：2.73%)							
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	120.6%	117.2%							
(4) 貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合	中期目標期間中に3.26%以下とする。	—	3.37%以下	3.34%以下	3.32%以下	3.29%以下	3.26%以下							
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	2.73%	2.81%							
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	120.5%	116.0%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
	(1) 貸与奨学金【B】 (2) 給付奨学金【B】 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (1)～(3)各項目を参照
			<その他事項> (1)～(3)各項目を参照	

4. その他参考情報

特になし

I-1	奨学金事業（1）貸与奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001594

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)貸与奨学金の総回収率 （年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	91.40%以上	予算額 （千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	2,144,328,650
（実績値）	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	90.77%	決算額 （千円）	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	2,040,294,435
（達成度） ※年度計画値	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	99.3%	経常費用 （千円）	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	217,771,292

を 100%とする。														
(2)貸与奨学金の当年度分 (当該年度に返還期日が到来するもの) の回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 97.3%以上とする。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	97.17% 以上	97.24% 以上	97.30% 以上		経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	217,891,202
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	97.64%		行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	217,783,183
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	100.3%		従事人員数	266	282	284	274	273
(3)貸与奨学金の要返還債権数に占める 3か月以上延滞債権数の割合 (年度計画値)	平成30年度実績 に対して中期目標期間中に 10%以上改善する。	—	改善率： 2.0%以上 (割合： 3.49% 以下)	改善率： 4.0%以上 (割合： 3.42% 以下)	改善率： 6.0%以上 (割合： 3.35% 以下)	改善率： 8.0%以上 (割合： 3.28% 以下)	改善率： 10.0%以上 (割合： 3.20% 以下)							
(実績値)	—	3.56%	改善率：	改善率：	改善率：	改善率：	改善率：							

			5.62% (割合 : 3.36%)	19.10% (割合 : 2.88%)	23.31% (割合 : 2.73%)	23.60% (割合 : 2.72%)	23.31% (割合 : 2.73%)							
(達成度) ※年度計画値 を100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	120.6%	117.2%							
(4)貸与奨学 金の要返還債 権額に占める 3か月以上延 滞債権額の割 合	中期目 標期間 中に 3.26% 以下と する。	—	3.37% 以下	3.34% 以下	3.32% 以下	3.29% 以下	3.26% 以下							
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	2.73%	2.81%							
(達成度) ※年度計画値 を100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	120.5%	116.0%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	B
	①奨学金の的確な貸与【B】<1> ②適格認定の実施【B】<2> ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【B】<3><4> ④機関保証制度の運用【B】<5> ⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用【B】<6> ⑥所得連動返還方式の運用【B】<7>	<評定> B <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成し計画に定められた業務実績であることからB評定とする。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 なお、総回収率の指標については機構が定めるB評定の目標値にやや達していないものの、回収率向上の取組を着実に実施し、前年度より改善させたことを評価するとともに、①～⑥の各項目の取組全体を総合的に勘案し、B評定が相当と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 各項目を参照 <その他事項>	

			各項目を参照														
<p><1> 貸与奨学金の的確な実施状況</p>	<p>○貸与奨学金の実施状況</p> <p>貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和6年度大学等進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。</p> <p>(1) 令和5年度奨学生新規採用状況</p> <p>令和5年度採用者数、緊急採用・応急採用者数、猶予年限特例採用者数及び緊急特別無利子貸与型奨学金採用者数は下表のとおりであった。</p> <p><令和5年度 貸与奨学生新規採用状況> (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="452 1209 1176 1460"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">採用者数</th> <th colspan="2">緊急採用</th> </tr> <tr> <th>応急採用</th> <th>猶予年限特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種 計</td> <td>183,441</td> <td>313</td> <td>33,347</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>110,868</td> <td>255</td> <td>19,787</td> </tr> </tbody> </table>	区分	採用者数	緊急採用		応急採用	猶予年限特例	第一種 計	183,441	313	33,347	大学	110,868	255	19,787	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。 ・真に必要な額となるよう学生等に対し、申込時及び採用時に周知を行ったことは評価できる。 ・貸与奨学金の申請者について家計状況を把握して学校授業料等の最新の状況を収集・分析し、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認したことは評価できる。 ・原則として申込者より提出されるマイナンバーにて所得等の情報を確認する方法に改めること 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>マイナンバー活用、審査のペーパーレス化は評価できる。</p>
区分	採用者数			緊急採用													
		応急採用	猶予年限特例														
第一種 計	183,441	313	33,347														
大学	110,868	255	19,787														

短期大学	8,305	5	1,905
大学院	22,430	17	-
高等専門学校	376	3	73
専修学校（専門課程）	41,394	33	11,547
通信教育課程	68	-	35
第二種 計	206,317	161	-
大学	138,246	113	-
短期大学	8,600	3	-
大学院	2,994	14	-
高等専門学校	213	2	-
専修学校（専門課程）	56,144	29	-
通信教育課程	120	-	-

で、令和6年度大学等進学予定者に係る予約採用から家計審査のペーパーレス化を実現したことは評価できる。

（参考）〈令和4年度 貸与奨学生新規採用状況〉

（単位：人）

区分	採用者数	緊急採用	猶予年限	緊急特別
		応急採用	特例	無利子
第一種 計	188,915	399	35,836	-
大学	113,746	319	21,200	-
短期大学	9,184	5	2,144	-
大学院	21,885	31	-	-
高等専門学校	350	1	60	-
専修学校（専門課程）	43,656	43	12,367	-
通信教育課程	94	-	65	-
第二種 計	210,584	525	-	(352)
大学	139,383	302	-	(190)
短期大学	9,771	55	-	(45)
大学院	2,809	54	-	(43)

高等専門学校	191	0	-	(0)
専修学校（専門課程）	58,273	114	-	(74)
通信教育課程	157	-	-	(-)

(注1) 緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

(注2) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額 300 万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(注3) 緊急特別無利子貸与型奨学金は、令和2年度から応急採用（第二種奨学金）の一部として実施しているものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少した者等を対象として採用し、利子を国が負担する制度である。人数は、応急採用の内数。なお、当該奨学金は令和4年度をもって終了した。

(2) 令和6年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和6年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

〈令和5年度 採用候補者決定状況〉 (単位：人)

区分	採用候補者決定数
第一種奨学金	167,403
第二種奨学金	177,875
計	345,278

(注) 「計」は延べ人数（第一種奨学金及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上）。

(3) 奨学金申込・推薦手続、書類の提出期限に係る弾力的な対応

予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申込期間（4月～

7月)とは別に、予備回として秋に申込期間(10月)を設定した。

○適切な貸与月額選択のための取組

- ・貸与奨学金案内や奨学金申請画面にて、家庭の経済状況や生活設計、返還時の負担などを考慮し、必要となる適切な金額を検討するよう促すとともに、将来の返還額や返還回数を試算できる「奨学金貸与・返還シミュレーション」の利用を案内するなど、申込前に適切な貸与月額を選択するよう周知している。
- ・採用時に奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、適切な金額を借りることについての重要性を説明するよう依頼した。

〈貸与月額の選択状況〉

(単位：人)

貸与種別	月額 (円)	令和3年度採用		令和4年度採用		令和5年度採用	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
第一種 奨学金	最高月額	78,643	50.5%	83,531	50.2%	78,826	49.1%
	50,000	6,902	4.4%	7,369	4.4%	7,003	4.4%
	40,000	14,986	9.6%	16,756	10.1%	16,091	10.0%
	30,000	8,965	5.8%	9,219	5.5%	8,478	5.3%
	20,000	3,239	2.1%	3,426	2.1%	3,199	2.0%
	併給調整	42,988	27.6%	46,026	27.7%	46,781	29.2%
	計	155,723	100.0%	166,327	100.0%	160,378	100.0%
第二種 奨学金	120,000	37,208	17.6%	38,393	18.5%	39,290	19.3%
	110,000	5,387	2.5%	6,008	2.9%	5,483	2.7%
	100,000	32,728	15.5%	31,385	15.1%	30,801	15.2%
	90,000	5,472	2.6%	5,463	2.6%	5,277	2.6%
	80,000	20,594	9.7%	19,331	9.3%	18,006	8.9%
	70,000	11,686	5.5%	11,329	5.5%	11,093	5.5%
	60,000	16,081	7.6%	15,673	7.6%	15,794	7.8%

50,000	43,443	20.5%	41,264	19.9%	40,323	19.8%
40,000	14,434	6.8%	14,674	7.1%	14,702	7.2%
30,000	16,764	7.9%	15,899	7.7%	14,772	7.3%
20,000	8,010	3.8%	8,008	3.9%	7,449	3.7%
計	211,807	100.0%	207,427	100.0%	202,990	100.0%

(注1) 各採用年度末時点の大学・短期大学・専修学校（専門課程）の月額選択状況である。

(注2) 「併給調整」とは、給付奨学金との併用により貸与月額が調整され、本人の希望とは異なる月額となったもの。また、「最高月額」は、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用の基準に合致した者のみが選択できる。

○世帯所得の調査・分析と収入基準の見直し

貸与奨学金の申請者について家計状況を把握するとともに、学校授業料等の最新の状況を収集・分析した結果、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認した。

また、原則として申込者より提出されるマイナンバーにて所得等の情報を確認する方法に改めることで、令和6年度大学等進学予定者に係る予約採用から家計審査のペーパーレス化を実現した。

<p><2> 貸与奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度適格認定の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について通知した（令和5年11月）。また、学校を通じて説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続きに対する理解を促した。 ・「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和5年度適格認定における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和6年2月）。 ・令和5年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。 <p>(1)適切な貸与月額の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込明細と返還総額（予定）等を表示した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。 ・奨学生用説明資料（『奨学金継続願』準備用紙）に、貸与月額の必要性確認時には辞退や貸与月額の見直し（減額）も含めて検討するよう促す内容を記載した。 ・令和4年度適格認定において、大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導の実施を依頼した（令和5年4月）。また、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（令和6年3月）。 <p>(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="430 1257 1272 1452"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">令和5年度実績</th> <th style="background-color: #d9ead3;">（参考） 令和4年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">奨学金廃止（学業成績不振者等）</td> <td style="background-color: #d9ead3;">10,314</td> <td style="background-color: #d9ead3;">9,627</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度実績	（参考） 令和4年度実績	奨学金廃止（学業成績不振者等）	10,314	9,627	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。 ・令和4年度適格認定における「警告」の認定者がいる学校に対して実態調査を行い、全校に対して不適切な認定の防止について周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の返還に向けての意識涵養や現時点での変更など、奨学生へのカウンセリング的な指導も望まれる。機構としての手続きのほか、廃止より救済方向での各大学への呼びかけも期待したい。 ・学生の学習状況の把握や適切な貸与月額の指導等は、大学間での対応状況の違いが無くなるよう、AI等を用いた自動化などの検討も考えられるのではないかと。
区分	令和5年度実績	（参考） 令和4年度実績							
奨学金廃止（学業成績不振者等）	10,314	9,627							

	(1.2%)	(1.1%)
奨学金停止（学業成績不振者等）	10,029 (1.2%)	10,160 (1.2%)
警告（学修評価が著しく劣る者等）	16,110 (1.9%)	16,469 (1.9%)
合計	36,453 (4.4%)	36,256 (4.2%)

○不適切な適格認定に対する対応状況

適格認定実態調査において確認される不適切な認定事例の数は、近年極めて減少しており、各大学等において適格基準の細目等の内容に係る理解も十分に浸透し、適正な適格認定が実施できているものと考えられることから、令和2年度適格認定実態調査（令和3年度実施）より、当該調査の対象については抽出調査と全件調査を隔年で実施することとした。令和4年度適格認定実態調査（令和5年度実施）においては、抽出調査を実施した。

(1) 令和4年度適格認定実態調査の実施

令和4年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和5年7月）。
また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和5年11月）。

[調査内容]

「警告」と認定した一部の学校（27校798件）に対し、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査した結果、不適切な認定事例は存在しないことを確認した。

(2) 不適切な認定の防止

・不適切な認定事例の発生を防止するため、令和5年度適格認定において引き続き、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法等を

	<p>「適格認定処理要領」に記載し、周知を図った。</p> <p>・学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることについて、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生用説明資料に明記した。また、奨学金事務担当者向けの「奨学事務の手引」や奨学生向けの「奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>																											
<p><3> 貸与奨学金の総回収率</p> <p>S：総回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：100.00%</p> <p>B：91.40%以上 100.00%未満</p> <p>C：73.12%以上 91.40%未満</p> <p>D：73.12%未満</p>	<p>○総回収率</p> <p><総回収率></p> <table border="1" data-bbox="430 922 1240 1129"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>820,755百万円</td> <td>804,034百万円</td> <td>16,722百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>744,986百万円</td> <td>728,838百万円</td> <td>16,148百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>90.77%</td> <td>90.65%</td> <td>0.12ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考1：繰上返還額を考慮した場合の回収率></p> <p>前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="430 1327 1225 1476"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰上額</td> <td>1,690億円</td> <td>1,660億円</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>92.3%</td> <td>92.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比	要回収額	820,755百万円	804,034百万円	16,722百万円増	回収額	744,986百万円	728,838百万円	16,148百万円増	回収率	90.77%	90.65%	0.12ポイント増	区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	繰上額	1,690億円	1,660億円	回収率	92.3%	92.2%	<p>(評定) B</p> <p>(評定根拠)</p> <p>・貸与人員、貸与規模が減少し、貸与奨学金返還者層の構成が変化中、貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は年度計画値の91.40%を下回ったものの、各種取組による奨学金貸与事業の健全性確保が図られることで90.77%に達し、前年度よりも上昇したことは、計画値達成に比する成果が表れていると評価できる。</p> <p>・回収を促進するだけでなく、返還期限猶予制度、</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>・総回収率について、前年度の数値を上回ったことは評価できるが、計画値にやや至らなかった点のさらなる要因分析も望まれる。</p> <p>・FAQのみで進めるのではなく、有人チャット等の検討など、奨学金相談サイ</p>
区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比																									
要回収額	820,755百万円	804,034百万円	16,722百万円増																									
回収額	744,986百万円	728,838百万円	16,148百万円増																									
回収率	90.77%	90.65%	0.12ポイント増																									
区分	令和5年度	(参考) 令和4年度																										
繰上額	1,690億円	1,660億円																										
回収率	92.3%	92.2%																										

<参考2：割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (百万円)	回収額 (百万円)	回収率(%)	
			令和5年度	(参考) 令和4年度
8年以上延滞	22,554	1,505	6.67	7.88
1年以上8年未満	33,500	2,969	8.86	8.60
7年以上8年未満	3,855	252	6.55	7.77
6年以上7年未満	3,893	281	7.22	7.46
5年以上6年未満	4,411	346	7.83	8.10
4年以上5年未満	4,819	426	8.85	8.17
3年以上4年未満	5,145	485	9.43	7.77
2年以上3年未満	5,269	471	8.94	8.35
1年以上2年未満	6,107	706	11.57	11.60
1年未満	15,094	8,587	56.89	54.78
3年以上1年未満	7,020	2,329	33.17	31.97
3月未満	8,074	6,259	77.52	76.17
○延滞分計	71,147	13,061	18.36	17.33
○当年度分	749,608	731,925	97.64	97.69
総回収実績	820,755	744,986	90.77	90.65

(注) 総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

回収率上昇のために、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。

(1) 奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等

① 借り過ぎ防止策の実施

減額返還制度の電子申請を可能とするなど、返還困難な者の利便性の向上を図ったことは評価できる。

・奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込希望者及び貸与・給付中の奨学生からの相談対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明をしたことは評価できる。

・奨学金相談センターにおける返還相談者に対する利便性の向上として、奨学金相談サイト(Q&Aサイト)の品質を向上させ、相談者の利便性の向上及び効率化を図り、相談者が求める情報を効率よく、分かりやすく伝えるための工夫をしたことは評価できる。

トについて相談者側にたった工夫をしている点は評価できる。

貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を着実に実施した。

②大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなどの取組を実施した。

③「奨学金継続願」提出時の働きかけ

「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。

④スカラシップ・アドバイザー派遣事業

高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣するとともに、希望者の利便性の観点から、引き続き、オンライン版ガイダンスを実施した。

また、スカラシップ・アドバイザー派遣事業に係るチラシを刷新し、対象となる全ての学校に配付し、利用推進（周知）を図った（12月）。

⑤奨学金相談センターにおける対応

奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込希望者及び貸与中の奨学生からの相談対応に際し、必要に応じて返還に関する案内や説明も行った。

⑥「返還のてびき」の改訂

「返還のてびき（ダイジェスト版）」について、学校を通じて満期者に返還説明会等で随時

配付するとともに、ホームページに掲載し、貸与終了時の手続の周知を図った。

⑦企業による奨学金返還支援制度（代理返還）

令和3年度より実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、チラシを刷新し、企業に配付し周知したことで、利用を希望する企業が拡大した。

また、これまでは、払込取扱票で入金いただいていたが、企業の利便性の観点から、企業の口座から引き落とす送金方法について検討を進めた。

- ・制度利用企業数：1,798社（令和5年度末時点）

(2) 返還者への指導等

①初期延滞債権に係る督促

- ・振替不能1～3回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った（振替不能2回目は連帯保証人、振替不能3回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施）。
- ・延滞3か月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願い出に係る案内、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。

②減額返還制度及び返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度のより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【奨学金返還DVD】」を機構ホームページに引き続き掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いを分かりやすく説明したリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載し、令和6年3月には新たに減額返還制度の拡充の内容を反映させた。

○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

奨学金の返還は原則として口座振替で行うため、リレー口座加入徹底に向けた以下の取組を実施

した。

- ・学校で実施する採用時説明会や返還説明会において、リレー口座加入手続の周知を徹底するよう学校に対して協力を求めた。
- ・令和5年4月、スカラネット・パーソナルからのリレー口座加入手続を可能とし、手続の簡素化を図った。
- ・令和5年4月、一部のインターネット専業銀行による口座振替の取扱いを開始し、返還者の利便性向上を図った。

<新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和5年度	(参考)令和4年度
99.5%	99.5%

<返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率>

令和5年度	(参考)令和4年度
98.4%	98.3%

○コールセンターにおける返還相談者に対する利便性の向上

- ・奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の利用を周知するとともに、奨学金相談サイトの品質を向上させるため、FAQ等の見直しを図った。
- ・営業時間外にナビダイヤルに連絡してきた相談者向けに、SMSにより奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の案内を引き続き行った。
- ・相談者が求める情報を効率よく、分かりやすく伝えるための工夫をした（FAQの充実等）。
- ・繰上返還や住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性の向上を図った。
- ・令和6年度から開始する第4期コールセンター運営に向け、利用者の利便性の観点から、有人チャット、メール機能等を利用できるよう準備を進めた。

〈4〉 関連指標の実施状況

貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率

S：回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：100.00%
B：97.30%以上
100.00%未満
C：77.84%以上
97.30%未満
D：77.84%未満

貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合

S：債権数の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：2.67%以下
B：3.20%以下【改善率10.0%以上】
2.67%超
C：4.00%以下

○当年度分回収率

〈当年度分回収率〉

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	前年度比
要回収額	749,608百万円	733,556百万円	16,052百万円増
回収額	731,925百万円	716,621百万円	15,304百万円増
回収率	97.64%	97.69%	0.05ポイント減

〈参考：新規返還者の回収率〉

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	前年度比
要回収額	20,045百万円	21,199百万円	1,155百万円減
回収額	19,538百万円	20,701百万円	1,163百万円減
回収率	97.5%	97.6%	0.1ポイント減

○貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	【基準】平成30年度
要返還債権数 (A)	5,161,829件	5,079,623件	4,664,770件
3か月以上延滞債権数 (B)	140,778件	138,061件	166,028件
割合 (B÷A)	2.73%	2.72%	3.56%
対平成30年度改善率	23.31%	23.60%	—

○貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- ・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率は97.64%（年度計画値97.30%以上）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。
- ・要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は2.73%（年度計画値3.20%以下）、平成30年度実績に対する改善率は23.31%（年度計画値10.0%以上）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。
- ・要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合は2.81%（年度計画値3.26%以下）となり、年度計画値を達成したことは評価できる。
- ・初期延滞債権について、督促架電及び回収委託業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
- ・中長期延滞債権について、回収委託をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
- ・無延滞者を含む住所不明者に対して、ショートメッセージサービス（SMS）により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉

—
〈その他事項〉
—

<p>3.20%超</p> <p>D : 4.00%超</p> <p>貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合</p> <p>S : 割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A : 2.72%以下</p> <p>B : 3.26%以下</p> <p>2.72%超</p> <p>C : 4.08%以下</p> <p>3.26%超</p> <p>D : 4.08%超</p>	区分	令和5年度	(参考)令和4年度	<p>・引き続き J-LIS（住民基本台帳ネットワークシステム）を活用した住所調査を原則とし、住所不明数の抑制に努めたことは評価できる。</p> <p>・初期延滞者に対して、個人信用情報機関への登録について、ショートメッセージサービス (SMS) ・文書及び架電での注意喚起を行うとともに返還期限猶予制度の周知を行うことで、延滞長期化の抑制を図ったことは評価できる。対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、多重債務化の防止という観点から評価できる。</p>				
	要返還債権額 (A)	7,528,334百万円	7,558,667百万円					
	3か月以上延滞債権額 (B)	211,309百万円	206,203百万円					
	割合 (B÷A)	2.81%	2.73%					
	<p>○初期延滞債権の回収委託実施状況</p> <p>(1) 振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電</p> <p>振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替不能1回目…本人への通知及び架電 ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人（人的保証）への通知及び架電 ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人（人的保証）への通知及び架電 <p style="text-align: center;">び架電</p> <p><督促架電の状況></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">令和5年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">(参考)令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架電件数</td> <td>1,956,227件</td> <td>1,823,040件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 延滞3か月以上の者に係る回収委託</p> <p>早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。</p> <p>サービサーにおいて、返還期限猶予の願い出に係る案内を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施 ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付 <p>また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施し</p>				区分	令和5年度	(参考)令和4年度	架電件数
区分	令和5年度	(参考)令和4年度						
架電件数	1,956,227件	1,823,040件						

た (11,076 件)。

<初期延滞債権の回収委託実績>

	回収	猶予
件数	45,913 件	6,443 件
回収金額	3,005,152 千円	—

委託開始当初の委託件数 103,130 件
// 請求金額 5,550,520 千円

(注 1) 「件数」は債権数である。

(注 2) 「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注 3) 「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

(注 4) 「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願い出用紙を送付した件数である。

○中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

- ・延滞 2 年半以上 9 年未満かつ 3 か月以上入金なし (平成 30 年度から令和元年度契約分)
- ・延滞 1 年半以上 5 年未満かつ 3 か月以上入金なし (令和 2 年度から令和 4 年度契約分)
- ・延滞 1 年半以上 4 年未満かつ 3 か月以上入金なし (令和 5 年度契約分)

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した (2,526 件)。

<令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月回収委託実績>

①令和3年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	881件	31件
回収金額	82,252千円	—

令和5年度当初の委託件数	2,093件
〃 請求金額	1,132,438千円

②令和4年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	1,485件	184件
回収金額	300,278千円	—

令和5年度当初の委託件数	2,373件
〃 請求金額	953,743千円

③令和5年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	408件	53件
回収金額	37,533千円	—

委託開始当初の委託件数	1,802件
〃 請求金額	648,371千円

④委託継続分

	回収	猶予
件数	2,065件	14件
回収金額	286,963千円	—

令和5年度当初及び委託開始当初の委託件数	2,526件
〃 請求金額	1,302,426千円

(注1)「件数」は、債権数である。

(注2)「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

(注4) 上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。

(注5)「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願い出用紙を送付した件数である。

(注6) ④委託継続分には、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、令和5年度に新たに委託継続を実施した582件を含む。

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「令和5年度法的処理実施計画」において、令和4年度に引き続き、延滞状態にある中で相当期間入金がない者と、直近の入金はあるが、延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者に焦点を当て、計画的に法的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人に対して法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権に係る法的処理

延滞3か月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。

(2) 中長期延滞債権に係る法的処理

①延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者の対応分

令和5年1月末時点において、延滞5年以上で、1か月あたりの平均入金額が分割基準額に満たない者を対象に、法的処理を実施した。

②延滞状態にある中で相当期間入金がない者の対応分

- ・時効中断の対応が必要な者（令和5年1月末時点において、延滞5年以上で、5年以上入金がない者（過去に一度も入金がない者を含む）を対象に、法的処理を実施した。
- ・令和5年1月末時点において、延滞5年以上で、1年以上入金がない者（上記の時効中断の対応が必要な者を除く）を対象に、法的処理を実施した。

〈法的処理実施状況〉

（単位：件）

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
支払督促申立予告	12,525	14,232	88.0%
支払督促申立	5,342	5,159	103.5%
仮執行宣言付支払督促申立	1,068	1,012	105.5%
強制執行予告	2,786	2,840	98.1%
強制執行申立	487	476	102.3%
強制執行	276	322	85.7%
和解	3,290	3,257	101.0%

（注）件数は、債権数である。

〈令和5年度支払督促申立予告処理の実施結果〉

（単位：件）

区分	件数	割合
応答があったもの（入金・猶予等）	6,156	49.2%
対応中（支払督促申立準備中等）	2,933	23.4%
支払督促申立実施	3,436	27.4%
実施総数	12,525	100.0%

（注）支払督促申立予告については、令和5年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は令和5年度末現在の状況である。

○住所調査の実施

(1)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）

引き続き、J-LIS 住調を原則として住所調査を実施した（379,906件）。

(2)役場照会による住所調査

引き続き、J-LIS 住調で判明しなかった者等を対象とする補助的な手段として役場照会による住所調査を実施した（22,762件）。

(3)その他の調査

役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、機構に登録されている携帯電話へショートメッセージサービス（SMS）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。年5回計7,376件に送信したところ、195件の住所が判明した。

(4)実施結果

(1)～(3)の調査等の結果、令和5年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。

<住所不明数>

令和5年度末	(参考)令和4年度末
14,718人	12,344人

(注)従来、J-LIS 住調はシステム上、氏名、住所、生年月日、性別のうち2～4情報で調査が可能となっていたが、マイナンバーの紐付け誤り防止のため、4情報又は性別を除く3情報でのみ調査を可能とする取扱いの変更が令和5年12月に行われた。

その影響により、「該当無し」の住調結果が多く発生し、住所不明者数が増加したと考えられる。

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。

○個人情報情報機関の活用

- ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、ショートメッセージサービス（SMS）や文書送付等（ショートメッセージサービス（SMS）及び文書合計：延べ1,626千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願い出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願い出等がないまま延滞3か月以上となった者については、多重債務化の防止という観点から個人信用情報機関へ登録した。

<個人信用情報機関への登録状況>

令和5年度	(参考) 令和4年度
33,985件	28,844件

(注) 登録件数は債権数である。

○令和4年度の回収状況等を踏まえた令和5年度の取組

(1) 令和4年度の施策の継続

回収状況が順調であることから現在実施している施策の確実な継続が肝要との令和3年度債権管理・回収等検証委員会の報告を踏まえ、令和5年度においても継続して施策を実施した（「I.1. (1) ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収」に記載のとおり）。

(2) インターネット専門銀行の取扱い（運用）

- ・令和5年4月から、一部のインターネット専門銀行を口座振替で新たに取扱いを開始した（ソニー銀行に関しては、令和5年5月から）。
- ・令和5年4月に各学校の奨学金事務担当者宛に周知文を発出した。
- ・インターネット専門銀行における口座振替開始について、ホームページにおいて掲載するとともに、口座未加入者等に対して、加入督促通知、払込用紙にチラシを同封し、周知を図った。

	<p>・「返還のてびき」等の各種帳票において利用可能な旨の文言を追加した。</p>																				
<p><5> 機関保証制度の運用状況</p>	<p>○機関保証制度の周知及び返還意識の徹底</p> <p>保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下この項目において「協会」という。）及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <p>①令和5年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。</p> <p>②機関保証制度を案内するチラシを協会と共同で作成し、奨学金事務担当者用ホームページへの掲載等を行った。</p> <p><機関保証制度の選択状況></p> <table border="1" data-bbox="430 1209 1258 1460"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考)令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>103,370件</td> <td>99,516件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>122,607件</td> <td>119,162件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>225,977件</td> <td>218,678件</td> </tr> <tr> <td>選択率</td> <td>第一種</td> <td>56.43%</td> <td>52.76%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		令和5年度	(参考)令和4年度	選択者数	第一種	103,370件	99,516件	第二種	122,607件	119,162件	全体	225,977件	218,678件	選択率	第一種	56.43%	52.76%	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付書類等を活用して機関保証制度を周知するとともに、機関保証制度選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 ・外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び協会における直近の実績並びに協会の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、その合理性に 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分		令和5年度	(参考)令和4年度																		
選択者数	第一種	103,370件	99,516件																		
	第二種	122,607件	119,162件																		
	全体	225,977件	218,678件																		
選択率	第一種	56.43%	52.76%																		

	第二種	56.31%	53.75%
	全体	56.36%	53.30%

(注1) 奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。

(注2) 前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。

<機関保証制度を選択した新規返還者の回収率>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
要回収額	10,338百万円	10,092百万円	246百万円増
回収金	9,967百万円	9,749百万円	218百万円増
回収率	96.4%	96.6%	0.2ポイント減

(注) 百万円未満は四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。

<機関保証制度選択者における要返還債権数に対する
無延滞債権数の占める割合>

令和5年度	(参考)令和4年度
92.0%	92.0%

○代位弁済請求

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4か月目～9か月目）、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付（延滞10か月目）、訪問督促・居住確認（延滞11か月目）及び期限の利益剥奪通知書の送付（延滞12か月目）を通じて、きめ細かな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しな

ついて確認したことは評価できる。

ったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。

<代位弁済請求に基づく回収状況>

区分	令和5年度	(参考)令和4年度
件数	15,285件	12,156件
金額	280.9億円	234.0億円

(注) 金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

『勧告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。

シミュレーションの結果、機構及び協会の回収状況の悪化がなければ、収支等の財政面で切迫した状況は生じないことを確認した。

<参考>令和5年度機関保証制度検証委員会審議経過

- ・第1回 令和5年12月20日(オンライン会議)
- ・第2回 令和6年2月14日(オンライン会議)
- ・第3回 令和6年3月15日(オンライン会議)

<p><6> 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況</p>	<p>○減額返還制度の運用状況</p> <p>減額返還の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施した。</p> <p>また、令和5年3月より、郵送による方法に加え、一定の条件を満たした場合には、スカラネット・パーソナルからの願い出を可能とした。</p> <p>(1)減額返還の承認</p> <p>減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p><減額返還の承認件数></p> <table border="1" data-bbox="436 579 1135 778"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考)令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2返還</td> <td>12,258件</td> <td>11,536件</td> </tr> <tr> <td>1/3返還</td> <td>29,571件</td> <td>26,072件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,829件</td> <td>37,608件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)減額返還制度の周知</p> <p>①卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、減額返還制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封（スカラネット・パーソナルにより願い出をした者は、画面上に表示）した。 ・令和4年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、令和5年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」及び「猶予切れ通知」に同封（スカラネット・パーソナルにより願い出をした者は、画面上に表示）した。 <p>②新たに返還を開始する者への周知</p> <p>返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未</p>	区分	令和5年度	(参考)令和4年度	1/2返還	12,258件	11,536件	1/3返還	29,571件	26,072件	合計	41,829件	37,608件	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 ・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。 ・特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。また、大学から機構への推薦書類、海外留学生から機構への申込書類の提出方法を電子化し、原則としてインターネット経由で提出することとし、ペーパーレス化、大学事務担当者及び海外留学生の負担軽減を図ったことは評価できる。 ・修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさわしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施して、制度の適切な運用を図ったことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	令和5年度	(参考)令和4年度													
1/2返還	12,258件	11,536件													
1/3返還	29,571件	26,072件													
合計	41,829件	37,608件													

来につなぐ夢のリレー～（動画）」を引き続き機構ホームページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。リーフレットは機構ホームページにも掲載し、令和6年3月には新たに減額返還制度の拡充の内容を反映させた。

さらに、郵送に加えスカラネット・パーソナルでも願い出が可能となったことについて、機構ホームページで、通常のコンテンツに加え新着情報を「お知らせ」欄に掲載するとともに、専用のバナーを作成し視覚的に目立たせることで、より情報にアクセスしやすくなるよう工夫を行い、併せて令和（旧 Twitter）への投稿も行うことで制度の周知を図った。

○返還期限猶予制度の運用状況

返還期限猶予の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施した。

また、令和5年3月より、郵送による方法に加え、一定の条件を満たした場合には、スカラネット・パーソナルからの願い出を可能とした。

(1) 返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

〈返還期限猶予の承認件数〉

（単位：件）

区分	令和5年度	（参考）令和4年度
在学猶予	107,181	112,197
一般猶予	153,124	145,771
病氣中	11,005	10,911
災害	94	70
入学準備	123	89
生活保護	7,403	6,575

生活困窮	120,468	114,444
育児休暇等	6,751	6,178
猶予年限特例	7,280	7,504
合計	260,305	257,968

(注) 猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額 300 万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(2) 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「奨学金の返還 ～先輩から後輩へ未来につながる夢のリレー～（動画）」を引き続き機構ホームページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いを分かりやすく説明をしたリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載し、令和 6 年 3 月には新たに減額返還制度の拡充の内容を反映させた。

さらに、郵送に加えスカラネット・パーソナルでも願い出が可能となったことについて、機構ホームページで、通常のコンテンツに加え新着情報を「お知らせ」欄に掲載するとともに、専用のバナーを作成し視覚的に目立たせることで、より情報にアクセスしやすくなるよう工夫を行い、併せて X（旧 Twitter）への投稿も行うことで制度の周知を図った。

○返還免除制度の運用状況

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度
----	---------	--------------

第一種奨学金	913件	824件
第二種奨学金	1,446件	1,488件

(2)特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除

令和4年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。

[令和4年度貸与終了者]

- ・業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を上げることが困難となった場合は、延長届の提出により業績を上げる期限を1年間猶予し、令和5年度の申請を可能とする対応を行った（対象者数：245人）。なお、昨年度延長届を提出した者で、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により業績を上げることができなかった場合は、更に1年を限度に延長し、令和5年度の申請を可能とした。
- ・災害、傷病、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響及びその他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした（対象者数：40人）。
- ・業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した（令和5年6月28日）。
- ・認定結果を各大学及び本人に通知した（令和5年7月）。

<令和4年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況> (単位：人)

課程	貸与 終了者数	推薦者数	免除者数		
			全額免除	半額免除	
修士	18,450	5,640	5,535	1,261	4,274

専門職	876	278	262	58	204
博士	1,857	920	829	369	460
計	21,183	6,838	6,626	1,688	4,938

(注) 上表のうち第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）奨学生（以下「海外留学者」という。）における業績免除

令和4年度貸与終了者数5人、免除者数2人（全額免除：1人、半額免除：1人）

[令和5年度貸与終了者]

- ・各大学へ返還免除候補者の推薦依頼を行った（令和5年12月5日）。
- ・大学から機構への推薦書類の提出方法、海外留学者から機構への申込書類の提出方法を電子化し、原則としてインターネット経由で提出することとし、ペーパーレス化、大学事務担当者及び海外留学者の負担軽減を図った。
- ・災害、傷病、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした。

(3) 返還免除内定制度

[博士（後期）課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程令和5年度進学者]

博士（後期）課程等の学生を対象とする文部科学省の関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案の上算出した推薦枠を、対象校に配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った（令和5年9月8日）。

また、機構ホームページに博士（後期）課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを引き続き掲載し、周知を図った。

推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した（令和6年4月）。

〈返還免除内定制度（博士（後期）課程等）の実施状況〉

内定者数	
令和5年度	(参考) 令和4年度
92 大学 159 人	95 大学 202 人

[修士課程及び専門職学位課程]

修士課程等の第一種奨学生が一定数以上いる大学院に対して、推薦枠を配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った（令和5年9月8日）。

また、機構ホームページに修士課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを引き続き掲載し、周知を図った。

推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。

〈返還免除内定制度（修士課程等）の実施状況〉

区分	令和5年度進学予定者
内定者数	126大学974人
(参考) 第1回	2大学5人
修士課程	2大学5人
専門職学位課程	0大学0人
第2回	124大学969人
修士課程	107大学936人
専門職学位課程	17大学33人

	<table border="1" data-bbox="459 124 1120 371"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和6年度進学予定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内定者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第1回</td> <td>7大学43人</td> </tr> <tr> <td> 修士課程</td> <td>6大学42人</td> </tr> <tr> <td> 専門職学位課程</td> <td>1大学1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="459 446 1339 518">修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさわしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施した。</p>	区分	令和6年度進学予定者	内定者数		第1回	7大学43人	修士課程	6大学42人	専門職学位課程	1大学1人		
区分	令和6年度進学予定者												
内定者数													
第1回	7大学43人												
修士課程	6大学42人												
専門職学位課程	1大学1人												
<p data-bbox="136 790 376 861"><7> 所得連動返還方式の運用状況</p>	<p data-bbox="398 790 721 813">○所得連動返還方式の適切な実施</p> <p data-bbox="421 837 604 861">(1) 返還方式の選択</p> <p data-bbox="454 885 956 909">令和5年度における選択者数は下表のとおりである。</p> <p data-bbox="477 981 779 1005"><所得連動返還方式の選択者数></p> <table border="1" data-bbox="465 1018 1008 1117"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39,332件</td> <td>34,126件</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="477 1177 801 1201"><参考：定額返還方式の選択者数></p> <table border="1" data-bbox="465 1214 1008 1313"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>143,865件</td> <td>154,484件</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="477 1329 1339 1401">(注) 前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。</p> <p data-bbox="510 1425 1339 1449">上表は第一種奨学金に係るものであり、所得連動返還方式を選択できない人的保証選択</p>	令和5年度	(参考) 令和4年度	39,332件	34,126件	令和5年度	(参考) 令和4年度	143,865件	154,484件	<p data-bbox="1373 790 1478 813">〈評定〉 B</p> <p data-bbox="1373 885 1478 909">〈評定根拠〉</p> <ul data-bbox="1373 933 1836 1244" style="list-style-type: none"> ・ 所得連動返還方式の返還者の増加に対応し、所得に連動した返還月額算定の、業者委託を活用し効率的な運用に努め、適切に実施したことは評価できる。 ・ 各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細かな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 	<p data-bbox="1859 790 2128 861"><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p data-bbox="1859 885 1881 909">—</p> <p data-bbox="1859 981 2016 1005"><その他事項></p> <p data-bbox="1859 1029 2128 1444">所得連動方式については、今後、選択者数・返還額の推移のみならず、配偶者がいる場合（配偶者が制度を活用している場合を含む）の負担額への影響、制度の導入による返還の継続への影響や、免除制度活用数減少による事務の効率化など、</p>		
令和5年度	(参考) 令和4年度												
39,332件	34,126件												
令和5年度	(参考) 令和4年度												
143,865件	154,484件												

者を含む。

(2) 所得に連動した返還月額の算出

返還2年目以降となっている返還者について、所得に連動した返還月額の算出を行った。具体的には、マイナンバーを利用した情報連携により返還者の地方税情報を取得し、その課税総所得金額により返還月額を算出した。返還者が地方税法（昭和25年法律第226号）に定める同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合には、返還者を扶養している者のマイナンバーを収集した上で地方税情報を取得し、返還者の情報と合わせて返還月額を算出した。マイナンバーの収集に当たっては、業者委託を活用した。

〈所得連動返還方式における返還月額の算出者数〉

令和5年度	(参考)令和4年度
69,406人	44,163人

○所得連動返還方式に係る周知

制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。

(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付

新たに奨学金を申し込む者や奨学生として採用された者に配付する冊子、動画等、各種の広報媒体において、所得連動返還方式の情報を掲載した。

(2) 奨学金事務担当者への周知徹底

奨学金事務担当者向けの研修資料に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、選択者数の増加に向けた制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。

さまざまな点からその影響を見ていくことが重要。

4. その他参考情報

特になし

I-1	奨学金事業（2）給付奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001594

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1)貸与奨学金の総回収率 （年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	90.15%以上	90.78%以上	91.40%以上	予算額 （千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	2,144,328,650
（実績値）	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	90.77%	決算額 （千円）	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	2,040,294,435
（達成度） ※年度計画値	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	99.3%	経常費用 （千円）	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	217,771,292

を 100%とする。														
(2)貸与奨学金の当年度分 (当該年度に返還期日が到来するもの) の回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	97.17%以上	97.24%以上	97.30%以上		経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	217,891,202
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	97.64%		行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	217,783,183
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	100.3%		従事人員数	266	282	284	274	273
(3)貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合 (年度計画値)	平成30年度実績 に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率： 2.0%以上 (割合： 3.49% 以下)	改善率： 4.0%以上 (割合： 3.42% 以下)	改善率： 6.0%以上 (割合： 3.35% 以下)	改善率： 8.0%以上 (割合： 3.28% 以下)	改善率： 10.0%以上 (割合： 3.20% 以下)							
(実績値)	—	3.56%	改善率：	改善率：	改善率：	改善率：	改善率：							

			5.62% (割合 : 3.36%)	19.10% (割合 : 2.88%)	23.31% (割合 : 2.73%)	23.60% (割合 : 2.72%)	23.31% (割合 : 2.73%)							
(達成度) ※年度計画値 を100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	120.6%	117.2%							
(4)貸与奨学 金の要返還債 権額に占める 3か月以上延 滞債権額の割 合	中期目 標期間 中に 3.26% 以下と する。	—	3.37% 以下	3.34% 以下	3.32% 以下	3.29% 以下	3.26% 以下							
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	2.73%	2.81%							
(達成度) ※年度計画値 を100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	120.5%	116.0%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	B
	①奨学金の的確な支給【B】<8> ②適格認定の実施【B】<9>	<評定> B <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成した上、計画に定められた業務実績であることからB評定とする。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 各項目を参照 <その他事項> 各項目を参照	

<p><8> 給付奨学金の的確な実施状況</p>	<p>○令和2年度から開始した新たな給付奨学金</p> <p>(1) 令和5年度給付奨学生の募集・選考（在学採用）</p> <p>令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。</p> <p><令和2年度から開始した新たな給付奨学生の新規採用状況>（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="465 435 1294 837"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち家計急変</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>119,673</td> <td>923</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>76,203</td> <td>781</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>6,647</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>1,644</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>専修学校（専門課程）</td> <td>34,465</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>通信教育課程</td> <td>714</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和5年度給付奨学生の募集・選考（家計急変採用）</p> <p>令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象に、年間を通じて随時、給付奨学生の募集（家計急変採用）を行い、下表のとおり採用決定した。ホームページや学校を通じて家計急変採用について周知を行い、うち新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変は、令和5年10月を最終申請期限として募集を行った。また、令和6年能登半島地震に被災した学生等に対し、甚大な影響が生じていることを鑑み、申請書類（罹災証明書）の代替措置や令和6年3月卒業予定者の申請期間延長を認める弾力的対応を行った。</p> <p><給付奨学生（家計急変採用）の新規採用状況>（単位：人）</p>	区分	令和5年度			うち家計急変	合計	119,673	923	大学	76,203	781	短期大学	6,647	36	高等専門学校	1,644	10	専修学校（専門課程）	34,465	94	通信教育課程	714	2	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った上で、大学等と連携を図りつつ募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。 生計維持者の死亡、災害等により家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象とした給付奨学金について、ホームページや学校等を通じて周知を行いつつ、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。また、令和6年能登半島地震に被災した学生等の申請を弾力的に受け付け、該当者を適切に採用したことは評価できる。 令和6年度給付奨学生採用候補者の募集・選考について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行った上で、高校等と連携を図りつつ募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 経済的に極めて困難な状況にある学生等への支援として平成29年度より実施している給付奨学金制度を適切に実施したことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>能登半島地震で被災した学生に対して弾力的な運用を行うなど、社会情勢の変化に臨機応変に対応していることは評価できる。</p>
区分	令和5年度																									
		うち家計急変																								
合計	119,673	923																								
大学	76,203	781																								
短期大学	6,647	36																								
高等専門学校	1,644	10																								
専修学校（専門課程）	34,465	94																								
通信教育課程	714	2																								

区分	令和5年度
採用者数	923

(3) 令和6年度給付奨学生採用候補者の募集・選考（予約採用）

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、令和6年度に進学を予定している高校3年生等を対象に令和2年度から開始した新たな給付奨学金の募集を行い、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

また、自宅外月額の支給開始時期を早期化するため、進学前より自宅外月額に係る審査を開始することについて、採用候補者に配付する冊子により周知を行った。

<給付奨学生採用候補者の決定状況> (単位：人)

区分	令和6年度 進学予定者	(参考) 令和5年度 進学予定者
採用候補者数	93,444	99,325

○平成29年度より実施している給付奨学生の採用状況

令和元年度までに採用した平成29年度より実施している給付奨学生について、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者を、以下のとおり認定した。

<平成29年度より実施している給付奨学生の編入継続状況> (単位：人)

区分	令和5年度	
		うち社会的養護 を要する人
合計	0	0
大学	0	0
短期大学	0	0

高等専門学校	0	0
専修学校（専門課程）	0	0
通信教育課程	0	0

○在籍報告

令和5年度在籍報告について、奨学生用説明資料を大学等に配付し提出指導を依頼した。また、大学等による在籍確認結果報告に係る処理要領を定め、適切な在籍報告の実施について依頼した。

○高等学校等及び大学等の奨学金事務担当者に対する情報提供

- ・大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を音声付スライド動画で作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど高等教育の修学支援新制度の拡充に関することを含む情報提供を行った。
- ・各都道府県等が実施する高等学校等の教職員を対象とした説明会等において、研修資料等の提供により周知を図った。
- ・令和6年度に在学する学生等を対象とした給付奨学金制度の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、大学等を通じて学生等への周知を依頼した。
- ・令和7年度に進学を予定している高校生等を対象とし、給付奨学金制度の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、高等学校等を通じて全ての令和7年3月卒業予定者に配付し、制度の理解及び周知に努めた。
- ・給付奨学金制度の周知に関する取組として、引き続き給付奨学金を利用していない貸与奨学生に対して、スカラネット・パーソナルから貸与奨学金の「奨学金継続願」提出時に、給付奨学金に関する案内を確認できるようにした。

<p><9> 給付奨学金における 適格認定の実施状況</p>	<p>○給付奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>(1) 令和2年度から開始した新たな給付奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格認定（家計）について、奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを実施し、令和5年10月から1年間の支援区分及び給付月額を決定した（令和5年9月）。 ・学びの継続のため、令和5年10月の適格認定（学業）より、2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの者は、「廃止」ではなく、新たに「停止」できることとし、新しく設けられた区分について適切に認定した。 <p>令和5年度実績 8,887件</p> <p>また、令和5年9月以前の適格認定（学業）において「警告」が連続することにより「廃止」となった者の再支援として、令和5年9月以前の適格認定において連続警告により廃止となった者で、2回目の警告が「GPA事由」のみであった者かつ廃止の判定となった者の適格認定の次の学年（2年以下の課程・高等専門学校の場合は学年の半期）の学業成績等が、給付奨学金及び授業料等減免の適格認定基準でいう「継続」相当である者については、給付奨学金を再申込できることとした（令和5年度実績 600件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度適格認定（学業）の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和5年11月）。また、学校を通じて奨学生用説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続に対する理解を促した。 ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和5年度適格認定（学業）における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和6年2月）。 ・令和5年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。 ・2年制以下の課程及び高等専門学校の給付奨学生については、年度末に加えて9月にも 	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学生に対して自らの学修状況を振り返る機会を設け、学業の精励を促したことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・せっかく採用された給付奨学金の廃止に至るまでのサポートについて、大学側への呼びかけも望まれる。 ・給付奨学生に対しては、定期的にAIメンターとの面談を義務付けて給付奨学生としての意識を高めるなどの方策検討も考えられるのではないか。
--	---	---	--

適格認定（学業）を実施した。

<給付奨学生に係る適格認定処置状況>

(学業)

(単位：件)

区分	令和5年度実績 (356,314件中)	(参考) 令和4年度実績 (347,258件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	766 (0.2%)	812 (0.2%)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	11,884 (3.3%)	18,724 (5.4%)
給付奨学金停止 (継続希望無等)	1,586 (0.4%)	2,921 (0.8%)
給付奨学金停止 (学業成績不振者等)	5,860 (1.6%)	- -
警告（学修評価が劣る者）	41,729 (11.7%)	40,175 (11.6%)
合計	61,825 (17.4%)	62,632 (18.0%)

(家計)

(単位：件)

区分	令和5年度実績 (352,959件中)	(参考) 令和4年度実績 (343,283件中)
給付奨学金停止 (家計基準が支援対象外等)	24,076 (6.8%)	29,727 (8.7%)

(2) 平成 29 年度より実施している給付奨学金

- ・令和 5 年度適格認定の処理要領を定め、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和 5 年 11 月）。また、学校を通じて奨学生用説明資料を奨学生に配付し、適格認定及び「奨学金継続願」提出手続に対する理解を促した。
- ・令和元年度以前の採用者について、給付奨学金の申込時に提出された生計維持者のマイナンバーを利用し、経済状況基準による適格認定を実施した。
- ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。
- ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和 5 年度適格認定におけるインターネットを通じた学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和 6 年 2 月）。
- ・適格認定において「警告」と認定した者の中に、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないか調査を実施した。

<平成29年度より実施している給付奨学生に係る適格認定処置状況>

(単位：件)

区分	令和 5 年度実績 (72 件中)	(参考) 令和 4 年度実績 (922 件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	4 (5.5%)	23 (2.5%)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還不要】	14 (19.4%)	72 (7.8%)
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	7 (9.7%)	15 (1.6%)
警告（学修評価が劣る者）	0 (0.0%)	2 (0.2%)

		合計	25 (34.7%)	112 (12.1%)		
--	--	----	---------------	----------------	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

I-1	奨学金事業（3）奨学金事業に共通する事項の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001594

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)貸与奨学 金の総回収率 (年度計画 値)	中期目 標期間 中に 91.4% 以上と する。	—	88.90%以 上	89.53% 以上	90.15% 以上	90.78% 以上	91.40% 以上	予算額 (千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	2,146,150,161	2,141,034,452	2,144,328,650
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	90.44%	90.65%	90.77%	決算額 (千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	2,038,873,290	2,038,135,801	2,040,294,435
(達成度) ※年度計画 値を100%と する。	—	—	100.0%	100.4%	100.3%	99.9%	99.3%	経常費用 (千円)	81,146,968	241,432,632	273,254,974	219,113,062	217,771,292
(2)貸与奨学 金の当年度分 (当該年度に 返還期日が到 来するもの) の回収率 (年度計画 値)	中期目 標期間 中に 97.3% 以上と する。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	97.17% 以上	97.24% 以上	97.30% 以上	経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	269,178,823	216,708,517	217,891,202
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	97.81%	97.69%	97.64%	行政コスト	83,453,846	241,432,656	327,617,362	219,113,819	217,783,183

									ト (千円)					
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	100.7%	100.5%	100.3%		従事人員数	266	282	284	274	273
(3)貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合(年度計画値)	平成30年度実績に対し中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率： 2.0%以上 (割合： 3.49% 以下)	改善率： 4.0%以上 (割合： 3.42% 以下)	改善率： 6.0%以上 (割合： 3.35% 以下)	改善率： 8.0%以上 (割合： 3.28% 以下)	改善率： 10.0%以上 (割合： 3.20% 以下)							
(実績値)	—	3.56%	改善率： 5.62% (割合： 3.36%)	改善率： 19.10% (割合： 2.88%)	改善率： 23.31% (割合： 2.73%)	改善率： 23.60% (割合： 2.72%)	改善率： 23.31% (割合： 2.73%)							
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	122.7%	120.6%	117.2%							
(4)貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延	中期目標期間中に3.26%	—	3.37% 以下	3.34% 以下	3.32% 以下	3.29% 以下	3.26% 以下							

滞債権額の割合	以下とする。												
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	2.67%	2.73%	2.81%						
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	124.3%	120.5%	116.0%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	B
	①奨学金制度の周知及び広報の充実【B】<10> ②学校との連携強化【B】<11> ③効果検証方策等の検討【B】<12>	<評定> B <評定根拠> 奨学金制度の周知及び広報の充実については利用者の利便性の向上を図る等、各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価しB評定とする。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 各項目を参照 <その他事項> 各項目を参照	

<p><10> 奨学金制度の周知及び広報の実施状況</p>	<p>○ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。 ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の品質を向上させるため、FAQ等の見直しを図った。 ・令和6年度から実施される給付奨学金の中間層への拡充や減額返還制度の拡充等の周知に係る準備を進めた（令和6年3月）。 <p style="text-align: center;"> <ホームページの運営状況> （単位：件） </p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">区分</th> <th>令和5年度</th> <th>（参考）令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td style="text-align: center;">94,184,389</td> <td style="text-align: center;">99,326,872</td> </tr> <tr> <td>チャットボット利用件数</td> <td style="text-align: center;">78,144</td> <td style="text-align: center;">99,238</td> </tr> <tr> <td>奨学金相談サイト利用件数</td> <td style="text-align: center;">980,309</td> <td style="text-align: center;">836,493</td> </tr> </tbody> </table> <p>○奨学金事業に関する情報提供</p> <p>インターネット等の活用により奨学金事業に関する情報提供を行った。</p> <p>(1) 令和2年度以降の制度に関するホームページ等を活用した周知</p> <p>「高等教育の修学支援新制度」における新たな給付奨学金の制度についてホームページに引き続き掲載し、周知を図った。</p> <p>(2) 高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等において、オンライン会議システムを利用した説明又は資料配付を行った（3府県）。</p> <p>(3) 高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。</p>	区分	令和5年度	（参考）令和4年度	ホームページアクセス件数	94,184,389	99,326,872	チャットボット利用件数	78,144	99,238	奨学金相談サイト利用件数	980,309	836,493	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。 ・オンライン版ガイドンスを引き続き実施し、継続して情報提供・周知を行ったことは評価できる。 ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の品質を向上させ、基本的な制度概要、手続等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者への利便性の向上を図ったこと及び奨学金制度の周知を図ったことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	令和5年度	（参考）令和4年度													
ホームページアクセス件数	94,184,389	99,326,872													
チャットボット利用件数	78,144	99,238													
奨学金相談サイト利用件数	980,309	836,493													

○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供

スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

進学又は修学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・学生や保護者等の理解を促進し、進学又は修学するための経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校、大学等に派遣している。

①更新プログラムの実施

e-learning による更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した（令和5年度更新プログラム修了者1,150人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

広く周知を行い、希望する学校等に対して漏れなくスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するとともに、オンライン版ガイダンスの受講を希望する全ての学校に対して、適切に案内した。

<スカラシップ・アドバイザーの派遣状況>

(単位：件)

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
派遣件数	318	309
オンライン版ガイダンス実施件数	145	182

③派遣拡大に向けた取組

- ・希望する学校等に対して周知を行い、漏れなくスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するとともに、オンライン版ガイドンスの受講を希望する全ての学校等に対して、適切にオンライン版ガイドンスを案内した。
- ・スカラシップ・アドバイザー派遣事業に係るチラシを刷新し、対象となる全ての学校に配付し、利用推進（周知）を図った（12月）。

(2)高等学校等教員向け冊子の作成及び配付

高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和6年度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。

(3)他団体等への奨学金説明会

東京12大学フェア、NPO法人キッズドア等他団体の奨学金説明会等に参加し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

<奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況>

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	前年度比
アクセス件数	6,159,498件	6,439,363件	95.7%

(5)奨学金相談センターによる照会への対応

- ・奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込希望者、保護者及び返還者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の周知を図った。

- ・給付奨学金制度に関する照会に対して、申込方法及び採用基準等を案内することで制度の周知を図った。
- ・繰上返還や住所変更等はスカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性の向上を図った。
- ・奨学金相談サイト（Q&Aサイト）の利用を周知するとともに、奨学金相談サイトの品質を向上させるため、FAQ等の見直しを図った。
- ・令和6年度からの第4期奨学金相談センターの実施に向け、利用者の利便性の向上を図るため、指標とする応答率を見直すとともに有人チャット、メール機能等が利用できるような準備を進めた。
- ・目標応答率90%以上を維持するため、過去の着信状況から日別・時間帯別の必要なオペレーター着台数を算出し、適切に配置するよう受託者に指示するとともに、新制度等の案内を確実に実施できるよう研修会を実施した。

<奨学金相談センターにおける応答件数>

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	前年度比
貸与関連	133,198	157,076	75.6%
給付関連	55,447	53,718件	103.2%
返還関連	421,296	441,821件	95.4%
計	609,941	652,615件	93.5%

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等

利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

区分	令和5年度	(参考)令和4年度	前年度比
登録数	5,799,601件	5,338,334件	108.6%
アクセス件数	194,476,597件	172,718,965件	112.6%

(2) 返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

- ・返還を始めるに当たって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。
- ・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを分かりやすく説明をしたリーフレットを口座振替加入通知に同封するとともにホームページにも掲載した。

(3) 災害救助法適用に係る情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等（約4,000校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	令和5年5月8日	自治体：3件（FAX） マスコミ：石川県庁記者クラブ投げ込み1件（郵送）
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号	令和5年6月5日	自治体：6件（FAX） マスコミ：埼玉県庁記者クラブ投げ込み共4件（郵送）

	令和5年6月29日から の大雨	令和5年7 月3日	自治体：2件（FAX） マスコミ：山口県庁記者クラブ投げ込み1件 （郵送）		
	令和5年7月7日から 大雨	令和5年7 月10日	自治体：37件（FAX） マスコミ：島根県庁記者クラブ投げ込み共7 件（郵送）		
	令和5年台風第6号の影 響による停電	令和5年8 月7日	自治体：34件（FAX） マスコミ：沖縄県庁記者クラブ投げ込み1件 （郵送）		
	令和5年台風第7号	令和5年8 月15日	自治体：7件（FAX） マスコミ：京都府記者クラブ投げ込み共3件 （郵送）		
	令和5年台風第13号	令和5年9 月11日	自治体：13件（FAX） マスコミ：福島県庁記者クラブ投げ込み共3 件（郵送）		
	令和6年能登半島地震	令和6年1 月4日	自治体：47件（FAX） マスコミ：新潟県庁記者クラブ投げ込み共4 件（郵送）		
	令和6年1月23日から の大雪等	令和6年1 月26日	自治体：1件（FAX） マスコミ：岐阜県庁記者クラブ投げ込み1件 （郵送）		

<p><11> 学校との連携状況</p>	<p>○奨学生等に対する指導における学校との連携</p> <p>(1)高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組</p> <p>大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等において、オンライン会議システムを利用した説明又は資料配付を行った（3府県）。【再掲】 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。【再掲】 ・全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 <p>＜スカラシップ・アドバイザー派遣件数＞</p> <table border="1" data-bbox="497 676 1077 777"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>318件</td> <td>309件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン版ガイダンスについては、希望者の利便性の観点から引き続き、当該ガイダンスの実施を継続した。 <p>＜オンライン版ガイダンス実施件数＞</p> <table border="1" data-bbox="497 1019 1077 1120"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145件</td> <td>182件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。 <p>(2)大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組</p> <p>採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、</p>	令和5年度	(参考) 令和4年度	318件	309件	令和5年度	(参考) 令和4年度	145件	182件	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・研修会については、音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・奨学業務連絡協議会については、対面で開催し、令和6年度からの新規事項等を説明するなど、学校との連携を図ったことは評価できる。 ・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実に効果的に奨学生に対する指導を行うための取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。 	<p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>—</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>—</p>
令和5年度	(参考) 令和4年度										
318件	309件										
令和5年度	(参考) 令和4年度										
145件	182件										

奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。

- ・採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。
- ・返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

○奨学金業務に関する研修会の開催

(1) 大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施

研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し、奨学生に対する指導を大学等へ依頼した。

(2) 奨学業務連絡協議会の実施状況

令和5年度においては、全国7地区において、対面で開催した（令和6年2月）。

地区	開催日	参加校数
北海道地区	2月26日	119校
東北地区	2月14日	156校
関東甲信越地区	2月5日	320校
	2月15日	334校
	2月27日	311校
東海・北陸地区	2月9日	265校
近畿地区	2月20日	309校
	2月21日	266校
中国・四国地区	2月7日	167校
九州・沖縄地区	2月6日	286校

○返還金回収方策の広報・周知

- ・奨学金事務担当者ホームページに大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する

	<p>る研修の資料、音声付スライド動画及び卒業後の手続方法を掲載するとともに、事務連絡メールマガジンを活用することにより、奨学金返還の重要性について奨学金事務担当者への周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（令和5年9月）。 <p>○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組</p> <p>学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）及び奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで公開している。令和5年度は、令和5年7月に内容を更新した。</p>		
<p><12> 効果検証方策等の検討状況</p>	<p>○効果検証方策等の検討状況</p> <p>奨学金の効果検証については、給付奨学金の在籍報告時に「採用時アンケート及び終了時アンケート（令和5年10月～11月）」を、給付奨学金及び貸与奨学金の継続願提出時に全奨学生を対象として「継続時アンケート（令和5年12月～令和6年2月）」を実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。</p> <p>返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策については、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」、特に優れた業績による返還免除認定通知及び返還完了時に発送する「返還完了通知」へ「寄附金募集のご案内」の掲載を行うなど、寄附金の獲得につなげる取組を令和4年度に引き続き実施し、今後も引き続き実施していくこととした。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有したことは評価できる。 ・返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための取組を実施したことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の分析と今後の施策改善検討について、機構が当事者として、文科省・国研と協力して実施することが必要ではないか。 ・終了時だけでなく、継続的に効果を見ていくことも重要。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4 年度	令和5 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日本留学 試験の渡日前 入学許可実施 校数 (年度計画値)	182 校以 上	—	182 校以 上	予算額（千 円）	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	15,067,106				
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	192 校	196 校	196 校	決算額（千 円）	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	15,108,691
(達成度)	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	107.7%	経常費用（千 円）	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	14,832,253

※計画値を 100%とする。									円)					
(2) 日本語教 育センターの 卒業予定者による教育内容 等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的 評価の 割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益(千 円)	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	15,007,668
東京日本語教 育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	92.5%		行政コスト (千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	15,244,865
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	115.6%		従事人員数	116	112	112	103	105
大阪日本語教 育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	94.4%							
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	118.0%							
(3) イベント 実施及び他機 関が実施する イベントへの 協力回数	126回以 上 (第4 期中期 目標期)	—	26回以 上	26回以 上	26回以 上	26回以 上	26回以 上							

(計画値)	間合計)													
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	13回	27回	33回	54回							
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	207.7%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	B
	(1) 外国人留学生に対する支援【B】 (2) 日本人留学生に対する支援【A】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB 評価とする。		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。 自 己評価書の「B」との評価結果が妥当であ ると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策> (1)、(2) 各項目を参照 <その他事項> (1)、(2) 各項目を参照	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業（1）外国人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4 年度	令和5 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日本留学 試験の渡日前 入学許可実施 校数 (年度計画値)	182 校以 上	—	182 校以 上	予算額（千 円）	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	15,067,106				
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	192 校	196 校	196 校	決算額（千 円）	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	15,108,691
(達成度)	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	107.7%	経常費用（千 円）	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	14,832,253

※計画値を100%とする。									円)					
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益(千円)	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	15,007,668
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	92.5%		行政コスト(千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	15,244,865
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	115.6%		従事人員数	116	112	112	103	105
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	94.4%							
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	118.0%							
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数	126回以上 (第4期中期目標)	—	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上							

(計画値)	間合計)													
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	13回	27回	33回	54回							
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	207.7%							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	B
	①日本留学に関する情報提供等の充実【B】<13> ②日本留学試験の適切な実施【B】<14><15> ③日本語教育センターにおける教育の実施【B】<16><17> ④学資金の支給等【B】<18> ⑤宿舍の支援及び交流促進【B】<19> ⑥卒業・修了後の支援【B】<20><21>	<評定> B <評定根拠> 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB評定とする。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 各項目を参照 <その他事項>	

			各項目を参照
<p><13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況</p>	<p>○インターネットによる情報発信</p> <p>(1)「日本留学情報サイト」による情報発信</p> <p>①情報発信の状況</p> <p>コンテンツの精査と充実を図るため、文部科学省及び外務省との検討会議を実施し、日本への留学に関する情報やFAQの内容を見直し、更新するとともに、政府機関等の留学生支援に関するイベントの情報を提供する等、情報発信の更なる充実を図った。また、文部科学省、文化庁と連携し、ウクライナの学生に対する日本の大学、日本語教育機関の支援の情報について引き続き収集、掲載するとともに随時情報を更新した。さらに、文部科学省、外務省の情報を統合し「日本留学情報サイト」を構築して5年が経過し、スマートフォン等を利用した閲覧が中心となってきたことを踏まえ、デザインの刷新、学校検索システム等の検索条件の選択方法の見直し、スマートフォン、タブレットでの利用しやすさを考慮した画面レイアウトへの変更を行い、令和6年3月末に公開した。</p> <p><日本留学情報サイトのアクセス件数></p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>・「日本留学情報サイト」において、関係機関との連携のもと、日本留学に関する情報やFAQの見直し等を行い、サイトの充実を図ったことは評価できる。また、アクセス件数についても、令和4年度の件数と比較して129.2%となっていることは評価できる。さらに、スマートフォン等を利用した閲覧が中心となってきたことを踏まえ、スマートフォン等による閲覧者の利便性を考慮した画面レイアウトの変更を行ったことは評価できる。</p> <p>・日本留学を希望する外国人留学生に特化した</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>・日本留学情報サイトの見直しによりアクセス件数を大幅に増加させたことは評価できる。また、スマートフォン向けデザインの導入など、絶えずユーザーの利便性向上に向けた改善を行っ</p>

令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
7,286,696件	5,640,429件	129.2%

②関係機関との連携

- ・日本企業への情報提供として令和元年度に「日本留学情報サイト」に掲載した、主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況(国別・専攻分野別の人数等)及び各大学の就職支援に関する取組等の情報を更新した。
- ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトやSNSに掲載し、広報の協力を行った。

(2) SNSによる情報発信

日本留学イベント等に関する広告に併せてFacebookを運用し、適宜日本留学をはじめとする幅広い情報提供を行った。

<留学生事業のFacebookファン数>

令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
25,669件	22,684件	113.2%

(注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、各国における海外留学機運の高まる中、日本への留学希望者の増加のためには、SNSを通してより広く情報を発信することが有用であることから、JASSO Study in JAPAN Facebook及びInstagramを活用し、日本留学促進のための情報を積極的に発信した。

<JASSO Study in JAPANのFacebookファン数>

令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
2,181件	1,575件	138.5%

(注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

情報発信を目的として日本留学に特化したInstagramやFacebookを運用し、SNSを通じて幅広く情報提供を行ったことは評価できる。

・海外事務所が関係機関と協力の上、各国において実施されるイベントへの参加に加え、海外事務所主催の日本留学フェアを開催するとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行い、日本留学への機運の維持に寄与したことは評価できる。

・対面式の日本留学フェアや外国人学生のための進学説明会を再開するとともに、海外で関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行ったことは評価できる。また、日本留学オンラインフェア等を通じて全世界の日本留学希望者等に対し正確な情報を提供したことは評価できる。

ている点も評価できる。

・情報発信手段としてFacebookを利用してはいるが、近年、新規登録者へのリーチが低下しているという指摘もあることから、SNSの利用については手段について常に検討していくことも重要。

・対面式での留学フェアを再開し、多くの参加者を得たことは評価できる。また、海外事務所主催の留学フェアを新たに開始したことも評価できる。今後、これまでの留学フェアとの役割分担を明確にすることが望まれる。

<JASSO Study in JAPANのInstagramフォロワー数>

令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
2,819件	1,312件	214.9%

(注) Instagramのフォロワー数は、年度末時点の件数を表す。

○海外事務所における情報発信

新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、各国において対面式イベントの開催が再開され、各海外事務所も現地で行われる対面式の説明会やオンラインイベント等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。併せて、日本留学促進に寄与するため、各事務所独自の説明会をオンライン及び対面にて実施した。さらに、マレーシア、タイ及びインドネシアにおいて、初の試みとして、海外事務所主催の日本留学フェアを日本の大学等の参加のもと、現地在外公館及び帰国留学生会等の協力を得て実施した。

加えて、ホームページ及びFacebook等SNSを利用して、日本留学に関する情報発信を行うとともに、電話やE-mail等による留学相談を行った。

(1)海外事務所主催日本留学フェア

実施国	都市	日程	参加機関数	来場者数
マレーシア	クアラルンプール	1月20日	14機関	428人
タイ	バンコク	2月24日	16機関	168人
インドネシア	ジャカルタ	3月2日	12機関	759人

(2)海外事務所ホームページアクセス件数等

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比
----	-------	------------	------

ホームページ アクセス件数	428,812 件	496,746 件	86.3%
Facebookファン数 (注1)	106,468 件	103,687 件	102.7%
事務所相談件数 (注2)	8,876 件	8,173 件	108.6%
現地説明会 情報提供件数 (注3)	22,555 件	28,511 件	79.1%

(注1) Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

(注2) 各事務所における電話やE-mail 等での個別相談件数を表す。

(注3) 各事務所が主催又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。

○出版物等による情報提供

「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」(日本留学案内)等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等への提供、各種説明会やセミナー等でこれらの出版物について紹介する等、日本留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成状況等>

出版物名	内容		作成部数 (合計)
STUDY IN JAPAN-基本ガイド-	日本留学案内	9言語	38,100部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨 学金案内	2言語	500部

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

世界各地における新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、韓国、ベトナムにおいて対面式の日本留学フェアを再開するとともに、日本の2都市において外国人学生のための進学説明会を再開したほか、関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行った。

併せて、前年度に引き続き、オンラインでの情報提供を目的として、全世界を対象として「日本留学オンラインフェア」を実施した。

日本留学オンラインフェアは、全世界を対象とすることから、英語のみでの開催とした。英語での広報効果が見込めるインド、インドネシア、フィリピン、台湾、マレーシアの5か国・地域を重点配信地域とし、Google ディスプレイネットワーク (YouTube や Gmail 等の Google が提携する様々なサイトやアプリにバナー等の広告を配信)、SNS (Facebook、Instagram 等)、検索サイトへの広告掲載といったデジタル広告を実施し、日本留学オンラインフェアの周知広報及び参加促進を図った。併せて、外務省、国際交流基金及び各国関係機関等の協力により、全世界に向けて広報を行った結果、日本留学オンラインフェアでは、157の国・地域から参加があった。

また、日本留学オンラインフェアの効果を高めるため、事前イベントとして機構の海外事務所において、日本留学概要・奨学金に関するセミナーを実施するとともに、フォローアップイベントとして参加機関から講師を募り、日本留学の準備についての情報発信、日本での就職を主題としたセミナーを「日本留学オンラインセミナー」と題し、オンラインで実施した。

(1) 日本留学フェアの実施状況

国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数
韓国	釜山	8月5日	延べ 133機関	4,100人
	ソウル	8月6日		
ベトナム	ホーチミン	11月25日	延べ 122機関	1,995人
	ハノイ	11月26日		

※この表には、海外事務所主催日本留学フェアは含まれない。

(2) 日本留学オンラインフェアの実施状況

称	日程	参加 機関数	参加者数 (注1)	満足度 (注2)
日本留学オンラインセミナー（日本留学概要）	8月11日・12日・13日・ 18日・19日・25日	—	566人	—
日本留学オンラインセミナー（奨学金）	8月19日・20日・ 26日、9月2日	—	798人	—
日本留学オンラインセミナー（在留資格）	8月21日	—	96人	—
日本留学オンラインセミナー（就職）	9月3日	—	349人	—
日本留学オンラインフェア	8月30日～9月3日	73	18,633人	93.5%
日本留学オンラインフォローアップセミナー	2月21日、3月13日	—	185人	—

(注1) セミナー又はライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

(注2) 日本留学オンラインフェアの満足度は、参加者アンケートにおける「満足」、「おおむね満足」と回答した参加者の合計値。

(3) 外国人学生のための進学説明会の実施状況

都市	日程	会場	参加 機関数	来場者数
東京	6月24日	池袋サンシャインシティ	137	1,184人
大阪	7月8日	梅田スカイビル	98	901人

(4) 関係機関が主催するイベント等への参加

中国国内の新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、中国国際教育展が対面イベントとして実施されることとなり、現地日本大使館と共同でブースを出展し、日本留学に係る情報提供・留学相談を行った。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催する日本留学フェア（モンゴル、キルギス・カザフスタン、ウズベキスタン）にも協力し、現地フェア又はオンラインにて、日本留学に関する情報提供及び留学相談を行った。

この他、日本留学プロモーションの一環として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催する対面及びオンラインイベントに計 8 回、その他関係機関が主催するイベントに計 3 回オンラインにて参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

さらに、大学等の国際交流担当者の国際会議（NAFSA・EAIE）の対面による大会に参加し、大学間交流に関する最新情報の提供を行った。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

留学生受入れ・派遣体制の整備・充実に資することを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に留学生交流実務担当教職員養成プログラムについて、対象者の利便性の向上等が図れるよう実施方法について検討を行い、関係者が業務等の都合に合わせて視聴できるようオンデマンド配信による開催方法に変更することとし、令和 6 年度に「在留資格の観点から捉える外国人留学生の就職支援」をテーマとして開催するため、講師の選定、動画の収録に向けた準備を進めた。

○日本留学海外拠点連携推進事業（※）日本留学海外拠点連携推進本部の活動状況

・令和 5 年度に、海外拠点と拠点設置地域に関心を有する国内高等教育機関、企業、駐日大使館等とのネットワーク形成を目的として、「国内報告会」を開催した。

・事業採択大学間の連携強化のために「国内連絡会議（オンライン）」を開催するとともに、実務担当者間の情報共有・情報収集を通じた実務担当者のブラッシュアップを目的とした「オンライン勉強会」を計 3 回開催した。

- ・事業採択大学が実施する日本留学フェアやセミナー及び各種会議に参加し、日本留学に関する説明や事業紹介等の活動を実施した。また、各採択大学と連携し、現地拠点事務所からの要望を踏まえ、日本留学に関する情報を共有するとともに、日本留学フェア開催時や各拠点事務所での活動の際に、現地で幅広く活用できるよう、日本留学紹介用データ資料等、各種電子媒体を提供した。
- ・スリランカ国内留学生会からの要請を受け、同会主催の日本留学説明会において、本事業及び日本留学概要について説明した。

※文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（平成 25 年 12 月 18 日）において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成 30 年度から行っている。

採択大学（海外拠点地域）は、東京大学（南西アジア地域）、岡山大学（ASEAN 地域）、筑波大学（南米地域）、北海道大学（サブサハラ地域）、北海道大学・筑波大学・新潟大学（ロシア連邦・CIS 地域）、九州大学（中東・北アフリカ地域）の 6 大学である。

<国内報告会開催実績>

日程	協力大学	テーマ	参加者	満足度
12 月 18 日	全採択大学	オールジャパンで取り組む 留学生受入れ戦略 ～海外拠点からみる日本留学の現状と課題～	110 人	85.5%

<オンライン勉強会開催実績>

日程	議題	参加者
8 月 30 日	国費外国人留学生制度（大学推薦）について	30 人
10 月 18 日	英国における国際高等教育と学生のモビリティに関する戦略	30 人
11 月 22 日	留学生支援企業協力推進協会について	30 人

<p><14> 日本留学試験の実施状況</p>	<p>○令和5年度第1回試験（令和5年6月18日）の実施</p> <p>(1)適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。</p> <p>(2)受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した（対象者：国内10人、国外3人）。</p> <p>(3)ロシア（ウラジオストク）における試験の中止 ロシア（ウラジオストク）では、現地情勢の影響により試験を中止し、機構ホームページで公表した。試験利用校には、当該都市実施中止の旨を通知した。</p> <p>○令和5年度第2回試験（令和5年11月12日）の実施</p> <p>(1)適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。【再掲】</p> <p>(2)受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した（対象者：国内13人、国外4人）。また、受験上の配慮に係る専門スタッフを雇用した。</p> <p>(3)ロシア（ウラジオストク）における試験の中止 現地情勢の影響により、第1回に引き続き試験を中止し、機構ホームページで公表した。試験利用校には、当該都市実施中止の旨を通知した。</p> <p><年間応募者数></p> <table border="1" data-bbox="414 1045 1025 1248"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>25,688人</td> <td>17,389人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>25,050人</td> <td>21,953人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50,738人</td> <td>39,342人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○試験実施体制等の改善・強化</p> <p>(1)実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態が生じた場合に実施総本部長（理事長）と協議の上、速やかな対応ができるよう、担当理事を中心とした体制を構築し、試験当日の緊急連絡網を整備した。 ・不測の事態が生じた場合に備え、予備の問題を準備した。 	区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	第1回	25,688人	17,389人	第2回	25,050人	21,953人	計	50,738人	39,342人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験実施の厳正化を行ったことは評価できる。 ・実施体制等について大学等の意見聴取を行ったことは評価できる。 ・日本留学試験のコンピュータ試験化について、「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」において、今後の検討の方向性を含めた最終とりまとめを作成したことは評価できる。 ・日本留学試験の利用促進のために日本留学オンラインフェア等で日本留学試験の情報提供に努めたこと及び試験利用者の利便性を向上させたことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>日本留学試験のコンピュータ試験化に向けて検討を進めたことは評価できる。さらに、CBT化のメリットと障壁の継続研究と段階的実施の検討に期待する。</p>
区分	令和5年度	(参考) 令和4年度													
第1回	25,688人	17,389人													
第2回	25,050人	21,953人													
計	50,738人	39,342人													

(2) 試験実施の厳正化に対する取組

- ・なりすまし受験防止のため、試験当日に受験者に顔写真付き身分証明書の持参を義務付け、本人確認をより厳正に実施した。
- ・不正行為の監視を強化するため、試験当日の不正行為監視担当監督補助を増員した。
- ・不正行為防止強化策として、受験者向けに不正行為に該当する事例を分かりやすく示した「受験上の注意イラスト版」について、日本語版及び英語版を作成した。
- ・試験監督のミス防止及びミス発生時に迅速な対処を行うため、試験進行時間管理のダブルチェックを徹底させる等、試験監督の実施手順を大幅に見直した。
- ・解答時間を適切に管理するための方策として、様式を新たに作成したほか、監督補助の役割を明確化した。

(3) 大学等からの意見聴取

日本留学試験利用校から構成される全国ブロック会議において、日本留学試験に対する要望について意見を聴取した（令和6年3月7日）。

(4) 基礎学力科目シラバス改訂

平成30年3月に、我が国の高等学校における新しい学習指導要領が告示され、令和4年4月から実施されていることに伴い、日本留学試験においても「基礎学力」科目（「理科」、「総合科目」及び「数学」）のシラバスの改訂作業を進めている。令和8年度第1回試験から改訂したシラバスで出題する予定である。

○収支の把握

(1) 受験料の改定

受験者に過度な負担を強いない金額になるように留意の上、国外会場の一部の国・地域の受験料を改定した。

<日本留学試験受験料の改定状況>

年度	改定内容
令和5年度	国外 インド 800 ルピー（1,456 円） → 1,300 ルピー（2,365 円） 台湾 一科目のみ 1,200 台湾ドル（5,612 円） → 1,500 台湾ドル（7,014 円）、 二科目以上 1,600 台湾ドル（7,482 円） → 2,000 台湾ドル（9,353 円） フィリピン 500 ペソ（1,281 円） → 750 ペソ（1,921 円）

香港 一科目のみ 450 香港ドル (8,623 円) → 500 香港ドル (9,582 円)、
 二科目以上 850 香港ドル (16,289 円) → 950 香港ドル (18,205 円)
 ミャンマー 15 米ドル (2,256 円) → 20 米ドル (3,008 円)

(2) 収支の状況

国内外を合算した収入（郵送料等を含む。）は、令和 4 年度と比較し、191,178 千円の増加となった。通常の試験実施にかかる支出は、令和 4 年度と比較し 155,250 千円の増加となったが、上記のとおり収入が増加したことにより通常の試験実施に係る収支が改善することとなった。国内での試験実施に係る支出については、令和 4 年度に引き続き、安価な会場（大学）を借用し、会場借料経費の削減に努めた。収入が増加した理由は、令和 5 年度の国内応募者が令和 4 年度と比較し、年間 11,434 人の増となったことがあげられ、国内の収入は令和 4 年度比で 164,392 千円、率にして 36% の増加となった。一方、国外の一部の国・地域においては、応募者は微減だったが、一部の国・地域において受験料の値上げしたこと、また、円安の影響もあり、令和 4 年度と比較し 7,911 千円、率にして 11% の増加となった。

〈日本留学試験に係る事業収支の状況〉 (単位：千円)

区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度
収入	738,926	547,748
支出	808,640	762,780

※なお、支出額には、コンピュータ試験化検討経費が含まれており、令和 4 年度においては 126,518 千円、令和 5 年度においては 17,128 千円である。コンピュータ試験化検討経費を除く支出は、令和 4 年度は 636,261 千円、令和 5 年度は 791,511 千円である。

○日本留学試験のコンピュータ試験に向けた準備

(1) 日本留学試験コンピュータ試験化に係る各種会議の実施

大学入学共通テストのコンピュータ試験化を検討した有識者及び英語試験の専門家等 7 人で構成される「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」において会議を開催し、令和 4 年度に実施した試行試験の結果を踏まえた追加検証について議論するとともに、今後の検討の方向性を含めた最終とりまとめを作成した。なお、最終とりまとめにおいて以下のとおり当該部会の意見として一定の結論を得た。

① 移行方法

コンピュータ試験化に一斉に移行することは現実的ではないため、コンピュータ試験を実施する場合、コンピュータ試験化が比較的容易な一部の実施から段階的にコンピュータ試験化を検討す

	<p>ることが望ましい等</p> <p>②体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な点を理解している職員の雇用が必要 ・作題体制を強化する必要 等 <p>また、機構内の理事長代理を主査とする「日本留学試験コンピュータ試験化プロジェクトチーム」において、コンピュータ試験化の実施運営上の課題や問題点を明らかにし、今後の方向性について検討した。</p> <p>(2) 試行試験結果を踏まえた追加検証の実施 令和4年度に実施した試行試験の結果を受けて、「日本留学試験コンピュータ試験化検討部会」での議論を踏まえ、従来の紙による実施とコンピュータによる実施での正答率等の比較及びディスプレイサイズ等における視認性の確認等について追加の検証をした。</p> <p>(3) コンピュータ試験に係る情報収集 独立行政法人国際交流基金、国立教育政策研究所及び独立行政法人大学入試センターとコンピュータ試験や作題体制について情報交換した。</p> <p>○試験の利用促進の取組</p> <p>(1) 情報提供の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構ホームページやFacebookで日本留学試験の最新情報を適時に発信した。 ・国外において、機構海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。 ・機構が主催した日本留学フェア（韓国、ベトナム）及び海外事務所主催の日本留学フェア（マレーシア、タイ、インドネシア）において、日本留学試験の概要を説明した。（令和5年8月5日（釜山）、8月6日（ソウル）、11月25日（ホーチミン）、11月26日（ハノイ）、令和6年1月20日（クアラルンプール）、2月24日（バンコク）、3月2日（ジャカルタ）） ・国外受験者の学習環境向上のため、機構ホームページへの過去問題掲載を増やした。 <p>(2) 利便性向上の取組 試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ることを目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、システムを改修し、マイページIDが複数作成された場合の受験番号を統合できる機能の追加及び受験票訂正期間内であれば、訂正内容を再度修正できるようにするなどの受験票訂正機能を拡充、利便性の向上を図った。</p>		
--	--	--	--

<p><15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数</p> <p>S : 校数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A : 219 校以上</p> <p>B : 182 校以上</p> <p>218 校未満</p> <p>C : 146 校以上</p> <p>182 校未満</p> <p>D : 146 校未満</p>	<p>○試験結果の利用促進のための取組</p> <p>以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可(※)の実施を促した。</p> <p>令和5年度末時点で、日本留学試験利用校は922校(令和4年度917校から20校が新規利用開始、15校が利用中止)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は196校(令和4年度196校から5校が新規実施、5校が中止)であった。</p> <p>※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するもの。</p> <table border="1" data-bbox="450 459 994 552"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="450 459 994 483">〈渡日前入学許可実施校数〉</th> </tr> <tr> <th data-bbox="450 483 721 515">令和5年度</th> <th data-bbox="721 483 994 515">(参考)令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 515 721 552">196校</td> <td data-bbox="721 515 994 552">196校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の配布 大学等関係機関に試験利用を促す案内冊子を送付した。</p> <p>(2)渡日前入学許可で留学した者の留学成功体験を収集 日本留学試験を利用した渡日前入学許可により留学した学生の留学成功体験を機構ホームページに掲載し、渡日前入学許可制度の利点を周知した。</p> <p>(3)大学院における利用の促進 大学等への令和6年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用に関する案内文書を大学院入試担当部局に直接送付することにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>(4)専門学校における利用の促進 全国専修学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが可能な専門学校に対し、令和6年度の試験実施通知を送付することにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>○試験実施国・都市の在り方の検討 「日本留学試験実施委員会」(令和5年10月20日開催)において、ロシア・ウラジオストクでの実施について、応募者の確保が見込めない状況であることを踏まえ、令和6年度以降は取り止めることを決定した。</p>	〈渡日前入学許可実施校数〉		令和5年度	(参考)令和4年度	196校	196校	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の大学や専門学校等に試験実施通知を送付するなどして周知に努めたことにより、日本留学試験利用校は922校、渡日前入学許可実施校は196校となり、利用校が前年度から増加したことは、評価できる。 ・日本留学試験を利用した渡日前入学許可により留学した学生の留学成功体験を周知したことは、評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
〈渡日前入学許可実施校数〉									
令和5年度	(参考)令和4年度								
196校	196校								

<p><16> 日本語教育センターの卒業者の進路や日本語レベルの状況</p>	<p>○カリキュラムの改善等 認定日本語教育機関申請に向けて、文化庁より示された「日本語教育課程編成のための指針（案）」を踏まえ、カリキュラムを見直した。</p> <p>○教材の開発等 令和5年度は以下の教材開発等に取り組んだ。</p> <p>①『進学する人のための日本語初級 改訂第2版』 令和4年度の本冊等に続き、教師用指導書も改訂第2版を発行した。また、読み文も改訂版を発行した。 さらに、改訂に伴う内部教材及び学内一斉試験の見直しを行った。</p> <p>②『留学生のための分野別 学びの扉』 令和4年度に発行した初版一部改訂し、第2版を発行した。</p> <p>③『知っていますか 日本のこと』 令和4年度に発行した改訂版の重版を行った。</p> <p>④『クイズ日本事情』 ホームページに掲載している内容の一部について、改訂を行い、「クイズにはんご日本事情」を発行した。 また、「クイズにはんご日本事情」の書籍の一部をアプリ化する作業を行った。</p> <p>⑤『【改訂版】進学する人のための使える日本語中級』 学内一斉試験及びまとめテストについて、見直し及び整備を行った。</p> <p>○日本語レベルの伸長率 入学時と卒業時の日本語レベルの伸長率を以下により測定した。 ・「日本語教育センター日本語到達目標」に基づき、日本語レベルを6段階（Z（初心者）、A（初級前半）、B（初級後半）、C（中級前半）、D（中級後半）、E（上級））でランク付けし、1段階伸長するごとに1ポイント（5段階上がった場合は5ポイント）として伸長率を測定した。 ・入学時の日本語レベルは、入学時のプレースメントテスト又は入学時のクラスレベル、卒業時の日本語レベルは、卒業時の試験の結果で判断した。 ・令和5年度の卒業者について伸長率の測定を行ったところ、令和5年度卒業者の全体平均は、3.18ポイントとなった。</p> <p><日本語レベルの伸長率></p> <table border="1" data-bbox="443 1321 1238 1490"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京日本語教育センター平均</td> <td>3.36ポイント</td> <td>3.28ポイント</td> </tr> <tr> <td>大阪日本語教育センター平均</td> <td>2.89ポイント</td> <td>3.19ポイント</td> </tr> <tr> <td>全体平均</td> <td>3.18ポイント</td> <td>3.25ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	東京日本語教育センター平均	3.36ポイント	3.28ポイント	大阪日本語教育センター平均	2.89ポイント	3.19ポイント	全体平均	3.18ポイント	3.25ポイント	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定日本語教育機関申請に向けて、文化庁より示された「日本語教育課程編成のための指針（案）」を踏まえ、カリキュラムを見直したことは評価できる。 ・日本語教材について複数改訂、また作成したことは評価できる。 ・学生の日本語レベルを3段階以上伸ばすことができたことは評価できる。 ・研究協議会についてオンラインで開催し、新たな参加者を得る等の成果を得たことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の収束に合わせて対面授業に円滑に移行したことは評価できる。 ・東京・大阪の相互連携について、学生募集活動への共同参加、研究協議会の共同開催、認定日本語教育機関申請に向けて情報共有を図ったことは評価できる。 ・留学生の受入れ増に係る取組として、対面又はオンラインで開催された複数の日本留学フェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、連携した学生募集活動を行ったことは評価できる。 <p>また、台湾において、東京日本語教育センター公認窓会を通して現地の高等教育機関等を訪問し、入学説明会を行ったことは評価できる。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>「日本語教育課程編成のための指針」を踏まえて見直したカリキュラムを元に、認定日本語教育機関としての認定を受け、日本語教育の適正かつ確実な実施を期待する。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	令和5年度	(参考) 令和4年度													
東京日本語教育センター平均	3.36ポイント	3.28ポイント													
大阪日本語教育センター平均	2.89ポイント	3.19ポイント													
全体平均	3.18ポイント	3.25ポイント													

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上及び、高等教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者が緊密に情報交換や意見交換を行うことを目的とする研究協議会を開催した。遠隔地及び海外からの参加者からの要望を受けて、令和5年度もオンラインで東京・大阪両日本語教育センターの共同開催とした。

[実施概要]

- ・実施方法：オンライン開催
- ・日程：令和5年12月17日
- ・テーマ：「ChatGPTの日本語教育への活用」
- ・参加者数：652人（311機関）
- ・満足度：97.0%

終了後のアンケートでは、内容に関して「基本的なことから有用な使い方まで知ることができ、とても有意義なものだった。」「目まぐるしく変化していく社会に即した、最先端のテーマを取り上げてもらい、大変勉強になった。」「ぼんやりとしていた生成AIに対する印象がだいぶ明確になった。」「否定するのではなく、活用していく、授業にも取り入れることが可能とわかり、勉強になった。」等の感想を得た。

○外国人の現職日本語教員研修

・海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施した。東京日本語教育センターではウズベキスタンの教員1人、モンゴルの教員1人、大阪日本語教育センターではマレーシアの教員1人、ベトナムの教員1人計4人を招聘し研修を実施した。

・東京日本語教育センターでは「アカデミックジャパニーズを進学指導に生かす方法」「研究法・研究指導について」「専門日本語について」「口頭表現について」「専門科目と日本語について」「ビジネス日本語について」の講義を実施。また、中級文法のクラスを参観、そのクラスで教育実習を行った。大阪日本語教育センターでは様々なレベルの日本語の授業見学、「教材開発について」の講義、「模擬授業」「教育実習」、受講者の「自国の日本語教育の現状と課題」についての発表のほか、大阪日本語教育センター教員との意見交換を行い、交流を深めた。

・研修後、受講者の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、海外の教育機関における日本語教育を支援した。

(1) 東京日本語教育センター

日程：令和6年1月22日～令和6年1月27日（6日間）

(2) 大阪日本語教育センター

日程：令和5年8月28日～令和5年9月2日（6日間）

○新型コロナウイルス感染症への対応として遠隔授業の実施

地域の感染状況が落ち着き、対面授業が可能な状況となり、遠隔授業が必要とされなかったため実施しなかった。

○教育実習等による実習生の受入れ

大阪日本語教育センターにて、次の3校から実習生を受け入れた。

(1)大阪樟蔭女子大学

日程：令和5年7月5日～11日（5日間、4人）

(2)天理大学

日程：令和5年9月6日～12日（5日間、1人）

(3)大阪大学

日程：令和5年11月16日～22日（5日間、2人）

○日本語教員の海外派遣等

- ・文部科学省からの要請により、中国赴日本国留学生予備教育学校へ日本語教員3人を派遣した（令和5年3月24日～令和5年7月7日）。
- ・東京日本語教育センターにおいては、文部科学省より海外予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員9人の新規派遣教員研修に協力した（令和5年11月）。

○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊）

日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第19号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した（令和5年9月）。

○東京・大阪両日本語教育センターの連携による効果的・効率的な事業の実施

効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。

(1)事務の連携

学生募集等に関連する法令等について、東京・大阪両日本語教育センターで得た情報を共有し、正確な事務処理に当たった。

また、認定日本語教育機関の申請手続に向けて両日本語教育センターで随時連携し情報共有等を行った。

(2)学生募集活動

東京・大阪両日本語教育センターの共同で機構主催の日本留学オンラインフェアに参加し、連携して学生募集を行った。JAGAM 主催日本教育フェア 2023（マレーシア）、機構海外事務所（マレーシア、タイ、インドネシア）主催の日本留学フェアに対面に参加したほか、JICA 主催「2023 日本留学フェア in Tashkent」（ウズベキスタン）、機構主催の韓国、ベトナムでの日本留学フェアの機構ブースに参加した。また、岡山大学主催日本留学フェア（ASEAN）、東京大学主催日本留学フェア（インド）、筑波大学等主催「カザフ・キルギス合同オンラインフェア」にオンラインで参加した。さらに、東京日本語教育センターは同窓会と協力して台湾で、大阪日本語教育センターは台湾及び韓国において、

現地で入学説明会を行った。

(3)教材の開発

東京・大阪両日本語教育センターで連携して内容を精査、改訂し、令和4年9月に出版した日本語教育センター上級日本語教材『留学生のための分野別 学びの扉』を一部改訂し、第2版を発行した。

(4)研究協議会の開催

東京・大阪両日本語教育センター共同でオンラインにより開催した。

日程：令和5年12月17日

テーマ：ChatGPTの日本語教育への活用

○国際交流活動への参加等

外国人留学生と日本人の双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。

(1)国際交流活動への参加状況

在留校留学生について、近隣の小学校・中学校や団体の実施する国際理解教育授業への参加により、日本の児童・生徒との交流を図ったほか、国立高等専門学校の文化祭や日本人大学生の国際交流活動に参加した。

①東京

・実施機関数：6校・1機関

・実施回数：9回（対面）

・参加者数：延べ330人

②大阪

・実施校数：13校・1機関

・実施回数：14回（対面）

・参加者数：延べ58人

(2)地域交流活動等への参加状況

近隣地域の団体が主催する国際交流行事等に参加した（大阪：46件（延べ625人））。

(3)ホームステイ等への参加状況

東京日本語教育センターではホームステイ実施団体の協力を得て令和5年度に3件の受入れがあり、18人が参加し、日本人との交流を図った。

大阪日本語教育センターではホームステイ実施団体の協力を得て令和5年度に3件52人が参加し、日本人との交流を図った。

○留学生の受入れに係る取組

・東京日本語教育センターは、公益財団法人日本台湾交流協会が日本へ派遣する優秀な留学生を継続して受け入れており、派遣留学生の選考協力も行っている。令和5年度は12人の留学生を受け入れた。

また、台湾においては、東京日本語教育センター公認同窓会を通して現地の高等教育機関等を訪問し、入学説明会を行った。

・大阪日本語教育センターは、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、選考の協力も行っている。令和5年度は9人の留学生を受け入れた。また、台湾及び韓国において、現地の留学情報機関や友好協会等を訪問し入学説明会及び学校説明会を行った。

・機構主催の日本留学オンラインフェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、学生募集及び留学情報の提供を行った。対面で開催された機構主催の日本留学フェア（韓国、ベトナム）では機構ブースに参加し、日本留学全般の広報、留学相談及び東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。また、JAGAM 主催日本教育フェア 2023（マレーシア）、機構海外事務所（マレーシア、タイ、インドネシア）主催の日本留学フェアに対面で参加したほか、JICA 主催「2023 日本留学フェア in Tashkent」（ウズベキスタン）に参加した。さらに岡山大学主催日本留学フェア（ASEAN）、東京大学主催日本留学フェア（インド）、筑波大学等主催「カザフ・キルギス合同オンラインフェア」にオンラインで参加した。

○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数

令和4年度と比較し、全体の受入れ数は10人増となった。

国費留学生については、東京日本語教育センターは5人増、大阪日本語教育センターは7人減となり、全体では2人減となった。

また、大学から日本語予備教育依頼のあった研究留学生及び教員研修留学生を積極的に受け入れ、令和5年度は東京日本語教育センターでは35人、大阪日本語教育センターでは9人を受け入れた。

〈留学生受入状況〉 (単位：人)

区分	令和5年度			(参考)令和4年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入数(計)	203	129	332	216	106	322
国費留学生	120	55	175	115	62	177
	—	—	(52.7%)	—	—	(55.0%)
政府派遣等留学生	31	11	42	25	6	31
	—	—	(12.7%)	—	—	(9.6%)
私費留学生	52	63	115	76	38	114
	—	—	(34.6%)	—	—	(35.4%)

〈課程別受入状況〉 (単位：人)

区分	令和5年度				(参考)令和4年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	203	129	332	—	216	106	322	—

大学院等進学希望者	49	20	69	20.8%	58	23	81	25.2%
大学等進学希望者	154	109	263	79.2%	158	83	241	74.8%
(内数) 準備教育の対象となる学生	12	7	19	5.7%	14	3	17	5.3%

(注)「割合」は、「受入数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位：人)

区分	令和5年度				(参考)令和4年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	203	129	332	—	216	106	322	—
非漢字圏からの学生	169	98	267	80.4%	171	83	254	78.9%

○卒業者の進学率の状況

きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

〈卒業者の進学率〉 (単位：人)

区分	令和5年度			(参考)令和4年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	187	77	264	178	76	254
進学者数(B)	186	76	262	176	75	251
進学率(B/A)	99.5%	98.7%	99.2%	98.9%	98.7%	98.8%

○卒業者の進学先について

- ・卒業者の進学先については、東京日本語教育センターでは、大学院45人、大学52人、高等専門学校84人、専修学校(専門課程)5人(計186人)
- ・大阪日本語教育センターでは、大学院3人、大学21人、専修学校(専門課程)52人(計76人)

〈卒業者の進学状況〉 (単位：人)

進学先	令和5年度		(参考)令和4年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	45	3	41	3
大学	52	21	50	17

短期大学	0	0	0	0
高等専門学校	84	0	80	0
専修学校（専門課程）	5	52	5	55
合計	186	76	176	75

<17> 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度
 S：肯定的評価の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A：肯定的評価の割合が96%以上
 B：肯定的評価の割合が80%以上
 96%未満
 C：肯定的評価の割合が64%以上
 80%未満
 D：肯定的評価の割合が64%未満

○修了予定者に対するアンケート調査
 日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、令和5年度3月修了予定者に対するアンケート調査を令和6年2～3月に実施した。

(1) 日本語教育センターに対する満足度
 「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査を実施し、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が、東京・大阪両日本語教育センターで計画値の80%を上回る結果となった。

<5段階評価による満足度>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
東京日本語教育センター	92.5%	90.5%
大阪日本語教育センター	94.4%	95.8%

<評定> B

<評定根拠>

・新型コロナウイルス感染症収束後の通常授業において、満足度において肯定的な評価の割合が90%以上（年度計画値80%）と顕著な成果を得られたことは評価できる。
 ・個別項目に対する満足度においても、アンケート結果を踏まえ改善に努め、特に日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、進路指導、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの8項目については肯定的な評価の割合が東京・大阪ともに90%以上を得られたことは評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

—

<その他事項>

日本語教育センターの実績値が年度計画値を大幅に上回っていることは評価される一方、取得すべき情報の種類や目標設定の在り方についての検討も重要。

(アンケート回収率 東京：99.4%、大阪：96.7%)

(2) 個別項目に対する満足度調査

個別項目については、日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目の授業、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの10項目に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策の項目を加え、「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査を実施した。

東京日本語教育センターでは、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が各項目で80%を上回る結果となった。

大阪日本語教育センターでは、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が、日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービス、感染症対策の項目で、80%を上回る結果となった。

<参考：個別項目に対する満足度>

設問	東京	大阪
日本語の授業	96.9%	97.8%
日本語の教材	92.5%	92.1%
日本語教員	96.3%	98.9%
基礎科目の授業	89.4%	75.3%
進路指導	94.0%	93.3%
課外活動	-	94.4%
学習環境	91.9%	94.4%
生活サポート	92.4%	97.4%
交流活動有無 ※	60.2%	74.2%
交流活動	99.0%	98.5%
教育サービス	91.9%	96.4%
感染症対策	88.8%	84.0%

※「交流活動有無」は、アンケート回答者のうち、交流活動への参加「有」の者の割合を示している。

○令和4年度のアンケート結果を踏まえた令和5年度の改善等

(1) 大阪日本語教育センターにおける授業の満足度向上に向けた取組

①日本語の教員に対してはほぼ好評価であったが、一部、説明が分かりにくいという意見があった教員には、教案作成などの指導を個別に実施した。

②基礎科目で不満の意見があった教員には、個別に面談し不満解消の方法を検討する等で改善を図った。

(2) 高い満足度の維持及び質の高い教育実践のため、以下の取組を行った。

①学習についてのサポート

授業内容等の学生からの相談に対し、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い、学力伸長を図った。

②進路指導

・学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。

・東京日本語教育センターでは令和5年6月から11月にかけて、福岡女子大学、事業創造大学院大学、筑波学院大学の進学説明会を対面又はオンラインで開催した。

・大阪日本語教育センターでは令和5年7月から11月にかけて、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、立命館アジア太平洋大学、岡山大学、兵庫県立大学・大学院の説明会を開催した。

③学生生活に係るサポート

・病気・けがの学生に対しては、必要に応じて教職員が病院に付き添い、症状を医者に的確に伝えることで、学生の不安を取り除くとともに、正しい治療が受けられるよう努めた。

・新型コロナウイルス感染症にみられる症状のある学生には医療用抗原検査キットを提供し検査させたほか、必要に応じて職員が付き添いPCR検査を受検させ、自宅待機の対応をとった。また寮生が自宅待機をしている間は、共用部の使用を分ける等、可能な限り人との接触の機会を減らす対応を行った。

	<p>・新型コロナウイルス感染症収束後は、対面型イベント（式典、校外研修等）を再開するとともに、学生の交流事業の増加に努めた。</p> <p>④生活における学生の悩みへの対応</p> <p>教職員、レジデント・アシスタント（外国人留学生の生活サポートを行う日本人学生等）、カウンセラー及び産業医と連携し、学習面でのサポートや欠席や遅刻が続く学生への面談等を積極的に実施する等、学生を孤立させず、異文化不適應による引きこもり等の予防や不安の解消に努めた。</p>		
--	--	--	--

<p><18> 外国人留学生に対する学資金支給の実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与（奨学金）支給業務</p> <p>大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。</p> <p><国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況></p> <table border="1" data-bbox="414 933 1108 1045"> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度 (令和6年3月分)</td> <td style="text-align: center;">(参考) 令和4年度 (令和5年3月分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,464人</td> <td style="text-align: center;">9,305人</td> </tr> </table> <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務</p> <p>文部科学省担当官との打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p><国費外国人留学生選考委員会の実施状況></p> <table border="1" data-bbox="414 1300 1299 1492"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th> <th style="text-align: center;">日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）</td> <td>6月5日～6月12日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））</td> <td>6月13日～6月20日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会</td> <td>6月23日</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度 (令和6年3月分)	(参考) 令和4年度 (令和5年3月分)	9,464人	9,305人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	6月5日～6月12日	研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	6月13日～6月20日	日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月23日	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>・国費外国人留学生に係る給与（奨学金）等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携の上、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。</p> <p>・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。</p> <p>・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
令和5年度 (令和6年3月分)	(参考) 令和4年度 (令和5年3月分)														
9,464人	9,305人														
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程														
研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	6月5日～6月12日														
研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	6月13日～6月20日														
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月23日														

研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7月12日～7月19日
学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））	7月20日～7月27日
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））	7月20日～7月27日
研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	11月27日
研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	11月28日
研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	11月29日
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	11月30日
学部留学生専門部会	12月7日
研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）	1月29日～2月14日
学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月13日～2月21日
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月13日～2月21日
学部留学生専門部会（延長）（翌年度進学）	2月22日～3月4日
研究留学生専門部会（延長・特別延長）（翌年度進学）	2月22日～3月4日

○国費外国人留学生歓迎会の開催

来日した国費外国人留学生が早期に日本での生活に馴染めるよう、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度の開催以降実施できていなかった国費外国人留学生歓迎会を文部科学省との共催で実施した。

- ・開催日：令和5年12月16日
- ・会場：東京国際交流館
- ・参加人数：394人

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1) 支援内容

奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000円
日本語教育機関 30,000円

(2) 令和5年度採用実績

予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

令和5年度	(参考)令和4年度
6,872人	7,012人

(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分

国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状

けた取組を一層進める観点から、これらの取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。

・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、グローバル化の取組を積極的に進める大学等を重点枠として採択したことは評価できる。

・外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舍支援事業を円滑に実施したことは評価できる。

・「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を大学等へ周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

・高度外国人材育成課程履修支援制度について、文科省と連携し高度外国人材育成課程履修支援金給付業務を適切に実施したことは評価できる。

況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,730人を採用した（参考：令和4年度は1,519人）。

- ・日本留学海外拠点連携推進事業
- ・就職支援特別枠
- ・専修学校職業実践専門課程
- ・留学生就職促進教育プログラム

(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用

「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等（32校）に対し、令和6年度の推薦依頼数について削減措置を行った。

○海外留学支援制度（協定受入）の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国・地域の大学等に在籍している学生を、我が国の大学等が諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて短期間受入れするプログラムについて、審査を行い、以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期間の留学生受入れプログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度（協定受入）採択プログラム数〉 (単位：件)

区分		令和5年度	(参考) 令和4年度
プログラム枠		258	321
重点枠	大学の世界展開力強化事業	47	44
	スーパーグローバル大学創成支援	35	35
計		340	400

(2) 支援内容

奨学金月額：80,000円

(3) 令和5年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度（協定受入）支援実績（新規採用者数）〉 (単位：人)

区分	令和5年度	(参考)

		令和4年度	
プログラム枠		2,687	3,104
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	443	345
	スーパーグローバル大学創成支援	832	523
計		3,962	3,972

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

<海外留学支援制度(協定受入)支援実績(継続支援者数)> (単位:人)

令和5年度	(参考) 令和4年度
1,323	217

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和4年度海外留学支援制度(協定受入)の採択プログラムのうち、令和5年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和4年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。

○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。

(1) 支援内容

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

支援実績: 3,438人 144,939千円(採用決定時)

(参考) 令和4年度: 3,869人 157,260千円

② 海外留学支援制度(協定受入)支援

支援実績: 78人 4,042千円

(参考) 令和4年度: 90人 3,673千円

③ ホームステイ支援

支援実績: 26人 480千円

(参考) 令和4年度: 15人 300千円

(2) 不正受給、不正使用を防ぐための取組

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」に基づき、以下を実施した。

・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、令和4年度に支援金を交付した大学等の一部

	<p>を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：令和5年度10校）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、令和4年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した（令和5年6月）。 <p>○高度外国人材育成課程履修支援制度の実施 優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であるものに対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付した。</p> <p>(1) 支援内容 奨学金月額：20,000円</p> <p>(2) 令和5年度採用実績 99人</p>		
<p><19> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況</p>	<p>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況</p> <p>(1) 収支改善に向けた取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の募集（配分方式）にあたり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。 ・入居者が退去し、次の入居者が入る居室について、居室の整備期間（清掃、設備修繕及び内装工事）の短縮を図り、空室となる期間を短縮することにより収入の確保に努めた。 ・支出削減を目的として、設備運転保守管理、警備及び清掃業務委託事業者と令和3年度から令和5年度の業務委託内容及び委託費を一部見直す契約変更を行い、令和3年度から3か年の業務委託費を計24,849千円（税込）削減し、令和5年度は10,009千円の減額となった。 ・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、令和3年9月より進めていた共用部照明設備のLED化とともに、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、老朽化した共用部空調設備の更新を行った。 ・臨海副都心エリアでモビリティシェアリングサービス（電動アシスト自転車・電動キックボード）を展開する民間事業者に令和4年8月から令和6年3月までの間、駐輪場の一部を有償により貸し出す契約を締結し、契約期間中（20か月）に1,188千円（税込）の収入を確保し、令和5年度は713千円（税込）の収入を得た。 <p>(2) 入居状況 入居者の確保に努めた結果、令和5年度における平均入居率は93.2%となり、令和4年度の平均入居率92.4%から0.8ポイント増となった。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居率の維持・向上に向けた取組や委託費の支出削減にかかる取組、施設を有効活用することにより収入を得る取組、また、将来的なランニングコストの抑制が期待される照明器具のLED化工事や空調設備の更新、さらに、居住者の安全安心の確保のため、老朽化した防災設備及び非常用発電機の更新工事を実施したことは評価できる。 ・国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、対面による実施を主軸としつつも、内容により 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

〈東京国際交流館の入居率〉

令和5年度	(参考) 令和4年度
93.2%	92.4%

〈東京国際交流館の入居者数内訳〉

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
外国人留学生	641人	634人
日本人学生	34人	43人
研究者	62人	54人
計	738人	732人

(注)各月10日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3) 収支の状況

〈東京国際交流館の収支の状況〉

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
収入	581,773千円	554,886千円
支出	688,469千円	661,151千円
収入－支出	△106,696千円	△106,265千円
収入÷支出	84.5%	83.9%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1) 収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行うことに加え、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室の入居者を確保するため、通常の募集（月2回）とは別にいつでも入居申請が可能な随時募集を行い、入居率の維持・向上に努めた。
- ・入居者の募集（配分方式）にあたり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。
- ・設備の老朽化に伴い、令和5年度施設整備費補助金で予算措置された防災設備更新工事及び非常用発電機更新工事について、それぞれ令和5年6月1日及び令和5年10月16日に締結した工事請負契約に基づき工事を実施、令和6年3月末に両工事とも完了し、引渡しを受けた。

(2) 入居状況

入居者の確保に努めた結果、令和5年度における平均入居率は84.0%となり、令和4年度の平均入居率81.8%から2.2ポイント増となった。

オンラインの要素を加えながら確実にかつ安定して事業を実施したことは評価できる。なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も引き続き、後身の事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館の入居者を適切に小学校等へ派遣できたことも評価できる。

・各地域において外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流促進・相互理解を促進する「留学生地域交流事業」を着実に実施したことは評価できる。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

令和5年度	(参考) 令和4年度
84.0%	81.8%

〈兵庫国際交流会館の入居者数内訳〉

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
外国人留学生	143人	142人
日本人学生	10人	10人
研究者	11人	8人
計	164人	160人

(注) 各月10日時点の入居者数の年間平均値。

(3) 収支の状況

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
収入	82,645千円	73,620千円
支出	90,224千円	80,228千円
収入－支出	△7,579千円	△6,608千円
収入÷支出	91.6%	91.8%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

・東京国際交流館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、東京国際交流館の入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

各プログラムにおいては、対面による実施を主軸とする一方、プログラムの性質に応じて、オンラインやハイブリッド（対面及びオンライン）で実施した。参加者からは、楽しく国際交流できた、勉強できたという感想や、次回のプログラムを待望する声が上がった。

・ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、春季（6月2日）及び秋季（10月27日）とも、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ実施した。

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了により「東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局」は「東京都国際交流コンシェルジュ事務局」へと名称変更があったが、引き続き、協力依頼に基づき、東京国際交流館入居者の小学校等への派遣事業を行った。

・東京国際交流館入居者の同窓会組織への支援の一環として、コロナ禍で活動を停止しているメンバーに対し、今後の活動に対するヒアリングを行った。また、令和3年度に入居者向けに実施した就職セミナーは、令和4年度より入居者以外にも対象を広げて年度を通して実施することで、基礎

知識が得られるセミナーから実践的な試験対策まで行う包括的な就職セミナーへと発展した。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数 ／視聴回数	実施日／公 開日 (撮影日)	使用施設
講演会 「国際塾」	第57回	Experience the Amazing World of DAIKAGURA ～観客の心を動かし、涙が自然にこみあげてくる、刀の研ぎ師のような演技！～	30人 161回 (注1)	7/29	国際交流会議場 オンライン
	第58回	“マンホール”－人々を惹きつけるマンホールの魅力－	13人 119回(注1)	10/7	国際交流会議場 オンライン
	第59回	けん玉～創造と想像の楽しいおもちゃ～	6人 94回 (注1)	11/18	国際交流会議場 オンライン
交流研究発表会	第75回	What is MY STUDY?	10人 (注2)	2/16	オンライン
国際シンポジウム		世界各地の社会的要請に対応可能な日本語教育シンポジウム Symposium on Japanese Language Education Adaptable to Respond to Social Demands in the World	98人、 113回(注3)	9/25	国際交流会議場、オンライン(国際交流会議場)
※筑波大学との共催により実施。					
地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	1,500人	10/28	交流広場 プラザ平成ホワイエ 体育室
入居者交流事業		第1回スタディーツアー 「鉄道博物館ツアー」	29人	9/2	外部施設
		第2回スタディーツアー 「臨海副都心ツアー」	37人	10/21	外部施設
		第3回スタディーツアー 「鎌倉ツアー」	38人	11/19	外部施設
		第4回スタディーツアー 「忍野八海ツアー」	39人	1/20	外部施設
就職支援活	TIECキャ	スタートダッシュ日本就職	39人	6/6	オンライン

動	リアフォーラム 2023	セミナー	(注2) 38回 (注4)	(実施) 6/20 (公開)	
		Initial spurt to job-hunting in Japan for international students	59人 (注2) 45回 (注4)	6/7 (実施) 6/20 (公開)	オンライン
		インターンシップ完全攻略セミナー	35人 (注2) 48回 (注4)	6/27 (実施) 7/10 (公開)	オンライン
		All about Internship in Japan for international students	46人 (注2) 48回 (注4)	6/28 (実施) 7/10 (公開)	オンライン
		“Career exploration for sciences & technologies students panel” & “Discussion with former international students”	32人 (注2) 21回 (注4)	10/4 (実施) 10/20 (公開)	オンライン
		Business briefings by companies focusing on recruiting international students and panel discussion with senior employees	40人 (注2) 18回 (注4)	11/7 (実施) 12/13 (公開)	オンライン
		【就活準備①】自己分析・企業分析	30人 (注2) 7回 (注4)	11/28 (実施) 12/13 (公開)	オンライン
		[Preparation for job hunting①] Self-analysis and company analysis	37人 (注2) 26回 (注4)	11/29 (実施) 12/13 (公開)	オンライン
		【就活準備②】エントリーシート・筆記試験対策	23人 (注2) 13回 (注4)	12/19 (実施) 1/11 (公開)	オンライン
		[Preparation for job hunting ②]Preparation for Entry-sheets / Written exam	41人 (注2) 18回 (注4)	12/20 (実施) 1/11 (公開)	オンライン
【就活準備③】日本のビジ	43人	1/23	オンライン		

		ネスマナーと面接対策	(注2) 33回 (注4)	(実施) 2/15 (公開)	
		[Preparation for job hunting③] Japanese business etiquette and interview preparation	63人 (注2) 25回 (注4)	1/24 (実施) 2/15 (公開)	オンライン
		留学生採用に興味がある企業・研究機関のJOBフェア	306人 108回 (注5)	2/7 (実施) 3/6 (公開)	国際交流会議場
		個別キャリア相談	63人 (注6)	7/5～3/19	オンライン
他機関との連携・協力	東京都国際交流コンシェルジュへの協力	「海外からの留学生による自国紹介や交流（講師派遣）」への入居者派遣	12人 (注7)	6/13 10/14 1/26 2/19 3/1 3/5	外部施設
	留学生団体の活動への協力	在日本ガーナ学生団体主催イベント「7th ANNUAL SYMPOSIUM 2023」への協力	-	9/16	オンライン（ビデオレター送付）
		在日本ガーナ学生団体新幹部就任式への協力	-	12/3	オンライン（ビデオレター送付）
	他団体主催国際交流事業への協力	他団体主催の国際交流事業に係る入居者への周知協力	1団体（注8）	9/4～9/7 (いずれもイベント実施日)	外部施設
<p>(注1) イベントで複数のコンテンツを配信しており、表においては公開から30日間の総視聴回数。 (注2) 1コンテンツのライブ配信時（複数チャンネルでの配信を含む。）最大同時視聴者数。 (注3) ZOOMミーティングの記録と参加申込名簿を照合して割り出した視聴者数を視聴回数と計算。 (注4) 公開から30日間の総視聴回数。 (注5) 複数のコンテンツを配信しており、公開から8日間の総視聴回数。 (注6) 個別キャリア相談数の累計。 (注7) 入居者派遣数の累計。 (注8) 依頼に基づく周知協力団体数。</p> <p>(2) 兵庫国際交流会館における国際交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫国際交流会館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築 					

及びその拡大への貢献を図った。

参加者からは、新しいことをたくさん学んだ、参加できてうれしいという声が上がった。

- ・ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、春季（5月20日）及び秋季（10月13日）とも、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ実施した。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数	実施日	使用施設
講演会 「国際塾」	第14回	有馬芸妓	26人	6/24	多目的ホール
	第15回	宝塚歌劇	40人	11/11	多目的ホール
交流研究発表会	第21回	What is MY STUDY?	37人	7/15	Nadacom Station
	第22回	What is MY STUDY?	19人	10/22	Nadacom Station
	第23回	国際理解ワークショップ	26人	1/21	Nadacom Station
※国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施。					
地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	773人	12/2	多目的ホール 研修室 茶室 駐車場
大学コンソーシアムひょうご神戸 (注1)	外国人留学生の活用と相互理解・共生推進のための事業	①人との関わり方を学び合う「ファシリテーション・プロジェクト演習」 『ファシリテーション力を手に入れる講座 @Zoom 7回シリーズ』 「グローバルな社会課題を解決する意欲」、「多様性を受容し他者と協働する能力」、相手を納得に導く議論、話し合いから新しいものを生み出す力が身に付く！	131人 (注2)	6/8～7/20 毎週木曜日	大学コンソーシアムひょうご神戸 オンライン
		②1) 大学との連携・甲南女子大学	84人 (注2)	9/26 10/17 11/21	兵庫国際交流会館 大学と大学コンソーシアムひょうご神戸 外部施設

		<p>②2) 大学との連携・兵庫県立大学 a : 国際商経学部 (Global business course) 『留学生・日本人学生との意見交換』 b : 兵庫県立大学大学院 社会科学科学研究科 『Career seminar for international students』</p>	<p>a : 11人 b : 6人、89回</p>	<p>a : 7/26 b : 9/21</p>	<p>a : 外部施設 b : オンライン</p>		
	高度外国人材としての留学生向けキャリアサポート	<p>①1) 英語でのキャリアイベント Get Ready for a Successful Job-Hunting in Japan ～Unleash your potential～</p>	64人	7/27	大学コンソーシアムひょうご神戸 オンライン		
		<p>①2) 英語でのキャリアイベント Get Ready for a Successful Job-Hunting in Japan vol.2: NTN株式会社、UDトラックス株式会社、株式会社神戸酒心館との交流会</p>	77人	2/29	オンライン		
		<p>② 「Nada Global Village (NGV)」第65回 Sakura Picnic! お花見日本文化交流会!</p>	22人	4/2	兵庫国際交流会館 外部施設		
		<p>② 「Nada Global Village (NGV)」第66回 神戸まつりパレード Kobe Festival Parade</p>	87人	5/28	兵庫国際交流会館 外部施設		
		<p>② 「Nada Global Village (NGV)」第67回 「MANGA」 「名探偵コナン」 フランス語翻訳者と、異文化理解の謎を解け! Solve the Mystery of “Cross-cultural understanding” ! with the French translator of the Famous comic book “Detective Conan”</p>	91人	6/24	大学コンソーシアムひょうご神戸 オンライン		
		<p>② 「Nada Global Village (NGV)」第68回</p>	95人	7/8	多目的ホール		

			剣道体験から知る 面白い！ 日本文化！				
			②「Nada Global Village(NGV)」第69回 交流研究発表会+国際交流夏祭り～留学生と縁日体験！ Japanese Summer Festival！	80人	7/15	Nadacom Station 駐車場	
			②「Nada Global Village(NGV)」第70回 「支え合いで深めた～兵庫とトルコのつながり～ ～The connection between Turkey and Hyogo～Deepened through mutual support	179人	9/14	外部施設 オンライン	
			②「Nada Global Village(NGV)」第71回 International bus tour to Toyooka and Kakogawa! 国際交流バスツアー（豊岡&加古川）	68人 (注2)	10/14 10/15	大学コンソーシアムひょうご神戸 外部施設	
			②「Nada Global Village(NGV)」第72回 ビジネスマナー研修&茶道体験	33人	10/21	兵庫国際交流会館	
			②「Nada Global Village(NGV)」第73回 Movie Night! 映画鑑賞交流会！	123人 (注2)	4/22 5/25 6/22 7/27 10/28	兵庫国際交流会館 大学コンソーシアムひょうご神戸	
			②「Nada Global Village(NGV)」第74回 「企業と外国人留学生との就職情報交換会」 ～外国人留学生とつくる！兵庫・神戸の人気企業～	77人	12/2	外部施設	
			②キャリアカフェ「Nada Global Village(NGV)」第75回 歌舞伎広報隊！Kabuki Promoters!	53人	1/16 1/22	兵庫国際交流会館 外部施設	
	防災教育		「防災セミナー」 防災ピクニックバスツアー in三木	48人	6/25	外部施設	

			「防災セミナー」 防災バスマナー！ Vol.2	48人	9/12	外部施設
		地域連携	地域連携プログラム「英語村」	173人 (注2)	7/11 8/2	兵庫国際交流会館 オンライン
			地域連携プログラム「英語村」番外編 神戸甲北高校生と留学生との異文化交流会	206人	12/19	外部施設
			地域連携プログラム「英語村」番外編 神戸高校 兵庫高校 2校合同課題研究発表会	141人	3/7	Nadacom Station 多目的ホール
			留学生・国際交流情報の発信事業・支援者間ネットワークの体制整備 Evacuation Drill presented by DMAT DMAT 近畿ブロック訓練	22人	11/11	外部施設
		留学生・国際交流情報の発信事業・支援者間ネットワークの体制整備	関係機関との情報交換会 当コンソ加盟校国際交流委員会、兵庫県国際交流協会、JICA 関西、神戸国際コミュニケーションセンター、神戸大学Gnavi、兵庫県災害医療センター、関西経済連合会、JETRO神戸、関西高度外国人材活躍地域コンソーシアム、神戸商工会議所、兵庫県、大阪出入国在留管理局神戸支局、兵庫県行政書士会、神戸新卒応援ハローワーク	50人	不定期	大学コンソーシアムひょうご神戸 外部施設
	神戸大学(注1)	学習・研究支援	留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	83人 (注2)	5/29～8/10 毎週月・木曜日	オンライン
			研究職を目指す留学生のためのアカデミックキャリアセミナー	22人	9/6	オンライン
			ライティング基礎セミナー	30人 (注2)	12/6～12/27 毎週木曜日	オンライン
			留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	113人	10/19～1/25 毎週月・木	オンライン

				曜日			
キャリア形成支援	就活のための日本語講座 一夏のインターンシップに向けてー	73人 (注2)	5/13 5/20 5/27	Nadacom Station			
	就活のための日本語講座 一秋の就活に向けてー	74人 (注2)	10/21～ 11/25 毎週土曜日	Nadacom Station			
	日本企業に就職したい留学生 のためのビジネス日本語入門	32人	2/21 2/24 2/28 3/2	Nadacom Station			
	留学生と日本で働く外国籍社員 の座談会	15人	2/24	Nadacom Station			
文化交流	東遊園地から旧居留地を歩こう会	20人	5/13	外部施設			
	阪神・淡路大震災記念 人と 防災未来センター見学会	20人	6/17	外部施設			
	第1回多文化多言語ワークシ ョップー ライフスタイルと 言語ー	20人	7/29	Nadacom Station			
	東遊園地から旧居留地を歩こう会	20人	10/14	外部施設			
	ランゲージサロン (日本語)	29人 (注2)	9/13～10/18 毎週木曜日	Nadacom Station			
	日本文化体験イベント「和紙 で小皿を作ろう！日本のうた を楽しもう！」	20人	10/21	Nadacom Station			
	神戸新聞社見学会	17人	11/14	外部施設			
	一緒にハイキングをしましょ う	22人	11/19	外部施設			
	ランゲージサロン (イタリア 語)	11人 (注2)	11/7～11/28 毎週火曜日	Nadacom Station			
	ランゲージサロン (中国語)	37人 (注2)	10/13 10/20 10/27 11/10 11/17 12/8	Nadacom Station			
巻き寿司を作りましょう	25人	2/25	キッチン				

	学生防災バスツアー in 淡路島	29人	3/15	外部施設
生活支援	生活のための日本語教室	29人 (注2)	5/15~7/24 毎週月曜日	Nadacom Station
	Chat Meeting for Families of International Students and Researchers	29人 (注2)	5/19~7/21 毎週金曜日	Nadacom Station
	生活のための日本語教室	26人	10/2~2/5 毎週月曜日	Nadacom Station
	Chat Meeting for Families of International Students and Researchers	23人	10/13 10/27 11/10 11/24 12/8 1/12 1/26	Nadacom Station
	「やさしい日本語」セミナー	9人	3/19	Nadacom Station
	その他	G-Naviシンポジウム「地域の国際化における課題と協働の可能性を考えるー多文化共生への挑戦ー」	47人	2/9

(注1) 兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業により実施。当該事業は兵庫国際交流会館の施設等を活用した留学生交流を推進する計画を公募し、委託契約により実施する事業であり、一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託した。

(注2) 複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計。

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。

令和5年度は一般公募により34件の応募があり、令和5年4月に34件を採択した。さらに追加の一般公募を行ったところ、18件の応募があり、令和5年8月に18件を追加採択した。

<採用状況(事業別)> (注)

(単位：件)

事業の種類		応募	当初採用	辞退	追加採用	採用
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	11	7	0	4	11
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	8	6	0	2	8

3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	30	20	0	10	30
4	外国人留学生等の各種ネットワーク整備のための事業	3	1	0	2	3
合 計		52	34	0	18	52

(注)令和5年度では事業区分を複数選択できるようにした。そのため、応募時に複数の事業区分を選択している場合は、件数を按分している。

<採用状況(地域別)>

(単位：件)

地域	応募	当初採用	辞退	追加採用	採用
北海道	6	5	0	1	6
東北	5	4	0	1	5
関東	11	7	0	4	11
中部	11	5	0	6	11
近畿	9	7	0	2	9
中国	1	1	0	0	1
四国	4	4	0	0	4
九州	5	1	0	4	5
沖縄	0	0	0	0	0
合 計	52	34	0	18	52

<p><20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況</p>	<p>○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和5年6月19日・20日・21日 ・内容： 文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演（オンデマンド配信） <p>○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供</p> <p>(1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集及び準備等で遅れがちな外国人留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度及び就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2025」を作成し、日本語版、英語版をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。 作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った元留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。</p> <p>(2)インターネット等による情報提供 Facebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」において、外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>○関係機関との連携【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業への情報提供として令和元年度に「日本留学情報サイト」に掲載した、主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等の情報を更新した。 ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトやSNSに掲載し、広報の協力を行った。 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネット等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---------------------------------------	--	--	---

<21> 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況

○帰国外国人留学生短期研究制度の実施

開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う事業である。

令和5年度は、17大学12か国・地域26人を採用した。

また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書（令和4年度分）をホームページで公開した。

○帰国外国人留学生研究指導事業の実施

留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国外国人留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施する事業である。

令和5年度は、4大学4か国・地域5人を採用した。

○日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）の運用

Facebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」により、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で発信した。また、令和5年12月には「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。

<日本留学ネットのFacebookファン数>

令和5年度	(参考) 令和4年度
90,589件	66,108件

(注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施

日本国内における外国人留学生による団体（以下、「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として以下のとおり9団体を支援した。

令和6年3月に対面とオンラインのハイブリッドで実施した国内留学生会年次総会は、2部構成とし、第1部のボードメンバーミーティングでは、各留学生会の自己紹介と意見交換を行った。

第2部の活動紹介は、留学生会会員のみならず一般にも開かれたイベントとして実施し、9団体全てが留学生会の活動紹介を行い、質疑応答も積極的に行われ、ネットワークの促進を図った。

<国内で活動する留学生会への支援状況>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
件数	9件	11件

<評定> B

<評定根拠>

・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。

・日本留学ネット（Japan Alumni Global Network）により日・英2か国語で情報を発信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、留学経験者のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。

・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施し、国内留学生会年次総会や交流イベントの実施を通じて、ネットワークの促進に努めたことは評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

—

<その他事項>

—

<国内留学生会交流イベント>

内容	参加者数	実施日	使用施設
活動紹介	44人 (注)	3/2	東京国際交流館メディアホール オンライン

(注) スタッフ数を含む。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業（2）日本人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和4 年度	令和5 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日本留学 試験の渡日前 入学許可実施 校数 (年度計画値)	182 校以 上	—	182 校以 上	予算額（千 円）	16,607,835	16,338,383	15,317,708	14,126,644	15,067,106				
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	192 校	196 校	196 校	決算額（千 円）	16,436,758	8,684,140	9,016,701	13,357,990	15,108,691
(達成度) ※計画値を	—	—	101.6%	102.2%	105.5%	107.7%	107.7%	経常費用（千 円）	16,348,653	8,761,001	8,684,991	12,733,781	14,832,253

100%とする。														
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益(千円)	7,039	173,532	8,988,763	12,980,869	15,007,668
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	97.7%	90.5%	92.5%		行政コスト(千円)	17,750,870	9,604,274	9,258,910	13,152,415	15,244,865
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	122.1%	113.1%	115.6%		従事人員数	116	112	112	103	105
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	97.5%	95.8%	94.4%							
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	121.9%	119.8%	118.0%							
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	126回以上 (第4期中期目標期間合計)	—	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上	26回以上							

(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	13回	27回	33回	54回						
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	123.1%	50%	103.8%	126.9%	207.7%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	A
	<p>①海外留学に関する情報提供等の充実【A】</p> <p>②学資金の支給【B】</p>	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成し、イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数については、54回実施して目標値を大幅に上回ったことからA評定とする。</p>		<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>・海外留学イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数について、前年度実績33回から54回に大幅に増やし、年度計画値の120%以上となったことは評価できる。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・「海外留学情報サイト」で機構主催のイベント等を積極的に広報したことで、アクセス件数を前年度に比べて約18%増としたことは評価できる。 ・文部科学省や産業界と連携して、令和5年度から「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージとして新・日本代表プログラムを開始したこと等も評価できる。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 各項目を参照</p> <p><その他事項> 各項目を参照</p>
--	--	--	---

<p><22> 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況</p> <p>S：イベント実施及び協力回数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：32回以上</p> <p>B：26回以上</p> <p>32回未満</p> <p>C：21回以上</p> <p>26回未満</p> <p>D：21回未満</p>	<p>○海外留学情報の収集・整理</p> <p>海外留学を希望する者にとって留学の実情を知るためにも有用な情報を提供するため、令和4年度に収集した実際に海外留学を経験した者からの留学体験談を「海外留学情報サイト」に掲載した。</p> <p>令和5年度における海外留学情報の収集・整理の一環として、現在「海外留学情報サイト」に掲載する国・地域のうち、留学事情や渡航手続等の情報が古くなってきている国・地域について、最新の留学情報を提供するための情報収集を行った。収集した情報については、令和6年度に「海外留学情報サイト」に掲載するべく準備を進めている。</p> <p>○ホームページ等による情報提供の充実</p> <p>(1)「海外留学情報サイト」の運営</p> <p>令和5年4月にリニューアルしたホームページを「海外留学情報サイト」として公開した。また、最新の海外留学情報をこれまで以上に迅速かつ正確に提供することを目的に、関係機関等へ掲載内容の確認及び最新情報の提供依頼を行うとともに、機構主催のイベント等を積極的に広報した。</p> <p>さらに、令和2年度以降掲載している文部科学省、外務省及び厚生労働省の新型コロナウイルス感染症関連の情報や留学中の学生向けの各国・地域の緊急救援基金情報及び海外安全のリンク等、また、令和3年度から掲載している日本人留学生の薬物使用事案が増加していることを踏まえ警視庁と連携し薬物乱用防止について説明している警視庁のサイトのリンクを引き続き掲載し、情報の提供に努めた。</p> <p>＜「海外留学情報サイト」アクセス件数＞</p> <table border="1" data-bbox="481 874 1214 948"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,574,551件</td> <td>1,336,362件</td> <td>117.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度は「海外留学支援サイト」として運営</p> <p>(2)動画コンテンツの配信</p> <p>令和5年度に新たに作成した留学経験者セミナーの動画を既存の動画とともに、合計22本配信した。また、海外留学オンラインフェアの参加機関等による説明動画を30本、期間限定で配信した。</p> <p>(3)SNSの利用</p> <p>Facebookを通じて適宜情報提供を行い、海外留学に関する情報発信を行った。</p> <p>＜留学生事業のFacebookファン数＞【再掲】</p> <table border="1" data-bbox="481 1299 1200 1369"> <thead> <tr> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,669件</td> <td>22,684件</td> <td>113.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。</p> <p>○出版物の作成</p>	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比	1,574,551件	1,336,362件	117.8%	令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比	25,669件	22,684件	113.2%	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外留学を目指す留学希望者に向けた留学経験者の体験談を令和4年度に収集し、その結果を令和5年度に公表したことは評価できる。 また、令和6年度に向けて情報収集した留学事情や渡航手続き等の情報を「海外留学情報サイト」に掲載すべく準備を進めていることは評価できる。 「海外留学情報サイト」において、機構主催のイベント等を積極的に広報したことは評価できる。 また、アクセス件数についても、令和4年度の件数と比較して117.8%となっていることは評価できる。 海外留学を実施する者を増加させるため、留学希望者及び留学が念頭にある者に対して、説明会やセミナー等において海外留学支援制度の情報提供や留学経験者を活用して体験談を提供したことは評価できる。 イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数については、令和4年度の実績33回から54回に増やすことができ、年度計画値を達成できたことは評価できる。 	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>「海外留学情報サイト」の充実や、イベント開催等広報の増加、さらに体験談などの情報提供の内容の充実は評価できる。加えて、急激な円安に対応し、留学継続への支援のために留学継続特別奨学金の支給で迅速に対応したことは評価できる。</p>
令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比													
1,574,551件	1,336,362件	117.8%													
令和5年度	(参考) 令和4年度	前年度比													
25,669件	22,684件	113.2%													

「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成し、大学、関係機関等にも提供するとともに、ホームページに掲載し、海外留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成部数>

出版物名	作成部数
海外留学奨学金パンフレット	3,000部

○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力

令和5年度の機構主催イベントは、令和4年度に引き続きすべてオンライン開催とした。実施にあたっては、令和4年度に実施したイベントの参加者アンケート調査の結果等を踏まえ、大使館担当者等によるセミナー動画を一定期間配信するとともに、説明者へ直接質問ができるオンラインQ&Aを取り入れ、参加者のニーズに対応しつつ実施体制を整え、必要な回数を実施した。

他機関実施イベントへの協力においては、対面開催のイベントが増加しており、オンライン開催のイベントを含め、協力回数は令和4年度より増加した。

(1)海外留学フェア実施状況

令和4年度の参加者アンケートにおいてオンライン開催を希望する声が多かったこと、留学初心者等を主な対象とした敷居の低いイベントであることから、引き続きオンライン形式で開催した。実施にあたっては、参加機関への質問やセミナー動画の配信を希望する声が多かったことから、機構を含む在日外国公館等による30本の留学等に関するセミナー動画を約1か月間配信し、配信開始から3週後と4週後の日曜日に、質疑応答のためだけにオンライン形式で21件のQ&Aセッションを実施した。これにより、留学希望者の関心の高い最新の留学情報の収集や留学資金に関する情報を含む留学の基礎情報を提供した。

<海外留学フェア実施状況>

内容	日程	参加者数等	満足度
セミナー動画配信	7月3日～8月7日	2,362回	84.0%
オンライン Q&A 1日目	7月23日	64人	
オンライン Q&A 2日目	7月30日	98人	

(2)海外留学説明会実施状況

海外留学希望者の関心が高い海外貸与奨学金や海外留学支援制度等の情報について、年間を通してオンライン説明会を行った。留学を希望する幅広い層が参加しやすいよう、JASSO奨学金ランチタイムセミナーとしてお昼時間帯の45分間とし、計7回開催した。また、留学経験者の生の声を届けるため、テーマごとに海外留学経験者から経験談を直接聞ける留学経験者セミナーを計5回開催し、コロナ禍の留学経験を含めた情報発信を行った。

<海外留学オンライン説明会実施状況>

内容	日程	回	参加者数	満足度
JASSO 奨学金ラン チタイムセミナー	6月29日	第1回	154人	92.9%
	8月2日	第2回	122人	85.0%
	9月11日	第3回	232人	75.0%
	9月13日	第4回	355人	84.0%
	11月28日	第5回	106人	76.9%
	12月14日	第6回	223人	75.9%
	2月14日	第7回	48人	92.9%
留学経験者セミナー	7月9日	第1回	109人	89.3%
	8月27日	第2回	94人	85.3%
	10月15日	第3回	61人	84.6%
	11月19日	第4回	57人	94.7%
	1月28日	第5回	120人	94.4%

(3) 他機関実施イベントへの協力状況

新型コロナウイルス感染症の影響も緩和されたことにより、関係機関が主催する留学フェアや説明会の多くは対面開催により再開され、一部の関係機関においては引き続きオンラインによるものがあったが積極的な協力をを行い、令和4年度を上回る計41回協力した。

(4) 動画コンテンツの配信

令和5年度に新たに作成した留学経験者セミナーの動画を既存の動画とともに、合計22本配信した。

<海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
海外留学フェア	1回	1回
海外留学説明会	12回	12回
他機関実施イベントへの協力	41回	20回
全体	54回	33回

<23> 日本人留学生に対する学資金支給の実施状況

○海外留学支援制度（協定派遣）の実施

我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が、諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて諸外国・地域の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査の上、以下のとおり採択した。また、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択状況

プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

<海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数> (単位：件)

区分		令和5年度	(参考) 令和4年度
プログラム枠		1,119	1,108
重点枠	大学の世界展開力強化事業	63	73
	スーパーグローバル大学創成支援	37	36
計		1,219	1,217

(2) 支援内容

奨学金月額：60,000円～100,000円（留学先地域により異なる）
 渡航支援金：160,000円（一定の家計基準を満たす者が対象）
 130,000円（一定の派遣期間を満たす者が対象）

(3) 令和5年度支援実績

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績（新規採用者数）>

(単位：人)

区分		令和5年度	(参考) 令和4年度
プログラム枠		9,222	6,848
重点枠	大学の世界展開力強化事業	615	475
	スーパーグローバル大学創成支援	1,144	763
計		10,981	8,086

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

<評定>B

<評定根拠>

・海外留学支援制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。

・海外留学支援制度（協定派遣）では、事前・事後研修に係る事例や研修用動画を学校関係者が管理システムから閲覧できるようにし、留学効果を高めるための取組を進めたことや、長期のプログラムを優先的に採択する等、留学期間の長期化を促す取組を行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）については、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、説明会への参加等、関係機関及び支援希望者に対して制度の周知を効果的に行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度（学部学位取得型）について、採用者を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。

・民間企業・団体及び個人からオンラインでの面談も併用して寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営したことは評価できる。

・官民協働海外留学支援制度について広報活動、イベント開催などの取組を積極的に実施したことは評価できる。

・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学に

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

—

<その他事項>

・海外留学への関心を高めるために、短期的な海外体験企画等を実施している大学は多いが、こうした企画について費用面から参加を断念する学生は少なくないの

で、企画に参加する場合の支出についても支援することも考えられるのではない

か。
 ・官民協働でトビタテ第2ステージを開始するなど、日本人学生の海外留学を推進したことは評価できる。また、これに向けた多額の寄付金を獲得したことも評価できる。

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(継続支援者数)> (単位:人)

令和5年度	(参考) 令和4年度
2,554	1,354

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策として、令和5年度募集における学生交流創成タイプ(タイプA)として申請する協定派遣プログラムについて、プログラム日数を31日以上1年以内の期間を対象としたほか、採択の際も1学期以上等のより長期のプログラムを優先的に採択した。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

令和4年度海外留学支援制度(協定派遣)の採択プログラムのうち、令和5年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和4年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。

(6) 令和4年度留学継続特別奨学金の支給

急激な円安により留学継続のための経費の支払を行えず、渡航前や期間途中で留学を断念することを回避することを目的として、令和4年12月に補正予算が措置されたことを受け、留学継続特別奨学金を2,303人に支給した。

○海外留学支援制度(学部学位取得型)の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象とした、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を実施した。

(1) 支援内容

- ・奨学金月額: 59,000円~118,000円(留学先地域により異なる)
- ・授業料実費(年度上限3,000,000円)

(2) 令和5年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

<海外留学支援制度(学部学位取得型)支援実績>

区分	支援人数
令和5年度新規採用者	78人

よる効果を高めるとともに、学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。

・トビタテ第2ステージとして新たに令和9年度までに派遣人数5千人を目指し、「官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」の大学生等対象第15期及び高校生等対象第8期派遣留学生を採用し、留学生の支援を実施したことは評価できる。

令和4年度以前からの継続者

150人

(3) 令和5年度の募集・選考

以下のとおり、令和5年度採用者の募集、選考を行った。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績〉

区分	令和6年度	(参考) 令和5年度
応募者数	305人	250人
採用者数	100人	78人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度(学部学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。

① 募集案内等の郵送

募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の教育委員会、知事部局、スーパーグローバルハイスクール採択校等の高等学校及び在日の外国大使館等の関係機関に募集案内を郵送した(令和5年9月)。

② 説明会の実施

機構主催の海外留学オンラインフェア(令和5年7月30日)や海外留学オンライン説明会(JASSO奨学金ランチタイムセミナー)(計3回)において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。

③ 紹介動画の掲載

「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6) 事前オリエンテーションの実施

国費留学生としての自覚を持たせること及び危機管理意識を持たせることの必要性から、事前オリエンテーションを実施した。

令和6年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、令和6年3月22日にオンラインで実施した。

(7) 令和4年度留学継続特別奨学金・授業料の支給

急激な円安により留学継続のための経費の支払を行えず、渡航前や期間途中で留学を断念することを回避することを目的として、令和4年12月に補正予算が措置されたことを受け、令和5年4月及び5月に留学継続特別奨学金・授業料を143人に支給した。

○海外留学支援制度(大学院学位取得型)の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を実施した。

(1) 支援内容

- ・ 奨学金月額：89,000円～148,000円（留学先地域により異なる）
- ・ 授業料実費（年度上限3,000,000円）

(2) 令和5年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績〉

区分	支援人数
令和5年度新規採用者	151人
令和4年度以前からの継続者	187人

(3) 令和5年度の募集・選考

以下のとおり、令和6年度採用者の募集、選考を行った。

〈海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績〉

区分	令和6年度	(参考) 令和5年度
応募者数	658人	453人
採用者数	179人	151人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の周知として、以下の取組を実施した。

① 募集案内等の郵送

募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公立大学に募集要項を郵送した（令和5年9月）。

② 説明会の実施

機構主催の海外留学オンラインフェア（令和5年7月30日）や海外留学オンライン説明会（JASSO 奨学金ランチタイムセミナー）（計3回）において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。

③ 紹介動画の掲載

「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6) 令和4年度留学継続特別奨学金・授業料の支給

急激な円安により留学継続のための経費の支払を行えず、渡航前や期間途中で留学を断念することを回避することを目的として、令和4年12月に補正予算が措置されたことを受け、令和5年4月及び5月に留学継続特別奨学金・授業料を192人に支給した。

○「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用について

「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験の活用として海外留学支援制度（協定派遣）では、事前・事後研修に係る事例を管理システムに掲載したほか、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た内容を踏まえて令和4年度に作成した事前・事後研修用動画を公開した。
また、令和5年度からプログラム枠の募集において、「トビタテ！留学JAPAN」の手法を要素として取り入れたプログラムを学修形態「トビタテ！留学JAPAN」として申請可能とした。
海外留学支援制度（学部学位取得型）においては採用者を対象とした事前オリエンテーションを引き続き実施するなど、留学効果を高めるための取組を進めている。

○官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN）の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の大学生等コース、高校生コース及び地域人材コースのそれぞれの派遣留学生について支援した第1ステージに続き、コロナ禍で落ち込んだ留学生数を少なくともコロナ前の水準に回復することを目指し、産官学挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針の実現に向けて実施が決定したトビタテ第2ステージの一環として、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム」の大学生等対象(第15期)及び高校生等対象(第8期)の令和5年度派遣留学生を採用し、支援を行った。

さらに、令和5年度より、全国各地に高校生の海外留学を応援する拠点地域を形成するため、都道府県を採択し、採択された都道府県において留学に係る地域テーマ等を設定し、派遣する高校生の募集・選考を行う制度である「拠点形成支援事業」を実施しており、令和5年度は滋賀県・石川県・静岡県（申請順）の3県を採択した。

(1) 大学生等対象プログラム

大学生等対象のプログラムは、イノベーターコース、STEAMコース及びダイバーシティーコースから構成される。

① 支援内容

以下の内容で、令和5年度(第15期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<令和5年度（第15期）>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金 (定額)	15万円 (アジア地域)、25万円 (アジア地域以外)
授業料 (定額)	大学・大学院等において留学計画に沿った専門分野を学ぶ授業 の授業料が対象 30万円

②募集・選考に係る実績

新・日本代表プログラムについて、令和5年度(第15期)派遣留学生の募集・選考を行った。

<コース別内訳>

コース名	申請者数 (うち大学1年生枠)	採用者数 (うち大学1年生枠)
イノベーターコース	62人(1人)	32人(0人)
STEAMコース	415人(7人)	105人(2人)
ダイバーシティコース	879人(23人)	124人(12人)
合計	1,356人(31人)	261人(14人)

(2)高校生等対象プログラム

高校生等を対象としたプログラムは、マイ探究コース、社会探究コース及びスポーツ・芸術探究コースから構成される。

①支援内容

以下の内容で、令和5年度(第8期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<令和5年度(第8期)>

奨学金(月額)	留学先地域により区分：16万円、12万円(家計基準を超える者は一律6万円)
留学準備金(定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)

②募集・選考に係る実績

令和5年度(第8期)派遣留学生の募集・選考を行った。また、令和6年度(第9期)派遣留学生の募集を行った。

<第8期コース別内訳>

コース別	申請	採用者数(う
------	----	--------

	者数(うち新 高校1年生 枠)	ち新高校1 年生枠)
マイ探究コース	1,514人(237 人)	390人 (65人)
社会探究コース	511人 (95人)	212人 (43人)
スポーツ・芸術探究コース	213人 (49人)	106人 (13人)
合計	2,238人(381 人)	708人 (121人)

(3) 地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」において支援を行った。

① 支援内容

以下の内容で、令和3年度(第14期)までに採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<平成29年度前期(第6期)以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金	往復渡航費(定額) 10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
	研修参加費(上限) 6万4千円
授業料 (上限)	・ 1年以内の留学・・・ 30万円 ・ 1年を超える留学・・・ 60万円

<令和2年度前期(第12期)以降>

授業料 (上限)	30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	-----------------------------------

② 新型コロナウイルス感染症による影響と地域協議会に対する支援

地域協議会に対する支援(運営経費の一部を交付)は令和2年度で終了のところ、まだ渡航できていない学生を支援するため、令和3年度までの支援を更に延長し、令和5年度まで支援を行った。

	<p>(4) 各種イベントの実施</p> <p>① 「#せかい部」 高校生の海外や留学の関心を喚起するために留学経験者や外国人留学生と国際交流するイベントの実施や、カナダ大使館、エジプト大使館、JICA地球ひろば訪問ツアー、地方で著名人や県知事をゲストに招いたハイブリッド形式のイベント等を実施した。</p> <p>② 留学啓発、グローバル探究をテーマにした出前授業の提供 希望校に派遣留学生や海外進学経験者の登壇、又は海外の教室とつないだ国際交流の機会を提供。総計約1,000名が参加し、留学への関心を高めることができた。</p> <p>(5) 審査業務等の効率化 審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。</p> <p>(6) 制度の周知に向けた取組 電車中吊り広告や駅貼りポスター、空港でのデジタルサイネージ広告（無償）の展開など、支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用及びメディア掲載などを通じて、更なる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。 留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やWEBコンテンツ等の作成やオンラインセミナーの開催に尽力した。</p> <p>(7) 第2ステージの方向性について 令和4年8月に公表した次期トビタテの実施内容をふまえ、令和5年度より「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージを開始した。</p> <p>(8) 寄附金募集活動 令和5年度は、グローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、トビタテ第2ステージの原資を確保すべく企業等と面談（一部はオンラインで実施）し、新規訪問企業・団体19、訪問済企業・団体133に対する寄附金募集活動を行った。その結果、合計1,661件の民間企業・団体及び個人からの支援の決定を受け、合わせて計1,219,199,281円の寄附金収入があった。 個人寄附拡大のために令和4年度に制作したトビタテのロゴ入りTシャツを返礼品とした寄附訴求のメッセージや、他団体・企業の主催イベントにて留学や海外への感度が高い社会人への直接的な寄附の訴求を行い、数万円～100万円マンスリー寄附者を獲得することができ、毎月の定常的な入金額が令和4年度と比較して大幅に向上した。 その他、地方行脚やオーナー企業、財団訪問を定期的に続け、令和6年度の活動の幅を広げる足掛かりを形成することができた。 また、年次報告書のデザイン等を見直し、より寄附訴求の効果が高まるものへと作りかえた。</p>		
--	---	--	--

○第2ステージ期間中(令和5年度～令和9年度)派遣人数5千人へ向けた取組状況
令和5年度より第2ステージを開始し、新たに令和9年度までに派遣留学生5千人を目指し、高校生等対象第8期及び大学生等対象第15期の募集・採用を行った。

〈派遣年度別採用状況(累計)〉トビタテ!留学JAPAN第2ステージ

目標	5,000人			
採用者累計	969人			
	大学生等		高校生	
	申請者	採用者	申請者	採用者
合計	1,356人	261人	2,238人	708人
令和5年度	1,356人	261人	2,238人	708人

○留学前・留学後の研修

・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。

実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスをを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。

・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。

・令和5年度は、事前研修・事後研修のいずれも対面での実施を再開した。

・令和5年度は第2ステージの新たな採用に伴い、大学生等対象第15期及び高校生等対象第8期の事前研修を実施し、第1ステージで留学を終了した既存の派遣留学生のための事後研修のほか、第2ステージで留学を終了し、帰国した大学生等対象第15期及び高校生等対象第8期の派遣留学生を対象とした事後研修を開催した。

(1)大学生等対象の事前研修(第15期)

①目的

- ・留学に向けた Readiness 形成
- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

②プログラム概要

- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーたちを招聘した講演
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等

第2ステージでは、国内でのつながりだけでなく、活動・コミュニティを世界規模に拡

大することで、世界のリーダーと共に社会課題に挑むネットワークを構築するためのセッション等を実施した。

③令和5年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
対面	4回	257人

(2) 大学生等コース(第14期まで)及び大学生等対象(第15期)の事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理
- ・コミュニティの醸成

②プログラム概要

- ・留学成果のグループ内での共有
 - ・多様な領域で活躍する若手リーダーやトビタテOB及びOGによるパネルディスカッション
 - ・産業界からグローバルに活躍するリーダーやハブ人材を招聘した講演や講義・助言
 - ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
 - ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション等
- 第2ステージ(第15期)の事後研修は1泊2日の宿泊研修とした。

③令和5年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
対面(～14期)	3回	152人
オンライン(～14期)	1回	15人
対面(第15期)	1回	32人

(3) 高校生等対象の事前・事後研修

留学を終了した第7期派遣留学生に事後研修を実施した。また令和5年度に採用した第8期派遣留学生に対して事前・事後研修を実施した。

<事前研修(第8期生)開催実績>

開催方法	開催回数	参加者数
対面	3回	704人

<事後研修(第7期生・第8期生)開催実績>

期	開催方法	開催回数	参加者数
第7期	対面・オンライン	3回	64人

		第8期	対面	8回	473人		
--	--	-----	----	----	------	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 001594

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度		令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	
									予算額（千円）	308,712	302,594	306,708	291,288	284,080
									決算額（千円）	310,069	302,517	241,369	263,646	270,339
									経常費用（千円）	293,875	284,350	248,452	278,197	285,865
									経常利益（千円）	9,902	△11,754	261,866	296,233	270,085
									行政コスト（千円）	517,788	284,350	248,452	278,738	285,865
									従事人員数	20	18	16	19	22

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
	中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【B】 (2) 障害のある学生等に対する支援【B】 (3) キャリア教育・就職支援【B】	<評価> B <評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (1)～(3)各項目を参照 <その他事項> (1)～(3)各項目を参照	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 8 号、第 9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度		令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	284,080
									決算額 (千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	270,339
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	285,865
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	270,085
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	285,865
									従事人員数	20	18	16	19	22

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況</p>	<p>○学生生活調査等</p> <p>学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象に「高等専門学校学生生活調査」及び「専門学校学生生活調査（「専修学校学生生活調査」を名称変更）を隔年で実施している。令和5年度は、令和4年度に実施した調査について、集計作業及び外部有識者による分析を行った上で、令和6年3月に機構のホームページにて調査結果を公表した。令和4年度調査は、従来の紙面調査からウェブシステムによるオンライン調査に変更して実施したところ、有効回答率が低下した。このことを踏まえ、次回調査（令和6年度）における課題の洗い出しを目的として、学生及び学校担当者のアンケート及び外部委託による調査システムの機能の検証等を行い、それらを参考にしながら、より回答しやすい設問内容や画面構成等について検討を進めた。また、学生生活調査実施検討委員会において設問の改善等について検討を開始した。</p> <p>○大学等における学生支援の取組状況に関する調査</p> <p>・大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施している。令和5年度調査では、国の施策を踏まえて、キャリア教育・就職支援に関する設問を見直したほか、一部の設問の回答方法を選択式から記述式に変更し、学生支援の課題等についてより具体的な回答を得られる</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>・学生生活調査、高等専門学校学生生活調査及び専門学校学生生活調査については、継続調査として調査結果を取りまとめ、公表したことは評価できる。</p> <p>・大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者による調査協力者会議での審議等を踏まえ、調査項目を充実させるとともに、大学等にとって参考になるよう、先進的な取組について実地調査を行い、結果を公表したことは評価できる。</p> <p>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定を踏まえて、性的マイノリティの学生に対する理解増進と支援をテーマとするセミナーをオンラインで開催し、多くの大学等教職員に参加機会を提供するとともに、大学等における取組の参考となるよう、知識及び先進事例を幅広く紹介し、参加者の満足度が高かったことは評価できる。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>	

	<p>ようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、キャリア教育・就職支援、生活支援（学生寮）、ピア・サポート、学生相談、ダイバーシティの取組をテーマに9校を選定し、現地調査（うち1校はオンライン調査）を実施し、学生支援の取組状況に関する調査協力者会議委員により報告書を取りまとめ、令和6年3月に公表した。 <p>○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催</p> <p>学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、先進的な取組等の普及のため具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、学生支援の充実に図ることを目的として実施した。</p> <p>令和5年度は、同年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことを踏まえて、「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性：大学等における理解増進と支援の充実に向けて」をテーマに、今後の各大学等における理解の増進に向けた取組の促進に資することを目的として、性的指向等に関する知識、性的マイノリティの学生への対応における留意点、大学におけるガイドラインの策定や学生、教職員に対する理解・啓発の取組、また、当事者学生へのキャリア・就職支援の取組の紹介等を行った。</p> <p>(1) 日程 令和5年12月7日</p> <p>(2) 開催方法 Zoom ウェビナーを利用したオンライン開催</p> <p>終了後、参加申込者を対象にオンデマンド配信を実施（令和6年3月末</p>		
--	--	--	--

	<p>まで)</p> <p>(3) 対象 大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員</p> <p>(4) 後援 文部科学省、一般社団法人日本学生相談学会、特定非営利活動法人全国大学メンタルヘルス学会</p> <p>(5) 実施概要 ①文部科学省による挨拶 ②基調講演 「多様な性を生きる学生の理解と支援」 ③パネルディスカッション 「大学やNPO 法人における先進事例の共有」(4者による取組事例紹介)</p> <p>(6) 参加登録者数・参加者数 ①参加登録：866人(379校) ②参加者：765人(概数)</p> <p>(7) オンデマンド配信視聴状況 視聴回数(令和6年3月末まで)：延べ197回</p> <p>(8) 参加者アンケート結果 満足度：97.3% 「性的マイノリティの学生に対する支援について、各大学が直面している課題には共通点が多く、学べるが多かった。」「ガイドラインの策定や相談窓口の改善など一步一步環境作りに努めたい。」等の意見が寄せられた。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (2) 障害のある学生等に対する支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 8 号、第 9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度		令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	284,080
									決算額 (千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	270,339
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	285,865
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	270,085
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	285,865
									従事人員数	20	18	16	19	22

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B	
<p><25> 障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況</p>	<p>○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査</p> <p>障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。</p> <p>また、令和6年度調査からの調査内容改定に向けて、調査項目の追加、見直し等に係る検討を行った。</p> <p>(1)令和4年度調査の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月～12月に調査を実施した（回収率：100%）。 令和4年度に実施した調査の結果について、機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した（令和5年8月）。 <p>(2)令和5年度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月～12月に調査を実施した。 調査結果については機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付を予定している（令和6年夏頃）。 <p>(3)調査集計の効率化等の取組</p> <p>調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、回答が記載された調査票から誤りのある箇所を機械的に表示する回答エラーツールを活用した精査を行うとともに、より正確な集計に資するよう集計基準書を更新した。</p> <p>(4)調査項目の改善・充実</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、当該年度の調査を実施するとともに、改正障害者差別解消法が施行される令和6年度以降、同法の内容等を踏まえた調査とするよう調査項目の見直し等を行っていることは、評価できる。 調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、誤りのある箇所を表示するためのツールを活用し、また集計基準書を更新していることは、評価できる。 改正障害者差別解消法の施行に向けて、障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、専門学校の教職員も対象に含めて、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」を実施し、同法の基本的事項について理解を深める取組を行ったことは評価できる。 また、オンラインによる基礎編に加えて、グループディスカッションによる事例検討を中心とした実践編を対面形式で開催し、多くの大学等教職員に情報提供できたことは、評価できる。 障害のある学生の修学支援に関して、「障害学生支 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法への対応は、多くの大学にとっても手探りの状態であることが多いため、具体的内容に焦点を当てたセミナーを開催したことは評価することができる。 事例検討の実践編を対面形式で開催したことは、障害学生の支援のうえで有効と評価できる。 		

	<p>令和6年4月から施行される改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「改正障害者差別解消法」という）の内容等を踏まえた調査とするよう、例えば、合理的配慮を提供した学生数の計上を加えるなど調査項目の追加、見直し等について検討を行った。</p> <p>(5) 令和5年度ヒアリングについて</p> <p>調査項目の追加、見直しの案を反映した調査票について、筑波大学、関西学院大学ほか7大学等に対し試験的調査を実施し、各大学等から改定案に関するヒアリングを行った（令和5年8月）。</p> <p>○ 「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の開催</p> <p>(1) 目的</p> <p>改正障害者差別解消法により、私立大学等での合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されるため、障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、同法の基本的な事項及びこれまで収集した障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元とした課題について理解・啓発を図るセミナー（基礎編・実践編）を実施した。なお、令和4年度まで実施していた「専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー」を本セミナーに統合し、専門学校の教職員も対象とした。</p> <p>(2) 対象者</p> <p>大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の教職員等</p> <p>(3) 実施概要</p> <p>① 基礎編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総論をはじめ、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など改正障害者差別解消法に関する基本的事項について理解を深める解説を行った。 ・参加者の利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、基礎編はオンライン 	<p>援に関する専門テーマ別セミナー」においては、卒業後を見据え高等教育機関が学生の就職に向けて支援できることや、多様な学生の修学を想定した未来志向の基礎的環境整備といった、今後の支援の発展につながる専門的なテーマを取り上げたことは評価できる。また、広く情報提供することを目的としてオンラインでセミナーを開催し、多くの大学等教職員に情報提供できたことは評価できる。</p> <p>・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり、また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、プログラムの内容に応じてより効果的な研修とするため、応用プログラムを対面形式に戻して実施し、参加者の満足度が高かったことは評価できる。</p> <p>・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルスやカウンセリングに係る大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものであり、また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、演習やグループワークを中心に行うため対面形式に戻して実施し、参加者の満足度が高かったことは評価できる。</p>	
--	--	--	--

ンでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要>（オンデマンド配信）

配信開始日	視聴回数
10月10日	28,617回

（注）視聴回数は、3月末時点のセミナー内のすべての動画の視聴回数の合計

②実践編

- ・これまで機構が収集した、障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元に作成した課題について検討するグループディスカッション形式のセミナーを対面にて実施した。

<実施概要>（対面）

日程	参加者
11月28日	56人

○「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の開催

(1)目的

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている障害学生支援における専門的な事項等をテーマとして、大学等での修学支援体制の充実・強化を図る。

(2)対象者

障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

(3)実施概要

- ・①卒業後を見据えた高等教育機関における学生の就職に向けての支援の在り方、②

精神医療、地域の発達障害者支援のノウハウと地方の私立大学・国立大学における
 先行事例について学び、多様な学生の修学を想定した未来志向の基礎的環境整備、
 をテーマとした専門的なセミナーを実施した。

・参加者の利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、セミナーはオンライン
 での開催とした。また、何度でも視聴できるように、YouTube（JASSO 学生生活支援事
 業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

なお、両セミナーともアンケートを実施したところ、具体的な障害学生への支援内
 容、取組事例の紹介等について好評を得た。

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
卒後を見据えた障害学生 支援～就職支援企画の実 践報告から～	1月29日	宮城教育大学	5,045回
合理的配慮のコモディティ 化と基礎的環境整備～ユ ニバーサルな修学支援と は？～	2月29日	広島大学	3,870回

（注）視聴回数は、3月末時点の各セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催

(1)目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニ
 ーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。

また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員
 としての能力向上を図る。

(2)対象者

大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

(3)期待される効果

①基礎プログラム

- ・障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
- ・学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）との連携・協力について手ごかりを得ることができる。

②応用プログラム

- ・支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行うために必要な知識を得ることができる。
- ・研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
- ・他校で実践している障害学生支援の現状を共有し、問題意識を高めることができる。
- ・研修会を通して、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

(4)実施概要

基礎プログラムについては、参加者の利便性の確保及び積極的な情報提供の観点からオンラインでの開催とした。応用プログラムはグループワークや演習が中心であることから対面での開催とした。

〈実施概要〉（基礎プログラム・オンライン、応用プログラム・対面）

名称	日程	受講者数	満足度
基礎プログラム	7月4日～5日	249人	98.3%
応用プログラム	11月7日～8日	57人	96.5%

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

(1)目的

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資すること。

(2)対象者

大学、短期大学、高等専門学校 of 学生支援に関わる教職員

(3)期待される効果

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・所属校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

(4)実施概要

<実施概要> (対面)

日程	参加者	満足度
9月7日～8日	98人	97.9%

○関係機関等と連携した取組

「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」を、広島大学などの障害学生修学支援ネットワーク拠点校と連携を図り共同で実施した。また全国高等教育障害学生支援協議会、アクセシビリティリーダー育成協議会などが行うイベント等において機構が行って

いる障害学生支援事業に係る情報提供等を実施した。

○「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の開催【再掲】

(1) 目的

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている障害学生支援における専門的な事項等をテーマとして、大学等での修学支援体制の充実・強化を図る。

(2) 対象者

障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

(3) 実施概要

・①卒業後を見据え高等教育機関が学生の就職に向けての支援の在り方、②精神医療、地域の発達障害者支援のノウハウと地方の私立大学・国立大学における先行事例について学び、多様な学生の修学を想定した未来志向の基礎的環境整備、をテーマとした専門的なセミナーを実施した。

・参加者の利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、セミナーはオンラインでの開催とした。また、何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンドでの配信とした。

なお、両セミナーともアンケートを実施したところ、具体的な障害学生への支援内容、取組事例の紹介等について好評を得た。

<実施概要>（オンラインセミナー／オンデマンド配信）

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
卒後を見据えた障害学生支援～就職支援企画の実践報告から～	1月29日	宮城教育大学	5,045回
合理的配慮のコモディティ	2月29日	広島大学	3,870回

	化と基礎的環境整備 ～ユニバーサルな修学支援とは？～					
(注) 視聴回数は、3月末時点の各セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計						

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (3) キャリア教育・就職支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 8 号、第 9 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001594

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度		令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	306,708	291,288	284,080
									決算額 (千円)	310,069	302,517	241,369	263,646	270,339
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	248,452	278,197	285,865
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	261,866	296,233	270,085
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	248,452	278,738	285,865
									従事人員数	20	18	16	19	22

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評定	B
<26> キャリア教育・就職支援の実施状況	<p>○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催</p> <p>(1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。</p> <p>(2)対象 大学等の役員及び部局の長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、地方公共団体の就職支援等担当者 等</p> <p>(3)実施日 令和5年6月19日・20日・21日</p> <p>(4)協力団体等 ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：内閣官房、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会</p> <p>(5)実施方法 参加者の利便性の確保の観点からオンラインでの開催とし、YouTube によるオンデマンド配信とオンライン会議システムによるライブ配信を組み合わせ実施した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、政府の行政説明や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介資料を機構ホームページに掲載し、大学等・学生・企業のパネルディスカッションを行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。また、プログラム実施日を3日間に増やし、参加者に視聴しやすい環境を整えたことは評価できる。加えて外国人留学生関係のセッションについては、留学生事業部とも連携を図っており評価できる。</p> <p>・キャリア教育・就職支援に係る協力者（外部有識者）と連携し、主にオンライン方式により、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。</p> <p>・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、講演等のオンデマンド配信を行い、オンラインでグループワークを行うなど、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。</p>		<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 —</p> <p>〈その他事項〉 ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」は開催日数、プログラムとも工夫され参加者の高い満足度を得たことは評価できる。 ・インターンシップの参加が一般的になる中で、交通費などの費用面で参加を躊躇する学生が一定存在しており、こうした面への支</p>	

	<p>(6)実施概要</p> <p>①政府による行政説明</p> <p>②パネルディスカッション「大学等が取り組むキャリア支援の新世界 ～多様化する学生と企業のニーズに応えるために～」</p> <p>今後のキャリア支援の在り方について、様々な調査やアンケート結果を紐解きながら、大学・企業等それぞれの視点から議論を展開した。</p> <p>③「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介</p> <p>オンラインで大学・企業等の「キャリア教育・就職支援の取組」事例を紹介し、大学等と企業等の意見交換を実施した。これらの事例の資料、及び資料掲載のみの大学等の資料を機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。</p> <p>(オンライン会議システムによる事例紹介数：14件)</p> <p>④多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション（資料掲載、講演） ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についての講演 <p>外国人留学生関係のセッションについては、留学生事業部と連携を図り実施した。</p> <p>(7)視聴者数</p> <p>延べ1,617人（「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介）</p> <p>(8)満足度</p> <p>95.5%</p> <p>前年度は2日間であった開催期間を3日間に増やし、スケジュールに余裕を持たせて視聴・参加しやすくなるよう工夫したところ、満足度が向上した。</p> <p>○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの開催</p> <p>(1)キャリア教育・就職支援事業に係る協力者（外部有識者）との連携</p> <p>学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施</p>	<p>・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業等からの参加者と大学等の参加者との意見交換等を行い、キャリア教育・就職支援のための産学官連携教育の推進に向けた認識の共有を図ったことは評価できる。</p>	<p>援なども検討することも考えられるのではないかと。</p>
--	---	--	---------------------------------

	<p>に当たっては、専門的な観点を有する協力者（外部有識者）と連携し、オンラインでの打合せにより、効率的・効果的な実施が図れるよう検討した。</p> <p>[参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者との連携実績] 協力者打合せ（令和5年4月5日～令和6年2月7日まで計27回）</p> <p>(2)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催</p> <p>①目的</p> <p>全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。</p> <p>②対象</p> <p>大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員</p> <p>③実施日</p> <p>令和5年9月29日</p> <p>④実施方法</p> <p>参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。</p> <p>⑤実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前レクチャー「インターンシップの現在地」（オンデマンド配信） ・文部科学省による行政説明（オンデマンド配信） ・課題動画「インターンシップ専門人材のリアルー意義と役割と課題ー」及び「企業側から見たインターンシップの位置づけ」（オンデマンド配信） ・グループワーク 		
--	---	--	--

「1 事前課題の感想共有」「2 自大学等のインターンシップ」「3 今後のインターンシップの方向性」について、各自で作成したワークシートに基づきディスカッションを行った。ファシリテーター5人がグループワークの内容を参加者全員に共有した。

⑥受講者数

103人

⑦満足度

88.5%

(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

①目的

全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を実施している。教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有し、より実践的な産学連携教育の推進を図る。

②対象

大学等の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員、企業等の代表・役員及び人事採用担当者

③実施方法

参加者の利便性の確保の観点から、オンラインで実施した。

④実施概要

テーマ	実施日	参加者数
高大接続を意識した低学年のキャリア教育を考える～高校等での実践事例から～	12月5日	86人
産学で考える～初任配属等限定採用から、リスクリング・リカレント教育まで～		74人

ラップアップミーティング：
大学等が取り組むキャリア支援の新世界～多様化する学生と企業のニーズに応えるために～

67人

・事前課題

各参加者の「就職支援・採用の現状や、抱えている悩みや問題点」等を取りまとめ、同じテーマの参加者に事前に共有した。

・登壇者による講演

・グループワーク

各大学等及び企業における取組の共有、今後の取組についての意見交換等を行った。

・全体会・参加者によるアウトプット

各グループで意見交換された課題を参加者全員に共有した。

⑤満足度

94.0%

⑥フォローアップ調査

令和5年8月に、令和4年度に実施した当該事業の参加者に対し、参加後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施した。

○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

(1)大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度

文部科学省において創設された「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」において、キャリア教育及びインターンシップの教育的効果を一層高め、その拡大を図るため、正規の教育課程としての学生のキャリア形成支援活動を実施している大学等の令和4年度及び令和5年度の取組の届出（任意）の受付を行った。

区分	令和5年度
届出大学等数	59校

	<p>(2) 情報提供に係るその他の各種取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和5年12月6日）に出席・講評し、大学等と企業等との協働による取組に関する情報収集に努めた。 ・ 就職活動のルールに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」（令和5年6月9日、11月10日、令和6年2月29日）を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。 ・ 大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図った。 <p>[参考：『文部科学 教育通信』「大学教育を変える、未来を拓くインターンシップ III」掲載実績]</p> <p>令和5年4月10日～令和6年2月26日（全22回）</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%以上削減する。	—	3億1,500万円 以下 (削減率:3.1% 以上)	3億500万円 以下 (削減率:6.2% 以上)	2億9,500万円 以下 (削減率:9.2% 以上)	2億8,500万円 以下 (削減率:12.3% 以上)	2億7,300万円 以下 (削減率:16.0% 以上)	
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率:3.6%)	3億291万円 (削減率:6.8%)	2億9,474万円 (削減率:9.3%)	2億7,982万円 (削減率:13.8%)	2億7,061万円 (削減率:16.6%)	
(達成度) ※平成30年度 予算に対する削減 率の計画値を 100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	112.2%	103.8%	
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円 以下 (削減率:1.8% 以上)	53億6,300万円 以下 (削減率:3.6% 以上)	52億6,300万円 以下 (削減率:5.4% 以上)	51億6,300万円 以下 (削減率:7.2% 以上)	50億6,200万円 以下 (削減率:9.0% 以上)	
(実績値)	—	55億6,228万円	54億5,583万円	50億6,499万円	50億5,727万円	51億2,811万円	50億5,515万円	

		※平成30年度予算額	(削減率：1.9%)	(削減率：9.0%)	(削減率：9.1%)	(削減率：7.8%)	(削減率：9.1%)	
(達成度) ※平成30年度予算に 対する削減率の 計画値を100%と する。	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	108.3%	101.1%	

注) 削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	(1) 一般管理費等の削減【B】 (2) 人件費・給与水準の見直し【B】 (3) 契約の適正化【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	

4. その他参考情報
特になし

II-1	業務の効率化（1）一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%以上削減する。	—	3億1,500万円以下 (削減率：3.1%以上)	3億500万円以下 (削減率：6.2%以上)	2億9,500万円以下 (削減率：9.2%以上)	2億8,500万円以下 (削減率：12.3%以上)	2億7,300万円以下 (削減率：16.0%以上)		
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率：3.6%)	3億291万円 (削減率：6.8%)	2億9,474万円 (削減率：9.3%)	2億7,982万円 (削減率：13.8%)	2億7,061万円 (削減率：16.6%)		
(達成度) ※平成30年度 予算に対する削減 率の計画値を 100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	101.1%	112.2%	103.8%		
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円以下 (削減率：1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率：3.6%以上)	52億6,300万円以下 (削減率：5.4%以上)	51億6,300万円以下 (削減率：7.2%以上)	50億6,200万円以下 (削減率：9.0%以上)		
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率：1.9%)	50億6,499万円 (削減率：9.0%)	50億5,727万円 (削減率：9.1%)	51億2,811万円 (削減率：7.8%)	50億5,515万円 (削減率：9.1%)		
(達成度)	—	—	105.6%	250.0%	168.5%	108.3%	101.1%		

※平成 30 年度予算に 対する削減率の 計画値を 100%と する。								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
	<p><27>一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況【B】</p> <p><28>業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況【B】</p> <p><29>奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況【B】</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>今後、AI の導入による業務の効率化や高品質化を、それぞれの業務において検討していくことも考えられるのではないか。</p>	

<p><27> 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況</p> <p>S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：2億6,300万円以下 （削減率：19.2%以上）</p> <p>B：2億6,300万円超 2億7,300万円以下 （削減率：16.0%以上）</p> <p>C：2億7,300万円超 2億8,300万円以下 （削減率：12.8%以上）</p> <p>D：2億8,300万円超 （削減率：12.8%未満）</p>	<p>○一般管理費削減に係る取組</p> <p>令和4年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電及び事務の効率化を推進した。具体的取組は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・パソコン及びディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。 ・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。 ・業務の生産性・効率性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの更なる改善といった効果を目的としてテレワーク実施要領を改正。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減（仮事務所移転前）。 ・廊下及びロビー等共用部分の照明について安全を確保した上で業務上必要最小限の範囲で点灯（仮事務所移転前）。 <p>事務所等維持管理経費の効率化及び会議等におけるタブレット端末の活用によるペーパーレス化の推進等により経費の節減を図り、平成30年度予算に対し16.6%の効率化を達成した。</p> <p><一般管理費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="647 917 1346 1091"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和5年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>324,515</td> <td>270,605</td> <td>16.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和5年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	324,515	270,605	16.6%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値2億7,300万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	平成30年度		令和5年度	平成30年度予算に対する削減割合									
	予算	実績											
一般管理費	324,515	270,605	16.6%										

<p><28> 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況</p> <p>S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：49億6,200万円以下 （削減率：10.8%以上）</p> <p>B：49億6,200万円超 50億6,200万円以下 （削減率：9.0%以上）</p> <p>C：50億6,200万円超 51億6,200万円以下 （削減率：7.2%以上）</p> <p>D：51億6,200万円超 （削減率：7.2%未満）</p>	<p>○業務経費削減に係る取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による留学生数の減少という状況が改善しつつある中、引き続き事業の実施方法を工夫して（イベントのオンライン実施等）経費の節減を図った結果、平成30年度予算に対し9.1%の効率化を達成した。</p> <p><業務経費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="645 387 1346 560"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和5年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>5,562,286</td> <td>5,055,149</td> <td>9.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和5年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	業務経費	5,562,286	5,055,149	9.1%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による留学生数の減少という状況が改善しつつある一方で経費の節減に努めたことにより、業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値50億6,200万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	平成30年度		令和5年度	平成30年度予算に対する削減割合									
	予算	実績											
業務経費	5,562,286	5,055,149	9.1%										
<p><29> 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組</p> <p>貸与奨学金の期首における要回収額の平成30年度から令和5年度への伸び率が10.1%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間の伸び率は6.7%と、要回収額の伸び率以内となった。</p> <p>なお、奨学金事業業務経費については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革として、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による住所調査の迅速化等を行った。</p> <p><奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況> (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="645 1353 1467 1452"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和5年度</th> <th rowspan="2">平成30年度基準額に対する伸び</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和5年度	平成30年度基準額に対する伸び	基準額	実績					<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	平成30年度		令和5年度	平成30年度基準額に対する伸び									
	基準額	実績											

			率		
	期首要回収額	730,195,318	804,033,586	10.1%	
	奨学金貸与業務に 関する費用	7,246,621	7,730,188	6.7%	

4. その他参考情報
特になし

II-1	業務の効率化（2）人件費・給与水準の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価						
	業務実績	自己評価		評定	B					
<30> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 国家公務員の給与水準を十分に考慮しつつ、給与水準の適正化に努めた。	<評定> B <評定根拠> 国家公務員の給与水準を考慮しつつ、給与水準の検証を行い、検証結果等を公表したことは評価できる。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。						
	<人件費の状況> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>(参考) 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>39億2,333万円</td> <td>36億8,081万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年度	(参考) 令和4年度	実績額	39億2,333万円	36億8,081万円			<今後の課題> —
区分	令和5年度	(参考) 令和4年度								
実績額	39億2,333万円	36億8,081万円								
	○給与水準の検証及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度給与水準の検証結果等については、令和5年6月にホームページに公表した。 ・令和5年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）は98.9となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表予定。			<その他事項> —						

4. その他参考情報
特になし

II-1	業務の効率化（3）契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
	業務実績		自己評価		評価	B		
<31> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、令和5年度契約監視委員会を開催し、令和4年度「調達等合理化計画自己評価（案）」及び令和5年度「調達等合理化計画（案）」を点検した。また、令和4年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び2か年又は2回連続して一者応札・応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 併せて、令和4年度に発注した建設工事等の審査等を行った（令和5年6月2日）。				<評価> B <評価根拠> ・契約監視委員会を開催し、令和4年度の「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・応募」の対応についての点検や、令和5年度の「調達等合理化計画（案）」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申が実施されたことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「令和5年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努めるために71件の聴き取りを行ったことは評価できる。また、前回一者応札・応募となった契約について公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確保に努めたことは評価で		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> — <その他事項> —	
	○契約件数及び契約金額の状況							
		令和5年度実績		(参考)令和4年度実績				
	区分	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)			
	競争性のある契約	(75.9%) 246	(86.4%) 16,980,390	(78.2%) 204	(85.7%) 13,413,646			
	競争入札等	(64.8%) 210	(65.2%) 12,814,424	(67.0%) 175	(77.8%) 12,176,156			
	企画競争、公募	(11.1%) 36	(21.2%) 4,165,966	(11.1%) 29	(7.9%) 1,237,490			
	競争性のない随意契約	(24.1%) 78	(13.6%) 2,678,262	(21.86%) 57	(14.3%) 2,229,414			
	合計	(100.0%) 324	(100.0%) 19,658,652	(100.0%) 261	(100.0%) 15,643,059			

	<p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>○調達等合理化計画に係る実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）に基づき、「令和 5 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した（令和 5 年 6 月 28 日）。 ・令和 5 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。 <p>(1) 重点的に取り組むべき分野</p> <p>①. 一者応札・応募に関する調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。 ・目標達成に向けた取組内容 <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募となった契約のうち、複数者に入札資料を配付した全ての契約で理由の聴き取り（71 件）を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 前回の契約において一者応札・応募となった契約については、可能な限り公告期間の十分な確保に努め、前回よりも日数を確保した（前回：14.21 日間、今回 16.69 日間）。 <p>(2) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>① 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>令和 5 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 23 件であった。これらについては、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として事前に機構内監査部門に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。</p> <p>② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事発生を未然に防止するための取組 	<p>きる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等の随時チェックを行っていること、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施したこと、職員スキルの向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。 	
--	---	---	--

調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。

[チェックの観点]

- ・法律や規程等の改正による手続の変更。
 - ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。
 - ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。

また、調達に係る事務手続とルールの徹底を図るため、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施した。

- ・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組

万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしているが、令和5年度において、不祥事の発生はなかった。

○共同調達等の実施

効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。

○契約に関する情報の公表

- ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、令和5年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、令和 5 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 4 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を機構ホームページにおいて公表した。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p><32> 組織改善、事業実施体制の構築状況</p>	<p>○令和5年度における組織の見直し</p> <p>業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画の達成及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織の見直しの主なポイント]</p> <p>返還促進課において、業務量が増加している給付奨学金の返還業務をより効率的に実施するため、係を統合した。</p> <p>○令和6年度に向けた組織の見直し</p> <p>中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて、継続的な業務の改善等を図るため、「教育未来創造会議第一次提言」を踏まえた「大学院（修士段階）の授業料後払い制度」創設等に伴う実施体制の整備や、「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえた戦略的な外国人留学生の受入れの推進に向けて、令和6年度以降の組織の見直しを実施した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>状況に合わせた業務効率化のための組織改編を行ったことは評価できる。</p>	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>	

4. その他参考情報
特になし

II-3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	評定	B	
<33> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1) 学生生活調査等【再掲】</p> <p>学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象に「高等専門学校学生生活調査」及び「専門学校学生生活調査（「専修学校学生生活調査」を名称変更）を隔年で実施している。令和5年度は、令和4年度に実施した調査について、集計作業及び外部有識者による分析を行った上で、令和6年3月に機構のホームページにて調査結果を公表した。令和4年度調査は、従来の紙面調査からウェブシステムによるオンライン調査に変更して実施したところ、有効回答率が低下した。このことを踏まえ、次回調査（令和6年度）における課題の洗い出しを目的として、学生及び学校担当者のアンケート及び外部委託による調査システムの機能の検証等を行い、それらを参考にしながら、より回答しやすい設問内容や画面構成等について検討を進めた。また、学生生活調査実施検討委員会において設問の改善等について検討を開始した。</p> <p>(2) 奨学事業に関する実態調査等</p> <p>令和4年度に実施した大学・地方公共団体等が行う奨学</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査、高等専門学校学生生活調査及び専門学校学生生活調査については、継続調査として調査結果を取りまとめ、公表したことは評価できる。 ・奨学事業の実施状況をホームページに掲載したこと及び各自治体の奨学金制度に関する情報を収集したことは、評価できる。 ・留学生に関する各種調査を確実に実施し、留学生政策の基礎資料及び経年比較による留学生交流の現状把握に資する調査結果を、一般に公表したことは評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）へ寄託し、申請者に提供したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>		

金制度に関する情報収集の結果をホームページに掲載するとともに、引き続き、大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行った。

(3) 留学生に関する調査

留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。

① 私費外国人留学生生活実態調査

令和5年11月から3月にかけて、大学等の協力を得て、私費外国人留学生に対し、日本での生活に関する調査項目にオンラインでの回答を依頼した。調査にあたっては、私費外国人留学生が回答しやすいよう、調査項目に英語訳だけでなく、中国語訳及びベトナム語訳も加え、回収率の向上やオンラインでの回答フォームについて、金額の入力項目を分かりやすく表示するなど、誤回答を減らす工夫を行った。収集した回答の集計結果については令和6年夏頃に公表予定。

② 外国人留学生在籍状況調査

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況（令和5年5月1日現在）を把握するため実施した。

③ その他調査

留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生留学状況調査 ・短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 ・外国人留学生年間受入れ状況調査 ・外国人留学生進路状況調査 <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <p>(1) 機構の情報資産の寄託</p> <p>機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成 28 年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、令和 5 年度は 6 件の調査ローデータを SSJDA へ寄託した。寄託後、公開された調査ローデータのうち、令和 5 年度は 18 件のデータについて計 30 回利用申請があり、SSJDA に対し提供の承認を行った。</p> <p>(2) 若手研究者等を活用した公募による調査研究の在り方についての検討</p> <p>若手研究者等を活用した公募による調査研究について、今後の実施の方向性や内容について検討を行った。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

II-4	情報システムの適切な整備及び管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	評定	B	
<34> PMO 設置等の体制整備状況	<p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等体制の整備、情報システムの適切な整備及び管理を実施すべく、以下の対応を行った。</p> <p>デジタル庁からの独立行政法人の情報システムの整備・管理に係る棚卸調査の精査依頼やヒアリングに係る内容とともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 体制が整備されたことを再度機構役職員に周知した（令和5年5月）。</p> <p>また、令和5年3月に機構役職員に周知した PMO 体制及び関連情報等のうち、資料の最新化を行った（令和5年12月）。</p> <p>デジタル庁が令和4年度に実施した独立行政法人の情報システムの整備・管理に係る棚卸調査の結果についての精査等依頼として、令和4年度提出分から絞り込まれた情報システムについて追加項目や個別の質問に対して回答を行った（令和5年5月～8月）。</p> <p>情報システム台帳の更新を随時行うとともに、年1回棚卸を実施し、各部における情報システムを把握し、情報</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの整備及び管理のため、資料を最新化し、機構役職員に周知したことは評価できる。 ・情報システム台帳の棚卸が適切に行えるよう、情報システム台帳管理要領を見直し、機構役職員に周知したことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>		

	<p>システムの整備及び管理を適切に実施した。</p> <p>年1回の棚卸が適切に行えるよう情報システム台帳管理要領に、情報の格付やクラウドサービス等対策基準を踏まえた内容を追加し、情報システム台帳の様式及び記入例の見直しを行い、機構役職員へ周知した（令和5年7月）。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

Ⅲ-1	収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価											
	業務実績	自己評価	評価	B											
<p><35> 収入の確保等の状況</p>	<p>○外部資金の獲得</p> <p>(1) 学生支援寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 ・社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs 関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。 ・寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 <p>上記の取組により、令和 5 年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年度</th> <th>(参考) 令和 4 年度</th> <th>(参考) 令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,799件</td> <td>2,964件</td> <td>2,737件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>3,530,949,736円</td> <td>176,582,055円</td> <td>868,411,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金</p> <p>令和 5 年度は、グローバル人材育成部及び文部科学省幹部等により、トビタテ第 2 ステージの原資を確保すべく企業等と面談(一部はオンラインで実施)し、寄附金募集活動を行っ</p>	区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	(参考) 令和 3 年度	件数	2,799件	2,964件	2,737件	金額	3,530,949,736円	176,582,055円	868,411,750円	<p>(評定) B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援寄附金の獲得のため、返還者等への周知を図ったことは評価できる。また、企業や金融機関との連携や、一定額以上の寄附者をホームページで公表し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。 ・「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に実施し、次期トビタテの原資を確保すべく、民間企業・団体及び個人から寄附金収入を上げ、個人寄附拡大の取組及びきめ細かなフォローに留意し、大口個人寄附獲得に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援やグローバル人材育成に向けて、多額の寄付金を獲得したことは評価できる。 ・寄付金の大幅な増加については評価できるが、これまでも増減が比較的激しいものなので、金額だけでなく、寄付金獲得に向けた仕組みについて見ていくことも重要。
区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	(参考) 令和 3 年度												
件数	2,799件	2,964件	2,737件												
金額	3,530,949,736円	176,582,055円	868,411,750円												

た。その結果、合計 1,661 件の民間企業・団体及び個人からの支援の決定を受け、合わせて計 1,219,199,281 円の寄附金収入があった。

個人寄附拡大のために令和 4 年度に制作したトビタテのロゴ入り T シャツを返礼品とした寄附訴求のメッセージや、他団体・企業の主催イベントにて留学や海外への感度が高い社会人への直接的な寄附の訴求を行い、数万円～100 万円マンスリー寄附者を獲得することができ、毎月の定常的な入金額が令和 4 年度と比較して大幅に向上した。

その他、地方行脚やオーナー企業、財団訪問を定期的に続け、令和 6 年度の活動の幅を広げる足掛かりを形成することができた。

また、年次報告書のデザイン等を見直し、より寄附訴求の効果が高まるものへと作りかえた。【再掲】

<「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況>

区分	令和 5 年度	(参考)令和 4 年度
件数	1,661 件	1,397 件
金額	1,219,199,281 円	651,011,422 円

○自己収入の確保

(1) 日本留学試験

日本留学試験については、受験希望者への広報や大学等への利用促進を図るとともに、受験料の改定によって収入確保に努めた。

(2) 日本語教育センター

令和 5 年度における学生受入数は令和 4 年度に比べ東京日本語教育センターで 13 人 (6.0%) の減、大阪日本語教育センターで 23 人 (21.7%) の増となった。

(3) 留学生宿舍

留学生宿舍については、大学による配分方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確

保に努めた。

<自己収入>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
日本留学試験	738,926千円	547,748千円
日本語教育センター	350,759千円	317,629千円
留学生宿舍	584,847千円	563,588千円

○適正な財務管理

(1) 財投機関債の発行

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

<財投機関債発行額>

発行年月日	発行額
令和5年6月7日	300億円
令和5年9月7日	300億円
令和5年11月8日	300億円
令和6年2月7日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

<発行体格付の状況>

区分	令和4年度	(参考) 令和3年度
日本格付研究所 (JCR)	AAA	AAA
格付投資情報センター (R&I)	AA+	AA+

(2)民間資金借入額実績（年度末残高）

1,150 億円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

この結果、年間入居率は東京国際交流館では 0.8 ポイント、兵庫国際交流会館では 2.2 ポイント、令和 4 年度より増加した。会館全体の入居率は、令和 4 年度より 1.1 ポイント増加した。

<国際交流会館等入居率>

会館名	令和 5 年度	令和 4 年度
東京国際交流館	93.2%	92.4%
兵庫国際交流会館	84.0%	81.8%
会館全体の入居率	91.4%	90.3%

4. その他参考情報

特になし

Ⅲ－２	寄付金事業の実施		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価											
	業務実績	自己評価	評価	A											
<p><36> 寄附金事業の実施状況</p>	<p>○学生支援寄附金の受入れ【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 ・社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部を SDGs 関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。 ・寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 <p>上記の取組により、令和 5 年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p style="text-align: center;"><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年度</th> <th>(参考) 令和 4 年度</th> <th>(参考) 令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td style="text-align: center;">2,799件</td> <td style="text-align: center;">2,964件</td> <td style="text-align: center;">2,737件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: center;">3,530,949,736円</td> <td style="text-align: center;">176,582,055円</td> <td style="text-align: center;">868,411,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○JASSO 災害支援金</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅が半壊以上等の被害 	区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	(参考) 令和 3 年度	件数	2,799件	2,964件	2,737件	金額	3,530,949,736円	176,582,055円	868,411,750円	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金事業について返還者等への周知を図るなど寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。 ・災害救助法適用時に、速やかに JASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。 ・児童養護施設等の生徒に対し、受験料等の支援を行ったことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務が実施されたと認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な取組により寄附金の獲得拡大に努めるとともに、災害支援金の速やかな周知や支給に取り組み、さらに、児童養護施設等の生徒に対する受験料等の支援を実施するなど、寄附金を活用した学生支援を充実したことは評価できる。 <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に在籍する生徒への受験料等支援を開始したことは評価できる。大学進学率が 18 歳人口の多数派になっている現代において、入学検定料にとどまらず、受験準備に関する諸費用を視野に入れた支援の拡充を期待したい。
区分	令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	(参考) 令和 3 年度												
件数	2,799件	2,964件	2,737件												
金額	3,530,949,736円	176,582,055円	868,411,750円												

を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金（1人10万円）を支給した。

・令和6年1月1日発生の能登半島地震により被害を受けた学生等130人に対し、13,000千円を支給した。

(2) 情報提供の取組

災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予制度等を案内するプレスリリースや X（旧 Twitter）等に、併せて JASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。

<JASSO災害支援金支給状況>

区分	令和5年度	(参考) 令和4年度
支給人数	397人 (うち、留学生4人)	245人 (うち、留学生0人)
支給総額	39,700千円 (うち留学生400千円)	24,500千円 (うち留学生0千円)

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援

社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学を諦めることのないようにするため、児童養護施設等に在籍する生徒で、大学等への進学を希望し、大学等を受験する者に対する受験に要する諸費用の支援事業を令和5年度に創設し、734人に合計146,800千円の支援を行った。

○物価高に対する経済対策支援事業

物価高の影響から厳しい生活を余儀なくされている学生等を支援するため、学生生活を送るための食費や修学に必要な消耗品（文房具・教材等）の費用を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部（10分の9）を助成する事業について、令和4年度に受け付けた申請結果を令和5年度に公表した。

・能登半島地震等において寄付金事業を積極的に展開したことは評価できる。
また、物価上昇についても支援を行っているところは評価できるが、各大学がどのような形で支援しているのかについて情報収集、分析を行い好事例を広げていくことも考えられるのではないかと。

--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

Ⅲ－3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<p><37> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況</p>	<p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p><令和5年度決算額> ・第一種 409億円 ・第二種 1,065億円</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題> —</p> <p><その他事項> —</p>	B

4. その他参考情報

特になし

Ⅲ－４	予算の管理及び計画的な執行		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
	業務実績			自己評価	評価	B		
<38>予算、収支計画及び資金 計画の実施状況	○令和5年度予算				(単位百 万円) (評価) B (評価根拠) 適切に予算と実績を管理し、予算を計画的に執行したことは評価できる。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> — <その他事項> —		
	(単位百 万円)							
	区分	予算	決算	差引増減額				
	収入							
	借入金等	959,451	922,504	△36,947				
	運営費交付金	15,885	15,885	—				
	育英資金返還免除等補助金	4,022	4,022	—				
	学資支給金補助金	260,104	155,818	△104,286				
	学生支援緊急給付金給付事業費補助金	—	—	—				
	学生支援緊急給付金給付事業自己収入	—	—	—				
	留学生交流支援事業費補助金	7,761	8,136	375				
	奨学金業務システム開発費補助金	—	4,937	4,937				
	施設整備費補助金	102	2,717	2,615				
	受託収入等	—	131	131				
	寄附金収入	1,611	974	△637				
貸付回収金	891,260	903,747	12,487					
貸付金利息等	21,693	20,963	△730					
政府補給金	126	93	△33					
事業収入	923	921	△2					
雑収入	3,186	3,796	610					

	計	2,166,124	2,044,641	△121,483		
支出						
奨学金貸与事業費		890,697	832,892	57,805		
一般管理費		2,237	2,411	△174		
うち、人件費（管理系）		1,035	1,205	△170		
物件費		1,202	1,206	△4		
業務経費		17,057	17,864	△807		
うち、人件費（事業系）		3,722	3,579	143		
物件費		13,334	14,285	△951		
特殊経費		700	1,465	△765		
借入金等償還		955,341	1,016,116	△60,775		
借入金等利息償還		26,881	22,704	4,177		
学資支給基金補助金経費		39	27	12		
学資支給金補助金経費		260,104	152,767	107,337		
学生支援緊急給付金給付事業費補助金 経費		-	-	-		
奨学金業務システム開発費補助金経費		-	4,614	△4,614		
施設整備費		102	2,717	△2,615		
留学生交流支援事業費補助金経費		7,761	6,952	809		
受託経費等		-	131	△131		
寄附金事業費		1,611	974	637		
計		2,162,530	2,061,635	100,895		
(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。						
○令和5年度収支計画						

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	344,304	236,423	107,881
業務経費	335,489	229,022	106,467
寄附金事業費	1,611	928	683
一般管理費	2,753	3,276	△523
減価償却費	4,451	3,196	1,255
臨時損失	1	184	△183
収益の部			
経常収益	344,007	236,594	△107,413
運営費交付金収益	14,647	16,124	1,477
施設費収益	0	173	173
自己収入	25,802	25,751	△51
受託収入	-	22	22
寄附金収益	1,610	985	△625
補助金等収益	297,806	190,829	△106,977
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	375	383	8
退職給付引当金見返に係る収益	172	135	△37
資産見返負債戻入	3,594	2,168	△1,426
財務収益	1	25	24
臨時利益	150	1,863	1,713
純利益	△147	1,850	1,997
目的積立金取崩額	83	83	-
総利益	△64	1,933	1,997

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,419,100	△3,444,596	△25,496
奨学金貸与	△890,697	△832,892	57,805
奨学金給付	△260,143	△152,794	107,349
人件費支出	△4,957	△4,793	164
短期借入金の返済による支出	△1,258,000	△1,387,795	△129,795
長期借入金の返済による支出	△955,341	△1,016,116	△60,775
支払利息	△26,881	△22,704	4,177
寄附金事業による支出	△1,481	△963	518
その他の業務支出	△21,600	△23,063	△1,463
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△3,476	△3,476
投資活動による支出	△836	△33,989	△33,153
財務活動による支出	△645	△731	△86
次年度への繰越金	316,712	275,898	△40,814
資金収入			
業務活動による収入	3,423,868	3,435,861	11,993
運営費交付金による収入	15,885	15,885	-
政府補給金による収入	126	93	△33
国庫補助金による収入	271,888	175,362	△96,526

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>貸付回収金による収入</td> <td>891,260</td> <td>903,822</td> <td>12,562</td> </tr> <tr> <td>学資金支給金の回収による収入</td> <td>84</td> <td>70</td> <td>△14</td> </tr> <tr> <td>短期借入による収入</td> <td>1,258,000</td> <td>1,387,795</td> <td>129,795</td> </tr> <tr> <td>長期借入による収入</td> <td>959,280</td> <td>922,335</td> <td>△36,945</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息</td> <td>21,692</td> <td>20,959</td> <td>△733</td> </tr> <tr> <td>その他の業務収入</td> <td>4,288</td> <td>4,885</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>受託収入等</td> <td>-</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>寄附金による収入</td> <td>1,365</td> <td>4,627</td> <td>3,262</td> </tr> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>4,102</td> <td>6,864</td> <td>2,762</td> </tr> <tr> <td>施設整備費による収入</td> <td>102</td> <td>2,795</td> <td>2,693</td> </tr> <tr> <td>その他の投資収入</td> <td>4,000</td> <td>4,070</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>前年度からの繰越金</td> <td>309,324</td> <td>312,489</td> <td>3,165</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>	貸付回収金による収入	891,260	903,822	12,562	学資金支給金の回収による収入	84	70	△14	短期借入による収入	1,258,000	1,387,795	129,795	長期借入による収入	959,280	922,335	△36,945	貸付金利息	21,692	20,959	△733	その他の業務収入	4,288	4,885	597	受託収入等	-	28	28	寄附金による収入	1,365	4,627	3,262	投資活動による収入	4,102	6,864	2,762	施設整備費による収入	102	2,795	2,693	その他の投資収入	4,000	4,070	70	財務活動による収入	-	-	-	前年度からの繰越金	309,324	312,489	3,165		
貸付回収金による収入	891,260	903,822	12,562																																																				
学資金支給金の回収による収入	84	70	△14																																																				
短期借入による収入	1,258,000	1,387,795	129,795																																																				
長期借入による収入	959,280	922,335	△36,945																																																				
貸付金利息	21,692	20,959	△733																																																				
その他の業務収入	4,288	4,885	597																																																				
受託収入等	-	28	28																																																				
寄附金による収入	1,365	4,627	3,262																																																				
投資活動による収入	4,102	6,864	2,762																																																				
施設整備費による収入	102	2,795	2,693																																																				
その他の投資収入	4,000	4,070	70																																																				
財務活動による収入	-	-	-																																																				
前年度からの繰越金	309,324	312,489	3,165																																																				
<39> 短期借入金の調達状況	<p>学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は5,087億円であった。</p> <p>運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>	<p><評定> B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>学資貸与金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>																																																				

<p><40> 剰余金の活用状況</p>	<p>令和5年度に剰余金の使用実績はなかった。</p>	<p><評定> —</p> <p><評定根拠></p> <p>—</p>	<p>—</p>
----------------------------	-----------------------------	--	----------

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

IV-1	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
—	(1) 事業運営への外部有識者の参画【B】 (2) 外部評価の実施【B】 (3) 理事会等によるガバナンスの確保【B】 (4) リスクの管理の推進【B】 (5) コンプライアンスの推進【B】 (6) 内部監査の実施【B】	<評価> B <評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> 各項目を参照 <その他事項> 各項目を参照		
<41> 事業運営への外部有識者の参画状況	○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会をオンラインで開催し、業務の実施状況や機構の実施事業に関する政府の検討状況等を踏まえた今後の機構の在り方等について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (1) 日程 令和5年11月20日 (2) 議題 第4期中期目標期間実施事業の総括及び次期（第5期）中期目標期間の事業について (3) 主な審議内容	<評価> B <評価根拠> ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定・周知し、研修資	<今後の課題> — <その他事項> —		

	<p>奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の充実に向けた助言</p> <p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進</p> <p>コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議した上コンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む22人の委員で構成）において委員の了承を得て「令和5年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p>	<p>料を機構内に共有するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</p>	
<p><42> 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施</p> <p>(1) 第4期中期目標期間見込業務実績及び令和4年度業務実績に関する評価の実施</p> <p>第4期中期目標期間見込業務実績及び令和4年度業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案を取りまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和5年6月15日）をオンラインにて開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、第4期中期目標期間見込業務実績等報告書及び令和4年度業務実績等報告書を取りまとめ、令和5年6月28日付けで文部科学大臣に提出するとともに、令和5年6月29日に評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2) 令和5年度業務実績に係る評価指標の決定</p> <p>令和5年度業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、Dの基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和5年6月15日）において意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用</p> <p>第4期中期目標期間見込業務実績及び令和4年度業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、令和5年10月に、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、新</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・第4期中期目標期間見込業務実績及び令和4年度業務実績に対する評価及び指摘事項等への対応状況等に留意して令和5年度の業務の進捗状況を確認したことは、評価を活用した事業の改善等という点において評価できる。 	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

	<p>型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況を確認し、計画の達成状況について取りまとめを行った。</p> <p>なお、進捗状況については、経営管理会議にて報告した。</p>		
<p><43> ガバナンス確保の状況</p>	<p>業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行するため、以下の取組を行った。</p> <p>○理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>(1) 理事会等の運営</p> <p>以下のとおり、重要事項について審議、報告及び決定等を行う会議を運営した。</p> <p>① 理事会</p> <p>機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。</p> <p>② 経営管理会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理会議を原則として毎月2回開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び各部等の長が出席）。 ・ 経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 <p>なお、経営管理会議等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長等会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善</p>	<p>< 評定 > B</p> <p>< 評定根拠 ></p> <p>重要な施策等について、理事会等において審議の上、決定している。</p> <p>また、理事長は、理事会及び経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</p>	<p>< 今後の課題 ></p> <p>—</p> <p>< その他事項 ></p> <p>—</p>

	<p>に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2)重要事項の審議・決定</p> <p>①予算配分・決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。 <p>また、第3四半期において、それまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえ、予算の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和5年8月18日付けで承認を受けた。 <p>②組織改編</p> <p>業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署からの要望を踏まえ、役員による書面審査、審査会での審議及び経営管理会議における報告を経て、理事長が令和6年度における組織改編事項を決定した。</p> <p>③中期計画・年度計画</p> <p>第4期中期目標期間が令和5年度で終了することに伴い、文部科学省より第5期中期目標の指示を受け、第5期中期計画及び令和6年度計画の策定に向けた審議・決定を行った。</p> <p>中期計画策定にあたっては、中期計画案及びこれに伴う具体的実施事項について、検討・調整の上取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に認可の申請を行い、認可された。</p> <p>また、年度計画については、令和6年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に届出を行った。</p> <p>④業務実績評価</p> <p>第4期中期目標期間見込業務実績及び令和4年度業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。</p>		
--	--	--	--

	<p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備</p> <p>内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（令和6年1月30日、2月2日）。</p> <p>○事業執行管理</p> <p>令和5年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、各部等からの報告に基づき新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等の確認をし、計画の達成状況について取りまとめを行った。</p> <p>なお、進捗状況については、経営管理会議にて報告した。</p>		
<p><44> リスク管理の推進状況</p>	<p>○リスクの把握・管理</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催</p> <p>各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を開催し（令和6年3月）、令和6年度リスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の報告を行った。</p> <p>(2) 機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築</p> <p>各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の実施状況報告</p> <p>令和4年度に選定した優先対応リスクである「人員に関するリスク」について、昨年度のリスク管理委員会で策定した対応計画を実施し、対応状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し</p> <p>リスクの洗い出し及び評価結果について、令和6年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行いリスク管理委員会に報告した。</p>	<p>< 評価 > B</p> <p>< 評価根拠 ></p> <p>リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応に係る計画の策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</p>	<p>< 今後の課題 ></p> <p>—</p> <p>< その他事項 ></p> <p>—</p>

	<p>(3)金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>①モニタリング実施状況報告</p> <p>令和 4 年度までのリスク対応の状況を踏まえ、必要なモニタリングを実施し、実施状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>②リスクの洗い出し・評価結果の見直しの報告</p> <p>平成 27 年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、令和 5 年度においても令和 6 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直し・更新を行い、リスク管理委員会に報告した。</p> <p>(4)危機管理の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に係る防災対策としては、防災訓練の実施及び安否確認サービスの登録及び運用の徹底の取組を引き続き実施した。 ・市谷事務所再整備計画に伴い、東銀座事務所（仮事務所）へ移転したので、東銀座事務所の全職員を対象とした避難訓練を実施した。京橋消防署に消防計画を提出し、ビル管理事務所の主催する合同防災訓練にも参加した。 		
--	---	--	--

<p><45> コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進【再掲】</p> <p>コンプライアンスの推進を図るため、経営管理会議にて審議した上コンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む22人の委員で構成）において委員の了承を得て「令和5年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修</p> <p>コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和元年5月15日策定）に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修</p> <p>コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和5年度は「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、令和5年10月～令和6年3月の間に主に奨学金事業関係以外の各部等の係長級職員（47人）を対象に、「コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修」として、新型コロナウイルス感染症対策も考慮して対面での実施を避け、研修用DVDの視聴及び人事課・情報管理課からの関係資料の配付により研修を実施した。</p> <p><実施状況></p> <table border="1" data-bbox="504 1257 1400 1404"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金事業関係以外の各部等の係長級職員 (47人)</td> <td>令和5年10月4日～ 令和6年3月5日</td> <td>47人</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	日程	参加者数	奨学金事業関係以外の各部等の係長級職員 (47人)	令和5年10月4日～ 令和6年3月5日	47人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・「第4期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、奨学金事業関係以外の各部等の係長級職員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
対象者	日程	参加者数							
奨学金事業関係以外の各部等の係長級職員 (47人)	令和5年10月4日～ 令和6年3月5日	47人							

	<p>(2) 新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修</p> <p>新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>		
<p><46> 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○研修等の実施</p> <p>役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、以下の個人情報保護研修を実施した。</p> <p>(1) 令和5年度個人情報保護研修（全役職員、派遣職員・委託業者（※）対象）（令和5年7月26日～9月1日）</p> <p>※個人情報を取り扱う派遣職員・委託業者については、契約上、研修の義務付けが可能な場合は必ず参加させ、そうでない場合は教材等を提供し参加を奨励。</p> <p>個人情報保護対策として、個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を役職員に再認識させるため、対策事項の再確認と個人情報保護に必要な知識の習得を目的として、全役職員を対象として個人情報保護研修を実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた。成績の思わしくない者に対しては、個人情報保護管理者等により追加の指導を行った（受講者914人、うち追加指導者42人）。</p> <p>(2) 令和5年度個人情報保護研修（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象）（研修日：令和5年11月27日、録画データによる受講期間：令和5年12月6日～令和6年1月10日）</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、研修の多様化を図り、全役職員研修、実務担当者研修、個人情報保護管理者及び担当者向け研修、新規採用職員等研修を実施したことは評価できる。また、機構における個人情報漏えい等事案の発生原因を踏まえ、個人情報を含む文書等発送時に係る取扱いについて再周知し、改めて守るべきルールの意識統一を図ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

外部講師を招き、心理的安全性が担保された職場環境の構築、メール送信時の留意点や標的型メールへの対策などの情報漏えい等事案を防ぐためのポイント、生成AI 利用時のデータ入力や生成物利用の際の留意点について学習した。研修未受講の職員に、後日、講義を録画したデータにより受講した（当日受講者 45 人、録画データによる受講者 7 人）。

(3) 令和 5 年度個人情報保護研修（実務担当者：貸与・給付部、返還部及び支部職員対象）（令和 6 年 1 月 9 日～令和 6 年 1 月 30 日）

更なる個人情報保護徹底を目的とし、個別部署を対象とした実務担当者に対する研修をテキストによる自習形式で実施した。研修では、機構における個人情報漏えい等事案発生状況やヒューマンエラーの防止、漏えい等事案発生時の連絡体制について学習し、ケーススタディへの回答や職場の心理的安全性の指標を測るアンケートを実施した。アンケート等の結果については、回答を取りまとめの上、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を通じ各研修受講者に周知した（受講者 408 人）。

(4) 新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）研修

新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対して、採用の都度、個人情報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導した。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。

○個人情報保護規程施行状況調査（令和 4 年度分）の実施

「個人情報保護規程」第 38 条及び第 45 条第 1 項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた（令和 5 年 8 月）。

○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組

組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。

(1) 職場ミーティングの実施

個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因

や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。

(2) 個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定

機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討し、後日報告書にて必ず報告するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行の見直し等依頼を行った。

(3) 経営管理会議での報告

全役員及び部長等で構成する経営管理会議にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。

(4) 個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルールの周知

近年の機構における個人情報漏えい等事案の発生原因を踏まえ、個人情報を含む文書等発送時に係る取扱いについて再周知し、改めて守るべきルールの意識統一を図った。

(5) 研修テキスト等の共有

全役職員等研修及び個人情報保護管理者等研修において使用した研修テキスト並びに個人情報漏えい等事案の発生状況等について、個人情報保護管理者等向けのスペースに共有し、各部等での研修の充実化や再発防止策の徹底を図った。

<個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況>

種別	令和5年度	令和4年度
機構職員によるもの	10件	9件
委託業者によるもの	2件	2件
当該者の住所変更未届等に起因するもの	2件	0件
郵便事故等によるもの	1件	3件
計	15件	14件

<p><47> 情報公開の実施状況</p>	<p>○情報開示請求への対応 令和5年度の情報開示請求は、法人文書開示請求が23件（うち、全部開示3件、部分開示14件、不開示6件）、保有個人情報開示請求が6件（うち、全部開示1件、部分開示3件、不開示2件）であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。</p>	<p><評定> B <評定根拠> 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題> — <その他事項> —</p>

<p><48> 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した検査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○令和5年度内部監査実施計画の策定</p> <p>「第4期中期計画期間（令和元年度～令和5年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成31年4月19日理事長決定）を踏まえ、令和5年度内部監査実施計画を策定した。</p> <p>○内部監査の実施</p> <p>機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p><内部監査実施概要></p> <table border="1" data-bbox="497 676 1352 1412"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和5年9月～ 令和6年1月</td> <td>業務監査</td> <td>広報課 寄附金室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務監査・法人 文書監査・情報 セキュリティ監 査・個人情報保 護監査</td> <td>東海北陸支部</td> </tr> <tr> <td>九州支部</td> </tr> <tr> <td>令和5年10月～ 令和5年11月</td> <td>会計監査</td> <td>東海北陸支部 九州支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和5年5月～9月</td> <td rowspan="2">自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課</td> </tr> <tr> <td>法務課</td> </tr> <tr> <td>令和5年5月～10月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>令和5年10月～ 令和6年3月</td> <td>情報セキュリテ ィ監査</td> <td>情報部、政策企画部、総務部、財務部、奨 学事業戦略部、奨学事業支援部、貸与・給 付部、返還部</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	監査内容	対象	令和5年9月～ 令和6年1月	業務監査	広報課 寄附金室	業務監査・法人 文書監査・情報 セキュリティ監 査・個人情報保 護監査	東海北陸支部	九州支部	令和5年10月～ 令和5年11月	会計監査	東海北陸支部 九州支部	令和5年5月～9月	自己査定監査	奨学事業戦略課	法務課	令和5年5月～10月	法人文書監査	総務課	令和5年10月～ 令和6年3月	情報セキュリテ ィ監査	情報部、政策企画部、総務部、財務部、奨 学事業戦略部、奨学事業支援部、貸与・給 付部、返還部	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。 	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
実施時期	監査内容	対象																							
令和5年9月～ 令和6年1月	業務監査	広報課 寄附金室																							
	業務監査・法人 文書監査・情報 セキュリティ監 査・個人情報保 護監査	東海北陸支部																							
		九州支部																							
令和5年10月～ 令和5年11月	会計監査	東海北陸支部 九州支部																							
令和5年5月～9月	自己査定監査	奨学事業戦略課																							
		法務課																							
令和5年5月～10月	法人文書監査	総務課																							
令和5年10月～ 令和6年3月	情報セキュリテ ィ監査	情報部、政策企画部、総務部、財務部、奨 学事業戦略部、奨学事業支援部、貸与・給 付部、返還部																							

令和5年10月～ 令和6年3月	個人情報保護監 査	政策企画部、総務部、情報部、奨学事業戦 略部、奨学事業支援部、貸与・給付部、返 還部
--------------------	--------------	--

(1) 業務監査

以下2件の業務監査を実施した。

① 寄附金の取扱いについて

寄附金室が実施した寄附金を原資として実施した事業は、コロナ禍の影響で従来の事業の廃止等を行う一方、新規事業の立ち上げを行うなど、学生支援への社会的な要請に応じた対応を行っており、機構の重要な事業の一つとなっていることから、事業が適切に実施されているか広報課寄附金室に対して監査を実施した。

② 支部の法的処理、法人文書の管理状況、情報セキュリティ管理及び個人情報保護

東海北陸支部及び九州支部に対して、法的処理業務等の管理状況における業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について監査を実施した。

(2) 会計監査

支部の会計処理について、令和5年10月に東海北陸支部、令和5年11月に九州支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。

(3) 自己査定監査

令和5年5月～9月に、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金定の算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務

者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して、監査を実施した。

(4) 法人文書監査

令和5年5月～10月に、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえて照会を行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。

(5) 個人情報保護監査

個人情報の管理状況について、中期目標期間における個人情報漏えい事案の発生状況と対策の状況及び個人情報ファイル簿の公表・更新状況について確認するとともに、主に奨学金事業部門で取り扱われている特定個人情報について、東銀座事務所へ移転後の管理等の状況を重点的に確認するため、令和5年10月～令和6年3月に監査を実施した。

監査結果については、監査対象部署へ通知するとともに、個人情報総括保護管理者への報告を行った。

(6) 情報セキュリティ監査

情報セキュリティ対策に係る関係規定の妥当性及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、令和5年10月～令和6年3月に、情報部に対しては情報セキュリティ対策基準やシステム台帳の整備状況やリスクアセスメントの進捗状況について、東銀座事務所に所在する情報部以外の部署に対しては、情報取扱区域のクラス設定状況や各部署で所管するシステムに係るID管理等について監査を実施した。

監査結果については、監査対象部署へ通知するとともに、最高情報セキュリティ責任者への報告を行った。

なお、上記(1)～(6)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議において適時報告を行った。

	<p>(7) 監査結果のフォローアップ</p> <p>令和4年度の内部監査において、監査結果報告書で改善の検討を求めた指摘事項については、対象部署に取組状況に関する書面の提出を求めた。その結果、対象部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が実施されていることを確認することでフォローアップを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査「支部の法的処理等」（令和5年4月） ・会計監査「支部の会計処理」（令和5年4月） ・業務監査「減額返還・返還猶予期限の適切な運用」（令和5年8月） ・法人文書監査「法人文書の管理状況」（令和5年8月） 		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

IV-2	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評価	B
<p><49> 情報セキュリティ対策の実施状況</p>	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するため、情報セキュリティ対策基準等に基づくセキュリティ対策の更なる向上を図るべく以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準等の改定 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年7月4日改定）に伴い、機構の情報セキュリティポリシー（「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」）を改定した（令和6年3月）。</p> <p>また、情報セキュリティ対策に係る運用規程及び実施手順についても、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年7月4日改定）に合わせて整備するため、改定作業を進めた（令和5年7月～令和6年3月）。</p> <p>○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 業務継続性・保守等の観点において重要度が高い情報システムの中から留学情報サイト及び高機能アンケートシステムについてリスクアセスメントを実施し、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクはないとの結果報告を受けた（令和6年1月）。</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化 (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年7月4日改定）を踏まえ、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策に係る運用規程及び実施手順を整備したことは評価できる。 ・専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。 ・役職員全員を対象として標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。 	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>		

	<p>統一基準群（令和3年7月7日改定）を踏まえ、標的型攻撃から防御するためのセキュリティ対策を引き続き実施した。</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともに JASSO-CSIRT 緊急対応訓練を実施した（令和5年12月）。</p> <p>(3)内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）監査の実施 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）によるマネジメント監査及びペネトレーションテストに対して、適切に対応を行った。</p> <p>(4)その他のセキュリティ対策</p> <p>①脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断（ペネトレーション診断）及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断（ツール診断）を行い、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。</p> <p>②ウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週1回全ファイルのウイルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1)標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和5年度は、引き続き、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員とし、配付資料による自己学習形式（理解度テ</p>		
--	--	--	--

	<p>トの受験必須) で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型攻撃メール訓練 (役職員全員を対象) : 令和5年9月、12月 ・ 情報セキュリティ研修 (役職員全員を対象) : 令和5年8月～9月 <p>(2)職員研修等の実施</p> <p>情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修</p> <p>参加者 47人 (対象: 奨学金関連部署以外の係長級職員) (令和5年10月～令和6年3月)</p> <p>②新入職員等 (非常勤職員・派遣職員を含む) 研修 (採用の都度実施)</p> <p>(3)情報セキュリティポリシー自己点検</p> <p>情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した (令和5年11月～12月)。</p> <p>○インシデントへの対応</p> <p>奨学金相談センターの設置及び運営業務を委託している株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX において、コールセンターシステムの保守事業者 (NTT ビジネスソリューションズ株式会社) の運用保守業務従事者 (当時) 1名が、同システム内の個人情報を不正に取得して持ち出す事案が発生した。</p> <p>本件について、令和5年10月20日に機構ホームページに掲載し、同年12月20日に持ち出された対象者 (44,576件) に対し、機構及び委託事業者より委託事業者における個人情報の不正流出に関する通知文書を発送した。</p> <p>また、併せて当該者からの照会等に対応するための個別の相談窓口を設置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漏洩等が発生した保有個人情報の項目 氏名、電話番号、郵便番号、住所、生年月日 2. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 		
--	--	--	--

	<p>持ち出された個人情報が第三者に流出した事実は確認されていない。</p> <p>3. 不正に持ち出された件数</p> <p>44,576 件</p> <p>4. 再発防止策</p> <p>株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX において、以下の再発防止策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ・ルールに基づく再点検を実施し、外部への持ち出しを禁止する対処を実施。 ・今後、個人情報を取り扱う全業務について再点検を実施することで、個人情報管理体制の一層の強化を図ること、従業員に対して、これまで以上に情報の取扱い、保護に関する教育の充実を図り、個人情報保護の重要性に関わる当事者意識の醸成を図る。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

IV-3	広報・広聴の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
—	<50>広報活動の実施状況【B】 <51>広聴活動の実施状況【B】	<評定> B <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> — <その他事項> —	
<50> 広報活動の実施状況	○組織全体に関する広報 (1) 報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを23件行い、迅速に情報を提供することに努めた。 [主な内容] ・ 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）、減額返還・返還期限猶予制度や JASSO 災害支援金の受付 ・ 各種制度の選考結果 ・ 各種調査の結果報告 ・ イベント等の開催情報	<評定> B <評定根拠> ・ 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・ ホームページの更新を迅速に行うとともに、よくあるご質問及び AI チャットボットを活用し、利便性の向上に努めたことは評価でき	<今後の課題> — <その他事項> —	

(2) ホームページの運営

- ・JASSO サイトの WeB アクセシビリティ 試験を実施し、結果を公表するとともに（令和 5 年 5 月）、結果に基づきサイトの改善を行った。
- ・ホームページ更新担当者を対象にホームページ作成・更新研修を実施し、ホームページの更新作業を迅速に行うとともに、よくあるご質問及び AI チャットボットを活用し、利用者の利便性の向上に努めた。

<ホームページ年間アクセス件数>

令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	前年度比
122, 893, 842件	123, 508, 169件	99. 5%

(3) SNS の活用

- ・奨学金制度の周知と正しい理解を促進することを目的として、ソーシャル・メディア・ネットワーク上での拡散を狙い、有名タレントをキャスティングした動画を平成 29 年 4 月から YouTube で公開している。令和 5 年度は、令和 4 年度に新たに作成した動画「進学応援委員会ゴリエダさんの奨学金のススメ」に修正を加え引き続き配信した。
- ・学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、JASSO 公式 X (旧 Twitter) でホームページの更新に合わせた投稿を行った。

<JASSO公式X (旧Twitter) 投稿件数>

令和 5 年度	(参考) 令和 4 年度	前年度比
209件	94件	222. 3%

(4) 論説委員との懇談会

学生等に対して必要な情報を届けていくためには、その懸け橋となる報道機関の理解と協力を得ることが重要であるため、論説委員との懇談会を開催。JASSO 事業の現状について説明の上、意見交換を行い、理解促進に努めた。

る。

- ・SNS を活用し、情報の周知に努めたことは評価できる。

<p><51> 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査の活用</p> <p>令和4年度に実施した広聴モニター調査の結果について、令和5年5月にホームページで公表した。</p> <p>高等教育への進学を希望する高校生及び高校生の子供を持つ保護者等への広報活動の充実を図るため、調査結果を参考に、各種団体等からの奨学金にかかる印刷物の校正に際し、高等教育の修学支援新制度についての記載内容を充実させるよう取り組んだ。</p> <p>○意見専用フォームの運用</p> <p>ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、ご意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続に関する疑問点の解消などを行った。</p> <p>[奨学金制度の各種手続に関する疑問例]</p> <p>インターネット専業銀行からの口座振替、スカラネット・パーソナルでの減額返還・返還猶予申請、証明書の発行など</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に実施した広聴調査の結果をホームページで公表するとともに、調査結果をもとに広報活動の充実を図っていることは評価できる。 ・意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続に関する疑問解消などを行ったことは評価できる。 	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
-----------------------------	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

IV-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評価	B
<52> 施設及び設備の整備状況	<p>○施設・設備の整備等の実施</p> <p>国際交流会館等改修等の工事監理を適切に行うと共に、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p> <p>○市谷事務所等再整備</p> <p>市谷事務所の整備については、令和4年度第二次補正予算において整備予算が措置され設計業務や各種調査等に着手しているが、令和5年度において市谷事務所本館改修及び増築棟の新営工事に係る設計業務（実施設計）を完了した。また、新営工事に係る業者に関して調達を実施し、業者を選定して契約を行った（令和5年10月）。新館の解体を終え、本館の改修及び増築棟の建設に着手した。埋蔵文化財調査については令和4年度から引き続き調査を行った。</p> <p>なお、本館の改修を着実に実施するべく令和5年度補正予算において追加の整備予算が措置された。</p> <p>東銀座事務所への入居に係る必要な工事について、機構及びビル工事会社等の関係者が毎週定例会を行い、必要な情報を共有した上で適切に入居に必要な工事を行った。また移転に伴い新たに必要となる什器・備品等について調達を行い、ビル側と調整の上で搬入を行った。</p> <p>東銀座事務所への移転については業務への影響を最小限に抑えることを最優先に考え、各部署とスケジュール調整を行った。その結果、5月から7月の隔週の週末にて全6回に分けて移転作業を行い、業務に支障をきたすことなく完了させた。</p> <p>東銀座事務所への移転完了後には、市谷事務所へ戻る準備に着手した。市谷事務</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。 ・市谷事務所新営その他工事について業者と契約を行い、工事を進めたことは評価できる。 ・東銀座事務所への移転準備について適切に工事等を行ったことは評価できる。また、業務に支障をきたすことなく移転作業を完了したことは評価できる。 ・市谷事務所への移転に関して準備を進めたことは評価できる。 	<p><評価> B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>所へ戻る際には職員の働きやすさを重視したレイアウト設計を行うことや、移転・工程監理等を確実かつ効率的に実施するため、プロジェクトマネジメント業務を委託（令和5年12月）し、移転に向けた準備を進めた。</p> <p>また今後の方向性をより明確にするため、「市谷事務所新営その他工事の基本コンセプト」を理事長決定により策定（令和6年3月）した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

IV-5	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	評定	B	
	<p>(1) 方針【B】</p> <p>(2) 人事に係る指標【B】</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>		
<p><53> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況</p>	<p>○独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に基づいた実施事項</p> <p>(1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員21人を含む45人を戦略的に採用した。</p> <p>(2)管理職に求められる役割等について理解を深めるとともに部下との適切なコミュニケーションの取り方や育成方法について議論を行い、管理職としての心構えについて理解を深めるために部長級、次長級、課長級を対象とした管理職研修を実施した（対象者84人）。</p> <p>○職員の計画的な採用及び配置</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施したほか、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。</p> <p>・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>		

(1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員21人を含む45人を戦略的に採用した。【再掲】

また、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る選考対象の設定を行い、常勤職員への登用を行った（内部登用による常勤職員採用10人（令和6年度4月採用））。

(2)職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。

(3)女性職員の管理職等への登用を引き続き行った。全体の割合として前年度比0.7ポイント増の33.8%となった。

を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。

＜女性職員の管理職等への登用状況＞ (各年度末現在)

区分	令和5年度			(参考)令和4年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	31人	7人	22.6%	27人	5人	18.5%
課長級	59人	23人	39.0%	62人	23人	37.1%
課長補佐級	64人	22人	34.4%	65人	23人	35.4%
合計	154人	52人	33.8%	154人	51人	33.1%

	<p>○公正な人事評価の実施</p> <p>勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものと するため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価し た。</p> <p>○人事交流の実施</p> <p>高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専 門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公 益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構から他機関への出向者： 10 人 ・ 他機関から機構への出向者： 21 人 <p>○職員研修の実施状況</p> <p>(1)管理職研修</p> <p>管理職に求められる役割等について理解を深めるとともに部下との適切 なコミュニケーションの取り方や育成方法について議論を行い、管理職 としての心構えについて理解を深めるために部長級、次長級、課長級を対 象とした管理職研修を実施した（対象者 84 人）。【再掲】</p> <p>(2)その他重点的に実施した研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新職員研修（19 人） ②新職員フォローアップ研修（19 人） ③分野別研修（256 人） <p>※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修</p> <p>○インターンシップの実施</p>		
--	--	--	--

大学等の学生に対し、実際の現場で就業体験等を提供することにより、当該学生のキャリア形成支援を図るとともに、機構の事業目的や業務内容等に係る理解を深め、もって機構への就業希望の促進を図ることを目的として、以下の3部署でインターンシップを実施した。

- ・政策企画部広報課（令和6年2月13日～22日 2名）
- ・奨学事業戦略部奨学事業総務課・奨学事業戦略課（令和6年2月13日～19日 2名）
- ・留学生事業部留学生事業計画課（令和6年2月13日～22日 1名）

○人事基本戦略の策定

職員の採用、育成、評価等、人事上の課題が山積している状況に対応するため令和4年度に設置した「人事に係る諸課題検討会」において、人事に係る諸課題に関する全般的な議論を行い、人事基本計画の見直し等を含め諸方策の実施と検証についてまとめた人事基本戦略を策定した。

[人事基本計画の主な見直し内容]

- ・機構が求める人材を「自立型人材」として、その考え方の下に、採用したい人物像を組織として設定した。
- ・本計画の方針について、第5期中期目標・中期計画を踏まえ、人材の戦略的育成、職員のモチベーション、キャリア形成、多様な専門性等を盛り込み更新した。
- ・人事異動の目的・意義や基本的方向を設定した。
- ・組織的・体系的な研修計画を人事基本計画として策定した。
- ・人事評価制度について、人材育成や組織パフォーマンスの向上、管理職に対するマネジメント能力研修などを明記した。
- ・職場環境改善計画を追加し、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント、メンタル不調の問題への総括的方针を提示した。

<p><54> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○業務量に応じた人員配置</p> <p>(1) 令和6年度に向けた組織の見直し【再掲】</p> <p>中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて、継続的な業務の改善等を図るため、「教育未来創造会議第一次提言」を踏まえた「大学院（修士段階）の授業料後払い制度」創設等に伴う実施体制の整備や、「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえた戦略的な外国人留学生の受入れの推進に向けて、令和6年度以降の組織の見直しを実施した。</p> <p>(2) 人員配置の状況</p> <p>令和5年度においても令和4年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保に努めた。</p> <p>【参考】役職員数（令和6年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 : 7人（7人） ・職員 : 545人（531人） <p>※（ ）は令和5年3月末現在</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>着実に業務を実施するために、必要に応じて組織の見直しを実施したことは評価できる。</p> <p>円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

4. その他参考情報

特になし

IV-6	その他		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	B
<55> 中期目標の期間を超える債務負担の状況	—	<評価> — <評価根拠> —		—	
<56> 積立金の利用状況	○積立金の使途 第3期中期目標期間に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した資産の当年度の減価償却費に充当し、83百万円を取り崩した。	<評価> B <評価根拠> 前中期目標期間繰越積立金を承認された使途に充当しており、評価できる。		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題> — <その他事項> —	

4. その他参考情報
特になし

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I-1 奨学金事業	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 奨学金事業 機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) 貸与奨学金 ①奨学金の的確な貸与 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>② 適格認定の実施 貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1. 奨学金事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金 ①奨学金の的確な貸与 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1. 奨学金事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金 ①奨学金の的確な貸与 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。 また、修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行う。 収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者とし</p>

	<p>覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p>	<p>を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p>	<p>での自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 ア. 回収の取組 今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>（ア）初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービサーに委託する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。</p> <p>（イ）延滞1年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。（ウ）延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。</p> <p>（エ）無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>（オ）延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>イ. 返還金回収状況の把握と分析</p>
--	---	--	---

	<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。【再掲】</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p>	<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p>	<p>返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、必要に応じて外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。</p> <p>また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用</p>
--	--	--	---

	<p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。【再掲】</p> <p>(2) 給付奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な支給</p> <p>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p>	<p>奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な支給</p> <p>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p>	<p>学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。</p> <p>また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な支給</p> <p>給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。</p> <p>また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p>
--	---	---	--

	<p>② 適格認定の実施</p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制</p>	<p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還</p>	<p>なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。</p> <p>特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣については、利便性の観点から、オンラインによるガイダンスも実施する。</p> <p>また、引き続きコールセンター機能の充実と、適正な運用に努める。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増</p>
--	---	--	---

	<p>度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う</p>	<p>意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p>	<p>進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会（オンラインによるものを含む）を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりの維持・構築など、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について引き続き検討を行う。</p>
<p>I-2 留学生支援事業</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。</p>	<p>2 留学生支援事業</p> <p>様々な国の戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。</p>

	<p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構（JETRO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。</p> <p>① 日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。</p>	<p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>① 日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。</p> <p>日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p>	<p>(1) 外国人留学生に対する支援</p> <p>① 日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。</p> <p>また、利用者がよりスムーズに必要な情報にアプローチできるように、日本留学情報サイトの見直しに着手する。</p> <p>さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、オンラインによる日本留学フェアと併せて、対面式の日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>また、海外拠点を運営する大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関との連携をもとに、情報収集及び国内高等教育機関への情報提供を引き続き進めることで、ネットワークの拡大を</p>
--	--	--	--

	<p>② 日本留学試験の適切な実施</p> <p>国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用促進に努める。</p> <p>なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学の</p>	<p>② 日本留学試験の適切な実施</p> <p>得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。</p> <p>なお、試験実施にあたっては、令和3年度から国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>また、コンピュータ試験の実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p> <p>今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成30年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国</p>	<p>図る。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施</p> <p>試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。</p> <p>不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。</p> <p>なお、試験実施にあたっては、受験者に過度な負担を強くない範囲で国外会場の受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>また、コンピュータ試験実施に向けた必要な準備を計画的に進めつつ、課題の検証を行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、国の留学生政策及び現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p> <p>また、コンピュータ試験実施に向けた必要な準備を計画的に進めつつ、課題の検証を行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、国の留学生政策及び現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。【再掲】</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。</p>
--	---	--	---

	<p>ための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p>	<p>人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</p> <p>また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえ</p>	<p>ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修、並びに、教材の提供等を推進する。更に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要に応じて遠隔授業を実施する。</p> <p>東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。</p> <p>イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。</p> <p>ウ. 大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に</p>
--	---	--	--

	<p>⑤ 宿舍の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。</p>	<p>た推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舍の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。</p> <p>また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p>	<p>応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。</p> <p>エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。</p> <p>オ. 文部科学省が実施する「留学生就職促進教育プログラム認定制度」により認定を受けたプログラムを履修する留学生に対する新たな奨学金制度として、高度外国人材育成課程履修支援制度を立ち上げ、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舍の支援及び交流促進</p> <p>東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえつつ、入居率の向上に努めるなど引き続き収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎を提供する。また、東京国際交流館においては、ランニングコストの抑制が期待される設備の更新に引き続き取り組む。さらに、兵庫国際交流会館においては、居住者の安全安心の確保のため、老朽化した防災設備の更新を行う。</p> <p>居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施する。</p> <p>また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流</p>
--	--	---	--

	<p>⑥ 卒業・修了後の支援</p> <p>日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援</p> <p>意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。</p> <p>① 海外留学に関する情報提供等の充実</p> <p>海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関</p>	<p>⑥ 卒業・修了後の支援</p> <p>優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。</p> <p>帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援</p> <p>① 海外留学に関する情報提供等の充実</p> <p>留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関</p>	<p>推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援</p> <p>国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。</p> <p>帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、SNSを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、帰国外国人留学生研究指導事業については、オンラインを活用した指導等を支援する特例措置を実施する。</p> <p>また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援</p> <p>① 海外留学に関する情報提供等の充実</p> <p>留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外</p>
--	--	---	--

	<p>する幅広い情報を収集・整理のうえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。</p> <p>② 学資金の支給</p> <p>諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。</p> <p>意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>係機関への情報提供を充実する。</p> <p>また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることをとする。</p> <p>② 学資金の支給</p> <p>グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>官民協働留学支援策である「トビタテ！留学 JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログ</p>	<p>の関係機関に対して更なる情報提供の充実を図るためにリニューアルした「海外留学支援サイト」の後継サイトを適切に運営する。</p> <p>また、オンラインの活用等による海外留学フェア等の説明会を開催し、海外留学希望者のニーズに対応した情報提供に努める。</p> <p>さらに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供、関係機関から要望が多い機構の複数の海外留学奨学金制度の説明及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。</p> <p>② 学資金の支給</p> <p>海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、様々な国の戦略を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行う方策を実施する。</p> <p>海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。</p> <p>海外留学支援制度（学部学位取得型）において、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、</p>
--	---	--	---

		<p>ラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。</p> <p>さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえ、2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>諸外国（地域）で長期間滞在する上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施する。</p> <p>官民協働留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN」については、日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修、壮行会等をオンラインを活用して円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金をオンラインも活用して募り、計画的に運営する。</p> <p>さらに、「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。</p>
<p>I-3 学生生活支援事業</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ、事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかな的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合的・戦略的に事業を推進することが期待されている。</p> <p>このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等の政府方針に基づき、大学等における就職率の動向等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、重点的に問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p>	<p>3 学生生活支援事業</p> <p>機構は、様々な国の戦略を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>また、有識者による会議を適宜開催するなどし、学生生活支援事業に関連する重要課題や事業の実施方法等について議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。</p>

	<p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供</p> <p>大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援</p> <p>障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。</p>	<p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供</p> <p>国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況について調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。</p> <p>また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援</p> <p>障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。</p>	<p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供</p> <p>令和4年度に実施した「学生生活調査」、「高等専門学校生生活調査」、「専修学校生生活調査」の結果については、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。</p> <p>各大学等における学生支援の取組状況について、先進的な取組みも含め実態を把握するために、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。</p> <p>さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援</p> <p>障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実に図るため以下の施策を実施する。</p> <p>① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実に図る。</p> <p>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、令和4年度までに収集した紛争の防止・解決等に関する事例を活用しつつ、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。</p> <p>③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。</p> <p>④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</p>
--	--	---	--

	<p>(3) キャリア教育・就職支援</p> <p>大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。</p>	<p>(3) キャリア教育・就職支援</p> <p>各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。</p> <p>特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。</p>	<p>(3) キャリア教育・就職支援</p> <p>大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実を図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。</p> <p>① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を実施する。</p> <p>② 大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組の推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実施するとともに、キャリア教育の実施状況等にかかる好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。</p>
<p>II-1 業務の効率化</p>	<p>II. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努め</p>	<p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を</p>	<p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務</p>

	<p>つつ、平成 30 年度予算を基準として、令和 5 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。</p>	<p>下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p>	<p>経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p>
<p>II-2 組織の効果的な機能発揮</p>	<p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築</p>	<p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p>

	する。		
II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。また、若手研究者等を活用した公募による調査研究の在り方について引き続き検討する。
II-4 情報システムの適切な整備及び管理	4 情報システムの適切な整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	4 情報システムの適切な整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	4 情報システムの適切な整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
III-1 収入の確保等	III. 財務内容の改善に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III. 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III. 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。
III-2 寄附金事業の実施	2 寄附金事業の実施 学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給のほか物価高に対する経済支援など、寄附金事業を適切に実施する。
III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。
III-4 予算の管理及び計画的な執行	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画

	<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</p>	略	略
Ⅲ―5 短期借入金の限度額	<p>5 短期借入金の限度額</p> <p>—</p>	<p>5 短期借入金の限度額</p> <p>奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。</p>	<p>5 短期借入金の限度額</p> <p>奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。</p>
Ⅲ―6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	—	なし	なし
Ⅲ―7 重要な財産の処分等に関する計画	—	なし	なし
Ⅲ―8 剰余金の使途	—	<p>決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>
Ⅳ―1 内部統制・ガバナンスの強化	<p>Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(1) 事業運営への外部有識者の参画</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26</p>	<p>Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(1) 事業運営への外部有識者の参画</p> <p>運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。</p>	<p>Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(1) 事業運営への外部有識者の参画</p> <p>運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。</p>

	<p>年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p> <p>(2) 外部評価の実施</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p> <p>(3) 理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するととも</p>	<p>(2) 外部評価の実施</p> <p>外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p> <p>(3) 理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号</p>	<p>(2) 外部評価の実施</p> <p>外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。</p> <p>(3) 理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策</p>
--	--	--	--

	<p>に、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p> <p>【再掲】</p> <p>（４） リスク管理の推進</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p>	<p>総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>（４） リスク管理の推進</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p>	<p>を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p> <p>（４） リスク管理の推進</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、当該年度のリスク管理に係る計画を策定のうえ、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p>
--	--	---	---

	<p>(5) コンプライアンスの推進</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p> <p>(6) 内部監査の実施</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的</p>	<p>(5) コンプライアンスの推進</p> <p>コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。</p> <p>(6) 内部監査の実施</p> <p>業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。</p>	<p>(5) コンプライアンスの推進</p> <p>コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修</p> <p>第4期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p> <p>② 個人情報保護の徹底</p> <p>個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。</p> <p>③ 情報公開の適正な実施</p> <p>情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。</p> <p>(6) 内部監査の実施</p> <p>第4期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。</p>
--	---	---	---

	な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】		
IV-2 情報セキュリティ対策の推進	2 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年法律第 104 号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	2 情報セキュリティ対策の推進 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	2 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 3 年 7 月 7 日改定)等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。
IV-3 広報・広聴の充実	3 広報・広聴の充実 SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供するとともに、SNSやウェブ動画等の媒体の活用を図る。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、令和 4 年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。
IV-4 施設及び設備に関する計画	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。特に、市谷事務所の整備については、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえた計画を具現化し、必要な環境整備を実施する。
IV-5 人事に関する計画	5 人事に関する計画 機構の業務を適切に実施するため、人事基本計	5 人事に関する計画 (1) 方針	5 人事に関する計画 (1) 方針

	画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。	<p>① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。</p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。</p> <p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>① 人事基本計画に基づき、多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p> <p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>
IV-6 中期目標の期間を超える債務負担	6 中期目標の期間を超える債務負担 —	6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。
IV-7 積立金の使途	7 積立金の使途 —	7 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。	7 積立金の使途 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。